

工業従事者における

階層序列の変化と貧困層の形成

—都市生活と貧困の研究 その一—

社会福祉学科生活問題研究会

序 研究の目的

この研究は、社会福祉学科生活問題研究会の活動として昨年度に着手された「都市生活と貧困の研究」に関する報告その一の統編をなすものである。(1)

ところで昨年度の研究の局面は、その報告のように、都市社会における貧困層の社会的形態とその分布・比重を明らかにすることだった。そのため、まず、戦前昭和初期の諸就業形態から社会構成を析出し、ついで昭和初期の要救護層、要保護層のそれを同じ尺度で切って、その特殊な階層構成を検出し、更に両者を比較検討して、貧困な階層の集中部分と比重を明らかにした。それによると集中階層は、當時の社会構成の中で量的に圧倒的部をしめるところの、社会階級としての自営業者層にあることがわかった。とくにそれは、「手工业者」と名づけたところの建設以外の職人及び「建設職人」、行商露店商など「名目的自営業者」の階層に代表される。しかし一方、労働者階級に所属するところの、「単純労働者」層もかなりのウエイ

トをしめ、そしてその後社会構成の近代化と共に、ますますここへ傾斜することを見た。

しかし、昨年度の研究では、貧困層又は要保護階層の社会的定在形態に関するこのような大きな方向の指摘、及び見取図の作成を行うに止めたのであった。そして個々の社会階層にまで上昇し、より具体的に、関連する諸階層の性質や形成過程、他の諸階層との関係などを分析する作業は本年度にまわされた。

したがつて本報告の課題は、(1)戦前昭和の都市社会における貧困層の社会的定在形態とその分布に関して導き出された結論を更にいろいろの角度から分析して確かめ、(2)更にその結論をより具体的な内容によって豊富ならしめ、逆に貧困層の概念をその上に立つて規定しなおすこと、(3)そのような貧困層がどのように形成されるか、その経路を明らかにすること、である。

そこで本年度われわれは「貧困」に関連する諸階層として、前記の諸成果を再検討し、いくつかのものをピックアップし、用うべき資料を手わけして探索した。しかしその結果は案外であった。断片的な、そ

して局部的な調査資料はあっても、その階層全体にわたる資料は少なく、また課題についての諸指標を含むものは貧弱であった。しかも形成過程や転落過程に関するものは少なかった。そしてとくに必要な自営業者層に関する資料はほとんど見出せなかつた。それにはまたわれわれのスタッフや研究費等の制約もある。そこでわれわれは対象を制限し、第一章以下に分析するような若干の階層に止め、また用いる資料も基本的なものに局限せざるを得なかつた。

さて、貧困層の形成過程を明らかにするための方法としては、われわれは、一つは世帯構成をふくめた広義での労働力の側における諸要因と、一つは所得、所得源泉に関する諸要因の二つの側からの作用の交錯と、その結果というようとにらえるべきであると考える。少なくともそのようにして、立体的構造的に、貧困層を孤立的でなく、全体の中での諸関連として把えることが可能であると考える。⁽²⁾しかしその議論については詳述しない。第一節以下の分析の中で具体化されているからである。

このようにして、われわれは一応本年の作業の範囲で、課題に関する答案を、以下に提出しておきたい。その範囲は狭いものであるし、またその範囲でとりあげた対象に関しても分析の不足が感ぜられる。

しかしわれわれの究極の目的は戦後の現状における分析にあり、そ

のための分析研究としては、最低限必要な基礎的部分が、ほぼ達成されていると考えている。ただ出来れば、戦前の分析についても今後その不足をおぎない、より完成したものにしたい意向をもつてゐる。

本報告の執筆は第一章江口英一、第二章山崎清、第三章一番ヶ瀬康

子による。但しそれは本研究会の研究部門の他のメンバーたる平山耶幸、松尾昌子、小川みどり、三村美美子をふくめた共同討論を経て、作業は平山、松尾、小川、三村四氏の献身的な助力による。なお本研究会は社会福祉学科所属の機関であるが、大学側から種々の支援を得た。感謝する次第である。

(1) 本誌第八号所載「都市生活者の社会構成と貧困」社会福祉学科生活問題研究会

このことは資本主義の発展を否定するものではない。むしろその発展の表現でもあるだろう。

(2) ここではこの研究方法について詳論しない。それについて共同研究者・江口が社会福祉学会機関誌第三号に論じてある。参照していただきたい。

第一章 工業従事者における階層序列の変化

第一節 課題と方法

本章における分析の対象は、「研究その一」における社会構成の「Ⅱ小経営主・自営業主・職人」中の「2職人」として示された二つの社会階層、「建設職人と手工業者」、及び「Ⅲ被用者・家族従事者」中の「5近代的生産部門従事者」として示された三つの社会階層のうちの第二番目の「機械工業従事者」である。⁽¹⁾

(1) われわれはこれらの従業者の、就業場面における生産様式上の特徴を、つきのように説明した。(その一、一二頁)

「工業部門は近代産業の中核であり、資本制経済機構の基礎部門をなすものである。したがつて発生史的にも、内包的の発展の点でも、資本制生産関係のもつとも集約される部分である。資本制に特殊な工業の形態はいうまでもなく工場制度に

より機械工業である。だが、かかる工業形態への移行は一様に生ずるのではない。

いつてようであろう。しかしこの階層については、小輪では簡単にしかふれられない。

高度な手工的、工芸的技能によつて多種少量生産を行つた時代のいわゆる都市工業は、資本制生産のかなりの發展段階に到達しないと資本主義化しない。のみならず日本において広範にみられたように、資本制段階以後においても、自生的であるうと、外來したものであると、需要の小量の場ではこの種の工業部門が新たに発生しさえする。このようにして昭和初期はなお多くの部門が手工的工業に託されていた」（一二二頁）。

手工的生産方法が機械的生産方法にとつてかわられる速度や過程は、しかし、同じ工業部門の中でも、更にその他の生産部門の間においても、非常に異なるよう。それはその部門の生産力、蓄積、労働力市場、商品市場など諸要因のあり方によつて相異する。

ところで手工的加工業は、一般的にいえば、必然的に消滅するか、近代的な資本制固有の工業形態に移行すべき存在である。そしてその消滅又は移行は、建設産業に比較すると一般的に早いようである。しかしこの段階では商業資本の支配などによつてその發展が制約されると共に、古い労働様式の上に、広汎な存在を保つていたようである。それはすでに研究報告したところ、「日本之下層社会」によつても工業における手工的小生産者、いわゆる居職人は、かつての地位と実質を失い、分解して貢労労働者化するか、形骸を止めるのみの事実上の貢労労働者の境涯にいち早くおり落ちてゐることが分析されている。しかしそうであるとはいへ、特定の場面や地域では、その産業部門が、全体としてはまだ未発達な生産方法により、技術的基礎を手工的労働においている段階では、弱小生産者は優に大経営者と競争できるのである。更に市場のあり方によつては、拡大しさえするのである。

この様な中で、建設業においては、その商品需要の特殊性、生産の分散移動性、要するに大量生産方法が導入され難いこと、高度な手工的熟練の必要、古くから存続する確固な同職組織と、更に以上の基礎の上に温存される新方制度などにより、その生産方法が機械的生産に移行すること最も困難な場面の一つである。したがつて、同じく手工的工業者（生産者）といつても、この部門のそれは、先述の一般手工的工業部門にくらべ、比較的後にいたるまで、自立言業者の地位と内容を保つ傾向がある。それが質的転換をとげつたのは、やつと戰戦のことと

さて、ここでの課題の第一は、これら資本主義經濟機構の中核をなす部門に属するところの三つの社會階層の相對的地位と、經濟の發展によるその相對的變化を、「要保護階層」又は戰前昭和初期の貧困層との關係をふまえながら明らかにし、昨年の研究を更に具体的に一步前進させることである。

課題の第二は、前述の目的にふくまれるが、つづく第二章及び第三章の対象の形成母体の中心をしめる廣汎な自営業者層、そのうちここでの対象となつてゐる手工業者、建設職人の命運を、とくに明らかにすることである。しかるにこの点は、全体的資料の不足から、後述のように、間接的推測的に明らかにし得るにすぎなかつた。戰前の労働統計においても、その対象の中心は、一般に機械制工業從事者におかれていたのである。

つぎに分析の資料としては、一つは労働統計実地調査の昭和八年分と昭和五年分を用いる。（2）

(2) 昭和八年労働統計実地調査によると、時期、範囲、調査事項についてつきのようになつてゐる。調査の時期、昭和八年十月十日現在。調査の範囲、工場及鉱山（小論からは除外）の両者に亘つてゐるが、工場では調査当日三十人以上の労働者を使用する事業主及其の労働者につき調査するを原則として、例外として工場中綿糸紡績業又は麻糸紡績業を営むものは三百人以上、綿糸業、絹糸紡績業、船舶車輛製造業、洋紙製紙板紙類の製造業、マツチ製造業又はセメント製造業を営むものは百人以上、毛糸業、真絲製造業、麻真田製造業、絲組物紬洋織心類の製造業、活字製造業、漆器業、火薬ダイナマイト類の製造業、雷管導火線製造業、製油及製蠟業、笊籠行李類の製造業又は蘭越友釋真田及経木真田製造業を営むものは十五人以上の

労働者を使用する事業主及その労働者につき調査し、鉱山では鉱業法又は砂鉱法の適用を受けた調査當日五十人以上の労働者を使用する事業主及び労働者二つを問

調査の事項は、イ、事業主について、工場又は鉱山の名、所在地、事業の種類、労働者現在数、一日の所定労働時間、所定休憩時間、一箇月の所定休業日数、実物給与の種類と価額。ロ、労働者について、氏名男女別、生年月日、出生地、配偶者の名前。

偶者の有無、教育の程度、職名、就業の年数、賃金、実物給与の有無、である。労働統計実地調査は、労働統計実地調査令（大正十二年五月二十二日勅令第二六六号）にもとづいて大正十三年を第一回とし、以後三年毎に十月十日現在によつて行われたもので、戦後までその系列は引つづいている。

調査事項の概念規定の説明のため、あわせて調査票と記入方法を示しておこう。

昭和八年十月十日現在 労働場(工用)									
一氏名					号名労働者				
年月日					第号				
出生地					工場所在地				
県府道市村町区					県府道市村町区				
八就農の年月間					二男別女男女				
時問					時問				
時間					時間				
早出居表					単出居表				
四分鍵					四分鍵				
有無有無有無有無有無					有無有無有無有無有無				
米穀調味料被服光熱住宅寄宿舎其の他					九賃金				
十与の稟物有給					七職名				
右之通相違無し候也									
調査員検印									
氏申名者印捺									
局統計内閣取締									
右之通相違無し候也									
調査員検印									
氏申名者印捺									
局統計内閣取締									

審議会（本票は労働調査員（労働副調査員）置、鶴山
市在りては労働副調査員）労働者の申告で甚

署名又は捺印して入場券を発行する。()

二 氏名の書き方
男女の別名を書き入れること。
男は「男」、女は「女」の文字の傍に○印をつけること。

出生の年月
生まれた年月日を書き入れること。

生れたた月日の明るでになないい者者はば月日の上の斜線をひひくこと。

四、出生地　生れた年の明できない者は見込の年令を「何歳」と書き入れること

(ち)(ち)生れた近府県の区町村の名を書き入れること
生れた都市、区町村の明でない者は「都市」、「区町村」の上に斜線をひ

(2) 朝鮮、台灣、樺太、關東州等で生れた者はそれぞれ「朝鮮」、「台灣」、

(c) 外國で生れた者は其の國の名前を「道府県」の上に書き入れること。

は「無」の文字の傍に○印をつけること。

依り其の程度が分らないものに於いては（一）をつけて尋常小学校、高等小学校中等学校、専門学校等のいづれにあたるか其の程度を書き入れること。

(4) 最後に卒業した学校的名を書き入れること。
途で退学した者は「何学校何年終了」と書き入れること。

七 学校へ入らぬ者は斜線をひくこと
職名 現に自己の従事して居る仕事の職名をなるべく詳しく述べ入れること

八 尚役付の者は職名と共に役名を書き入れること。
就業の年数最初に工場に働き出してから現在までの年数を書き入れること。

若し中途で工場を止めたことのある者は其の止めて居た期間を差引いて書き入れること。

(4) 最近の給料日に勘定済の賃金、手当、歩増、賞与等の合計金額を書き入れ

(4) 借金や実物で渡されたものは入れぬこと。

日を日数に算入せぬこと、但し月給の者は單に「月給」と書き入れること。

十
実物給与の有無　工場から賄、米穀、調味料、被服、光熱、住宅、寄宿等
其の他の給与を無償又は廉価で受けて居る者は各該当欄の「有」、受けて居ない者は各該当欄の「無」文字の傍に〇印をつけること。

このうち、見られるように、主として用いたのは昭和八年報告書である。それはこの年度の方が諸特徴をよく示すであろうということと、要保護者の東京初の職業センサスが昭和八年に行われ、それと対照するのに便利であったからである。また、第三章以下の資料が、やはり昭和七、八年を中心としていたからである。

しかし、労働統計実地調査は、それ独自に用いるのでなく、工業統計表による昨年度分析をこれに利用するため、産業分類の対照を行う。したがつて工業統計表を用いて前者の資料を裏打ちしてある。

更に、国勢調査昭和五年度の産業別就業者分布及び職業別就業者分布表を用いる。この場合も労働統計実地調査（昭和五年）の産業分類、職業分類と口調のそれを対照させ、連結するようにした。

もともと、労働統計実地調査は、原則として、規模三〇人以上の企業の就業労働者を対象としている。したがつて、これによる時は、手工的及び機械的工業及建設業従事者の全体を完全に把握することは出来ない。若しそれをやらねばならぬとすると、用い得る資料としては、昨年と同じく国勢調査しかない。しかるにそれでは指標が簡単で、とうてい具体的構造的な分析に進むことは不可能である。そこでわれわれは労働統計実地調査を用いることとしたが、そうすると、とくに、基本的目標である手工業従事者については、本来的な部分が脱落して、逆にその内容を失い、没落して非自立化し、マニユアルチニア場に被用者として組み入れられた手工業的被用者階層だけが観察されるとなる。これはいたし方ないことである。そこで、しかし、我々は国勢調査による全数を用いて、両者の差額を算出し、これを規模三〇

人以下の手工的工業従事者と見なして間接的に把握し、加工対比するという方法をとる。

さて、つぎに分析のための作業方法をのべておこう。

まづ分析の指標として、年令と賃金とを用いる。それは両者とも一般的指標であつて、その他の具体的指標による分析にすすむ前に果しておかなければならぬ基礎的研究である。前節にも示されたように、労働力と労働の内容を特徴づける要因として、この二つは最も基礎的なものである。

ところでこれらの指標を用いる場合、就業者の産業別の特徴に視点をおき、産業の性格を明らかにすることを以てはじめらるか、又は就業者の職業別の特徴を視点として、職業の性格を明らかにすることを以てはじめらるかは問題のあるところである。もちろん本節の課題の示すように、目的はいつれにしても就業者そのものにあるが、ここでは前者の方法で進むこととする。

というのは、一つは、ある産業部門の技術的基礎が、長期的一般的には独立変数として、労働の仕方様式を従属変数的に変えてゆく。一般的には手工的労働から機械的労働へ変換せしめるのは、生産における技術的側面が最も重要な要因であるからである。もちろん、職業概念の構成要因は、その労働又は作業における技術的なものだけではなく、生産のために結ばれる人間関係や労働組織などの側面が重要な要素となる。しかしそれを変化させ、職業の内容と性質をかえてゆく動因は前者にある。われわれはのちに見るよう、産業部門の生産様式における手工制及機械制の区別が、ある職種の労働様式における手工

的労働及機械的労働の区別とかなり合致しているのを見る。すなわち

機械的又は手工的労働による職種が、それぞれ機械的又は手工的生産様式による産業に大部分集中している場合が多いのである。

いさでもなく、産業の性格と職種の性格が全く一致しているべきだとするなら、それはどちらから始めても同じであろうし、第一、そうであるなら、われわれの基本的な方法としての社会構成とその変動の分析を、産業構成との変動の分析から区別して、特に問題とする必要は全くない。のちに示されるように、その間には、一定の程度のズレがある。たとえば手工的労働による砂鑄物工が、この段階では広く機械的工業の各部門にみいだされるが如くである。しかし長期的には産業における生産の仕方様式が、職種の内容と性質を変えてゆくであろう。

二つは、日本における職種は、その本来的な意味において成立するには、工業部門では、例え西欧社会に見られるように、それほど強力な条件をもたなかつたのではないか。ある特定の職種が、特定の技能養成、技能、賃金とその決定、支払方法、作業時間と作業方法、作業の範囲、等において自主的な決定力をもち、他の職種と確然たる区別をもつといつた姿態が、それほど強くは見られないよう思う。だから極端にいえばここで職種は職名というほどの意味であり、われわれが社会構成を分析するにあたり、職業の社会的経済的性質を判定するため、なによりも所属産業の性質をまず第一規定として、進んだのはこのためである。

そこでこのような方法で、課題に対しても答えてゆこう。

第二節 産業と年令構成

まづ、昭和八年労働統計実地調査報告第一巻工場の部を用いて、一五七産業（小分類）の男子就業者の年令構成上の特徴を観察し、いくつかに類型分けしよう。このために第九表「産業（小分類）職業及年令別労働者並に一日平均賃金」男子の部を用いる。この表によると、年令階層は、五才きざみ（若年層ではここ三才きざみ）で十四に区分されている。そこでこれを十三才以下、十四—十五才、十六—十九才、それ以上は五九才まで五才きざみ、六〇才以上は一つとし、十二に区分する。

そして各産業の就業者の平均年令を算出すると共に、十二区分によるヒストグラムを作成して相互に比較した。

この場合、労働統計実地調査に把握された産業のうち、その就業者総数が二〇〇人以下のものは、統計技術的理由から省くこととする。その一覧表をかかげておくとつきの表のようである。（第一表）

産業の小分類	人數
瓦、土管製造	92(手)
電気通信機械器具製造—官	84(機)
医療機械器具製造—官	127(機)
貴金属、宝石、飾石細工	87(手)
薬品、壳菓、壳菓類似品製造—官	54(手)
その他の化学工業—官	128()
真綿製造	110(手)
湯匙斗、浸抜、洗張、洗濯業	145(手)
扇子、团扇提燈傘、合羽類製造	16(手)
履物類製造	180(手)
その他の身装品製造	57(手)
骨、角、甲、牙貝類細工	158(手)
刷毛、その他の羽毛品類製造	131(手)
製材、合板製造—官	92(手)
疊表、花旗、類製造	88(手)
笊、箆、行李類、製造	111(手)
精穀業	159(機)
その他の酒類醸造	54(手)
清涼飲料製造	39(機)
ガス発生供給業—公	110(機)

注 (1) 就業者総数二〇〇人以下の産業は、人数が少ないと年令カーブが変則的となる恐れがあるため、作業対象から除外した。

(2) カツコ内の手は手工制工業、機は機械制工業

つぎに、残余の一三七産業を、工業統計表（昭和五年）の産業小分類と対照し、「研究その一」において用いられた工業統計表の産業小分類（若干の相異がある）による機械的工業と手工的工業の二分類にしたがって、大きく二大別する。

さて、与えられたのは平均年令とヒストグラムの形状である。ヒストグラムは年令別人員数の比率で、これを描くこととする。まゝ後者を用いて、その就業者の年令構成による産業の区分をする。この区分は殆ど統計上の相互比較によるものであり、一三七産業を一つ一つ相互に比較し、やや多数の区分から、次第に少数の単純な区分へと集約していく。ただ、おおざつぱにいって、すべての産業のヒストグラムが、中程で高く、両端に低く、きれいな山形をなしていることは、ほぼ共通している。その中で、モード及びその近辺が左すなわち若年に傾っているものと、逆に右すなわち老年にかたよっているもの、及び中程に位するものがある。更にその集中度合いが高く、わば尖銳なカーブを描く場合と、集中度低く、いわば平頂又は鈍い山形をなす場合がある。つまり若年、壮年、高年型（このように呼ぶこととする）には、それぞれ尖銳な形と平頂な形がつけ加わっている。

ところで、問題は平頂な形である。それが全労働人口の年令構成分布よりも、平頂な山形を示すときは、つぎの二つであろう。一つは、完全な老令型に近接する、夫々の中間形態である場合である。一つは、

若年層と老令層が混在し、壮年層が欠けている場合である。いいかえると、その産業の年令構成は、年令からみて二つの異質労働者集団（したがつて二つの労働市場）によつて構成され、本来は二つに分離して観察すべき場合である。

もしそうだとすると、平頂形が問題となるのは、とくに前記の壮年型の場合であろう。そこで、その中から平頂と思われるものをとりだして、とくにこれを混合型となづけ別掲する。實際上何が尖銳で、何が平頂かを区別する理論上の基準はない。これは全く経験的方法で行われた。またその方が分類方法として素直であると思う。すなわち、すべての山形を一つづつ検討して、ヒストグラムにおける一つ以上の柱が仮りに二〇%をこえる高さにあるものを尖銳とし、一つもないものを平頂ときめることとした。逆に前記の若年型においては、平頂は事実問題とならなかつた。これに属するものは全部前述の意味で尖銳形である。もし平頂のものがあれば、それは統計上壮年型に移行するものである。高年型においては、尖銳と平頂を区別出来る。この場合は、平頂な形を示すのは、先に書いた前者の理由、すなわちより老令的であるという意味でしかない。もつとも、更に老令化しているときは、再び尖銳となるであろう。

ここでの対象は、労働統計実地調査（原則として三〇人以上規模）による男子労働者である。したがつて極度に老令者のみが集中する産業部門は事実上ない。したがつて、年令構成がより老令に傾いている場合を、高年型と名づけたのである。

しかし以上の年令型の規定は、目測に主としてよるわけで、ある意

第2表の1 年令型産業(機械・手工制別)一覧表

昭和8年労働統計実地調査・全国・男子

年令型	産業小分類	平均年令	労働者数
機械的工業若年型	1 絹織物製造	25	10,016
	2 麻織物製造	27	401
	3 綿織物製造	27	11420
	4 撥糸業	27	1192
	5 絹糸紡績	26	4130
	6 畜産品製造	26	585
	7 人造絹糸製造	24	13,041
	8 その他の金属工業	25	1,151
	9 毛織物製造	27	3,995
	10 その他の紡織、紡績品製造	27	1,814
	11 自転車製造	24	1,659
	12 時計製造	25	3,265
	13 セルロイド、セルロイド品製造	27	2,301
	14 電球製造	25	3,574
	15 光学機械器具製造	27	1,227
	16 電動機電機機械器具	27	1,7759
	17 電気通信機械器具製造	27	2,801

味で主観的でもあり、不充分であろう。何しろヒストグラムの柱が二つあるわけだから、小さな差異を問題とすれば、その組合せは正確には無数である。したがつて、更に客観的基準として平均年令を用いることとした。しかしそれによる区分は原則的な意味のもので、ちがう年令型で、平均年令が同じという場合も例外には出てくるはずである。いま平均年令からみて、原則的に、若年型は二八才未満、壮年型は

二八才以上三二才未満、高年型を三二才以上とする。この区分も全く経験的なものである。

以上の作業仮説をもつて、男子就業者の年令型により産業を振り分けたところとなる。そしてあわせてそれぞれの型にくまれる産業を三つとりあげヒストグラムの実例をかかげておこう。

第2表の2

機械的工業壮年型	1 12-135 伍詰壙詰製造	28	1,159
	2 純糸紡績	29	24,494
	3 紙料紙製造	31	15,165
	4 肥料製造	30	10,676
	5 製氷、冷蔵庫	31	613
	6 純糸紡績	28	8,434
	7 鉱物油精製	31	2,816
	8 セメント、石灰、石こう類製造	32	9,186
	9 染料、顔料、塗料製造	30	2,414
	10 動植物油脂製造	31	2,546
	11 砂糖類製造	32	2,831
	12 製粉澱粉製造	31	1,876
	13 採鉱、選鉱、練用機械製造	29	2,601

第2表の3

年 令 型	産業小分類	平均年令	労働者数
機械的工業壯年型	14 2-18 金属薄板品製造	29	4,175
	15 15-153 防水布、油布、リノリウム製造	29	776
	16 3-34 金属工用、木工用機械器具製造	28	3,863
	17 3-27 紡織機械器具製造	29	1,3243
	18 4-45 航空機製造一官	29	6,275
	19 2-20 建築用家具用金物製造	30	2,346
	20 2-10 精練業一私	30	2,4250
	21 4-41 造船業一私	32	3,2611
	22 2-12 金属圧延業一私	30	1,9644
	23 3-13 電線、電纜製造	32	4,182
	24 4-46 航空機製造一私	28	1,5202
	25 4-47 自動車、自動自転車製造	29	1,503

第2表の4

機械的工業高年型(尖銳)	1 12-132 ビール醸造	33	2,558
	2 6-61 火薬、その他の発火物製造一官	32	2,293
	3 14-147 電力発生供給業一官	34	2,111
	4 14-150 水道業一公	38	4,99
	5 8-94 衣服裁縫業一官	35	9,99
	6 2-9 精練業一官	32	28,634
	7 12-142 煙草製造	35	6,775
	8 2-19 鋼索製造針金細工	33	2,460
	9 2-11 金属圧延業一官	34	1,442
	10 14-149 ガス発生供給業一私	34	2,672
	11 2-15 鑄造業一官	35	1,710
	12 14-148 電力発生供給業一公	37	303
	13 4-43 鉄道軌道車輛製造一公	38	1,335
(平頂)	1 3-28 農業用土木建築用機械器具製造	34	994
	2 7-84 毛織物製造一官	34	304
	3 10-119 皮革、擬革、その製品製造	32	2,504
	4 4-40 造船業一官	32	4,9535
	5 9-103 紙料、紙製造一官	33	439
	6 3-30 銃砲弾丸水雷製造一官	34	11,880
	7 4-42 鉄道軌道車輛製造一官	34	11,088

第2表の5

年令別	産業小分類	平均年令	労働者数
機械的工業混合型	1 釘、鉄、針類製造 5-53	27	3,478
	2 医療機械器具製造 5-54	27	217
	3 楽器製造 2-16	28	2,814
	4 鑄造業 - 私 4-49	30	13,900
	5 その他の運搬用具製造 2-14	28	900
	6 鍛治業 3-32	30	4,700
	7 その他の機械器具製造 原動機製造 3-31	30	16,614
	8 原動機製造 3-32	31	8,832
	9 銃砲、弾丸、水雷製造 - 私 4-44	31	4,856
	10 鉄道軌道車輛製造 - 私 5-50	31	10,145
	11 度量衡器、計測器科学的機械器具 3-39	29	6,399
	12 その他の機械器具製造 - 官 3-39	30	241

第2表の6

手工业型	1 生糸製造 7-73	27	19,582
	2 漆器製造 11-117	27	323
	3 刷物木地曲物製造 11-116	26	321
	4 其の他の木竹草蔓品製造 11-123	27	600
	5 編物、組物類製造 7-89	26	758
	6 衣服裁縫業 - 私営 8-95	25	917
	7 運動用具遊技品玩具製造 15-155	25	1,908
	8 文房具製造 15-159	26	1,371
	9 巢子、麺包、水飴製造 12-127	26	3,994
	10 莫大小、莫大小品製造 17-88	25	3,102
	11 帽子製造 8-96	26	2,149
	12 漂白、精練、染色、捺染の糸布加工 7-92	27	24,806
	13 足袋、シャツ、肩掛け類製造 8-97	25	4,766
	14 コルク、コルク品製造 11-122	26	420
	15 煉炭、核炭製造、乾錫製造 6-70	27	3,353
	16 七宝焼琺瑯品製造 1-5	25	2,767
	17 建具、家具、指物類製造 11-114	28	1,582
	18 ゴム、ゴム品製造 6-64	26	13,816
	19 製本業 9-108	26	979
	20 靴製造 8-101	27	902
	21 製版印刷業 - 官営 9-106	28	1,680
	22 製版印刷業 - 私営 9-107	28	24,659

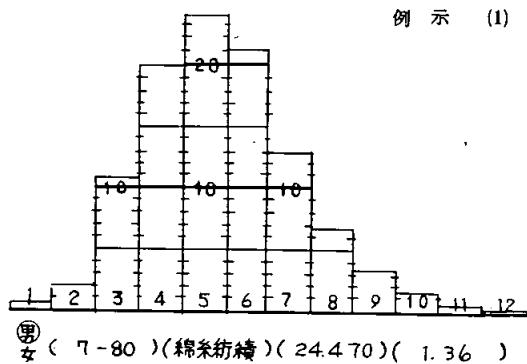
第2表の7

年 令 別	産業小分類	平均年令	労働者数
手 工 的 工 業 壯 年 型	1 粿、麦稈、経木、棕呂細工	30	3,00
	2 木ろう、蠟製品製造 3-29	29	356
	3 農業用土木建築用機械器具製造	28	2,402
	4 土木建築に関する業 12-130	31	17,332
	5 味噌、醤油、酢醸造 12-131	30	5,208
	6 和酒醸造 11-115	32	1,517
	7 樽、桶、木箱類製造 6-62	29	2,188
	8 火薬その他の発火物製造—私 1-8	31	1,280
	9 その他の土石類加工工業 9-105	28	2,614
	10 紙製品製造 6-58	29	2,343
	11 薬品壳薬類似品製造 2-21	30	15,549
	12 鍍金業 1-7	28	1,561
	13 セメント品、人造石製造 6-68	31	652
	14 石けん、化粧品製造 15-156	28	1,527
	15 その他の工業	32	1,503

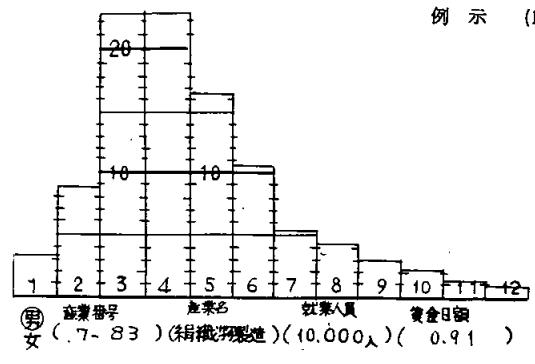
第2表の8

手 工 的 工 業 混 合 型	1 12-138 塩乾魚介節類製造 6-63	28	266
	2 マッチ製造 7-76	30	1,405
	3 編製造 7-82	30	752
	4 麻糸維糸返業 11-113	32	739
	5 製材合板製造 1-3	31	14,738
	6 陶磁器、土器製造 1-2	29	11,991
	7 煉瓦製造 7-79	30	3,844
	8 麻糸紡績 7-90	29	2,111
	9 綱網類製造 11-121	30	1,817
	10 軸木類製造 17-140	33	345
	11 製茶業 6-72	33	239
	12 その他の化学工業 1-4	30	1,523
	13 硝子品製造	28	10,660

第1図の2 機械的工業壯年型

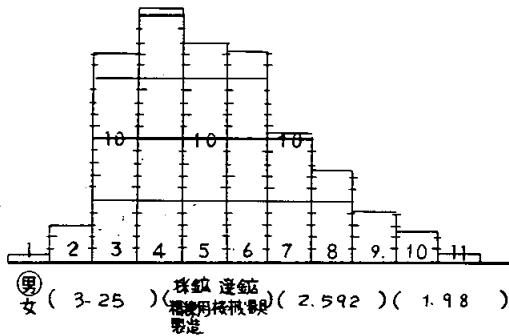


第1図の1 機械的工業若年型

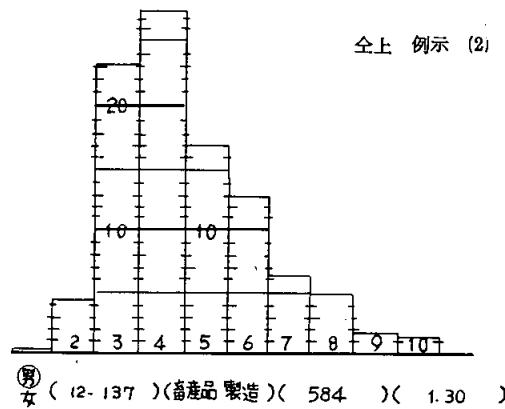


- 注 (1) 棒グラフの合計は100%である。
 (2) 横の太い線は10%間隔の水準を示す。
 (3) 年令区分は12とし、1は13才以下、
 2は14～15才、3は16～19才以下
 5才ぎまでは60才以上である。
 (4) カッコ内は産業番号、産業名、就業人員、
 賃金、日額(単位円)を示す。
 (5) 労働統計実地調査 8年男子

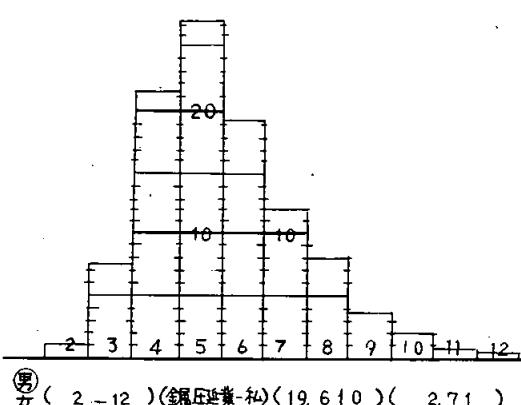
全上 例示 (2)



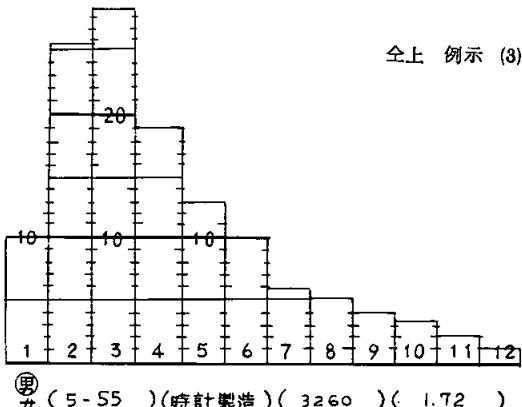
全上 例示 (2)



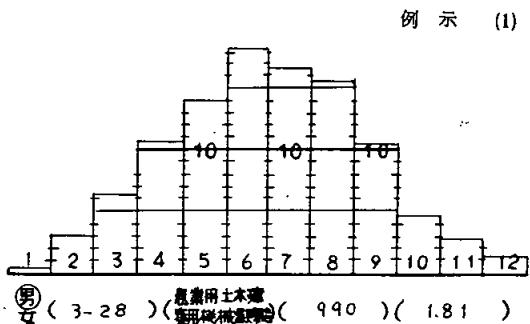
全上 例示 (3)



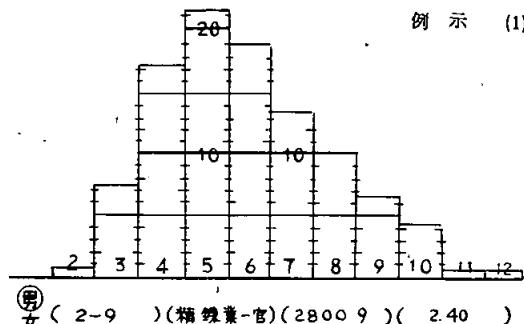
全上 例示 (3)



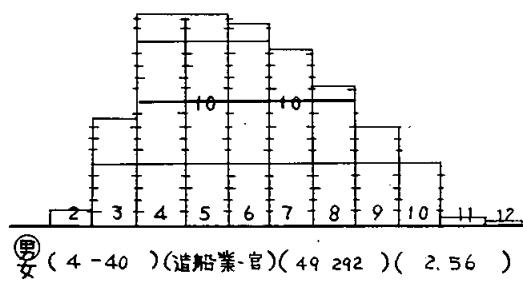
第1図の4 機械的工業高年型(平頂)



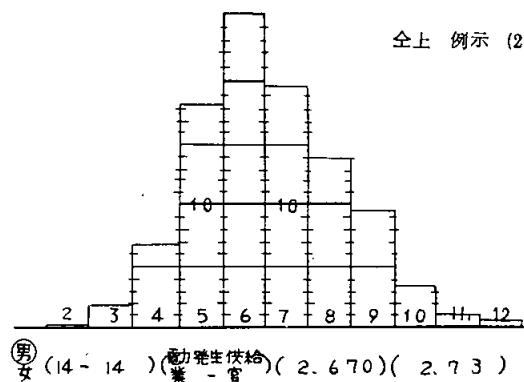
第1図の3 機械的工業高年型(尖鋭)



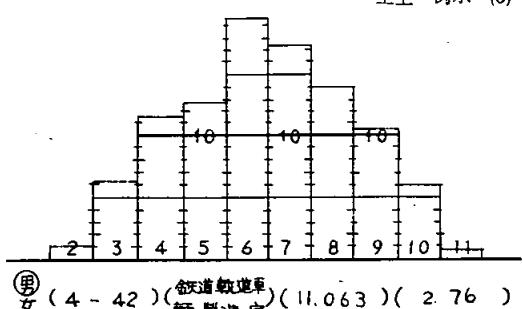
全上 例示 (2)



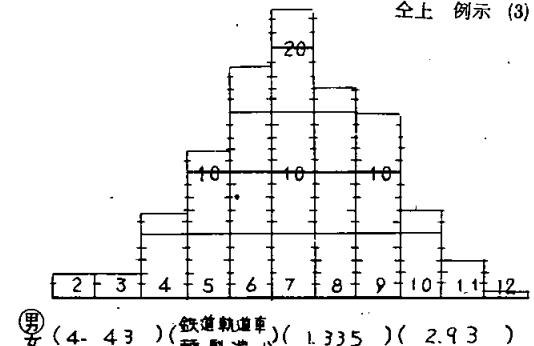
全上 例示 (2)



全上 例示 (3)

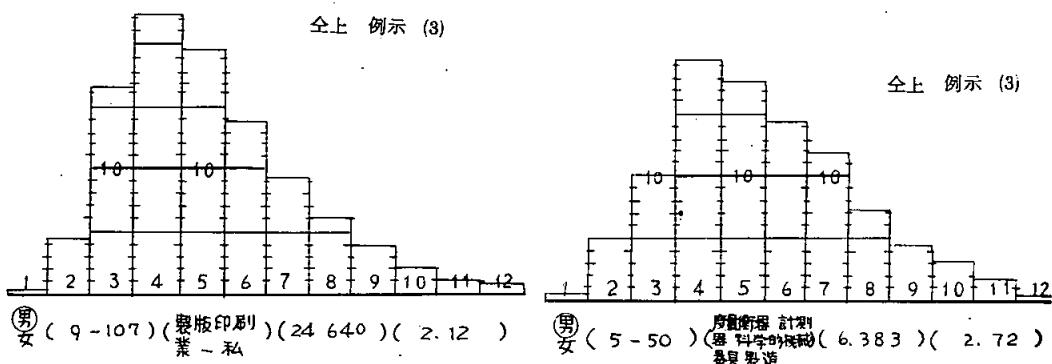
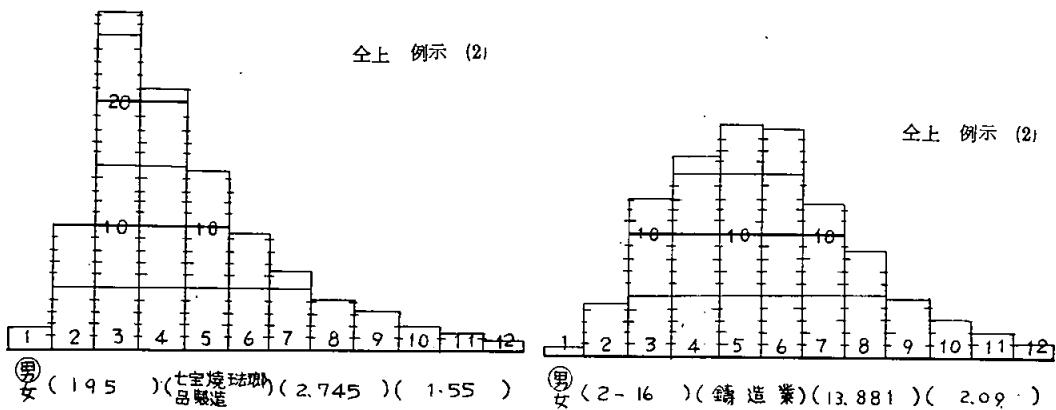
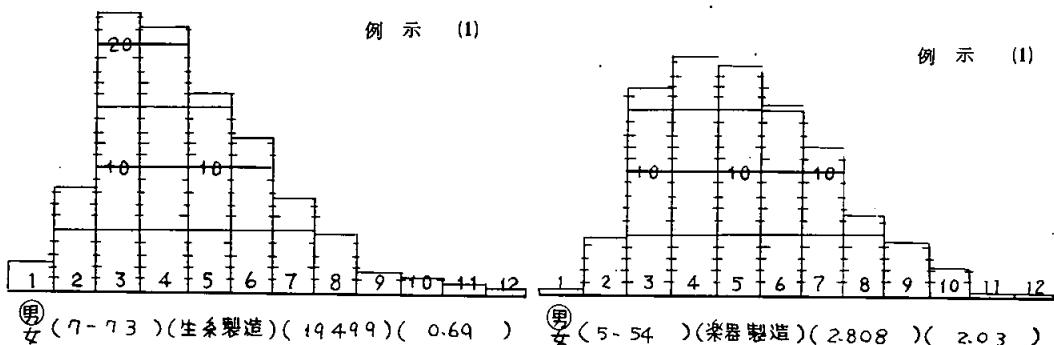


全上 例示 (3)

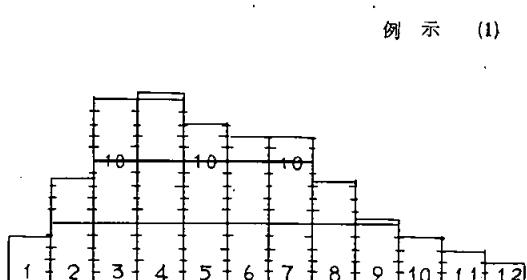


第1図の6 手工的工業若年型

第1図の5 機械的工業混合型(平頂)

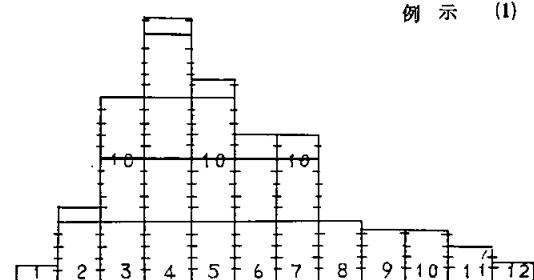


第1図の8 手工的工業混合型



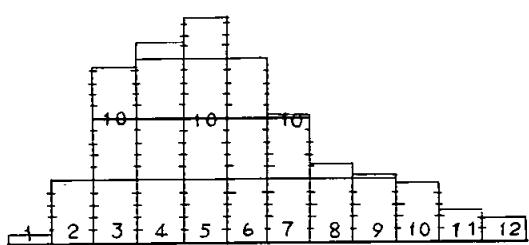
(男) (6-63) (マツケ製造) (1.40) (1.14)

第1図の7 手工的工業壯年型



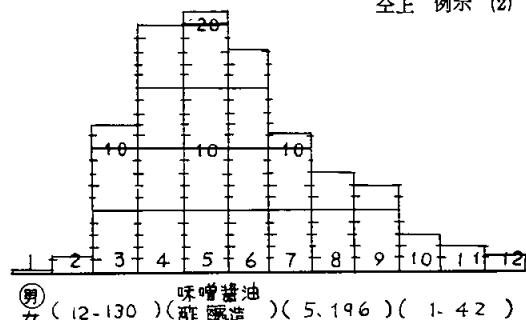
(男) (11-119) (薬草根茎木) (300) (0.98)

全上 例示 (2)



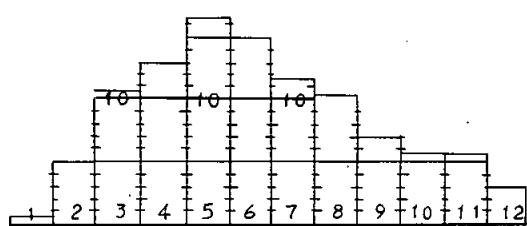
(男) (7-76) (綿製造) (752) (1.22)

全上 例示 (2)



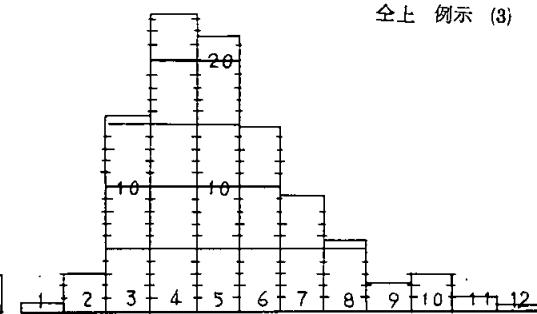
(男) (12-130) (味噌醤油) (5,196) (1.42)

全上 例示 (3)



(男) (11-121) (軸木類製造) (344) (1.53)

全上 例示 (3)



(男) (6-68) (石鹼化粧品) (1,527) (1.82)

まづ、機械的工業の若年型に属する産業は一七であった。それは織物及び弱電関係の電気機械器具製造業及び光学機器、時計、自転車製造業などにより代表される。新興産業であつて、女子就業者を多くふくんでいる。つぎに同じく壯年型に属する産業は二五であつて、金属圧延（私営）、金属薄板品製造、電線電纜製造、造船業（私）、産業機械製造、セメント石灰製造、肥料製造、砂糖製造、及び綿糸、毛糸、紡績など、概して大規模経営によつて當まれる基幹産業部門が多い。つぎに高年型でその尖鋭な形に属するものは、一三の産業であり、これは壯年型に類似の性格を有するが、官公経営の場合が多いのが注目される。しかし民間大経営が多い産業もいくつかふくまれる。平頂形状に属するものは、七産業で、全く官公営の場合である。つぎに同じく混合型では、一二産業で、鉄・錫・針類製造、医療機器製造、鑄造業（私）、鍛冶業、その他（雜）機械器具製造業など、大企業もあるが主として零細な下請企業によつて當まれ、多かれ少なかれ手工的熟練をもつ職人的労働者と、その手元としての不熟練工によつて労働が行われることき産業部門のようである。ただこの中には他に分類できぬ例外的産業も若干ふくまれている。

今度は手工的工業の諸部門を見よう。まづその若年型に属する産業は二二の部門が數えられ、広汎な都市の家内経営及び小経営更に資本主義的家内労働者をその下請外業部として従属させ、資本制マニユーファクチャアとして支配的にいとなまれているような産業である。また手工業による小経営が分業をとりいれて、労働者数としてさしあたり三〇人以上をこえたが、より小規模の経営にその産業の商品生産の基

礎がある場合もふくまれよう。労働力としては低賃金の女子及少年労働を多くふくむ産業である。この区別はここではなし難い。しかし手的工業の部分に、昭和初期の工業従業者が圧倒的に多くふくまれていたことは、前研究「その一」で明らかにされたが、それを忘れないで見てゆこう。ともあれ、ここに属する産業は、例えば、朝物木地曲物製造、編物組物製造、運動用具遊技品玩具製造、文房具製造、ゴム、ゴム品製造など雑貨工業、更に衣服裁縫、莫大小・莫大小製品製造、帽子、足袋・シャツ・肩掛け製造など衣服身廻品産業、更に製本業などがあり、また前述のように家内手工業経営が當時本来的であるようないたことは、前研究「その一」で明らかにされたが、それを忘れないで見てゆこう。ともあれ、ここに属する産業は、例えば、朝物木地曲物製造、編物組物製造、運動用具遊技品玩具製造、文房具製造、ゴム、

建具家具指物類製造、七宝焼・磁瑠品製造などがふくまれる。

つぎに手工的工業の壯年型であるが、その半分は前者の延長で、前述の諸産業と類似のものがふくまれるが、ここでは更に、蕪麦稈絞木棕呂組工、木ろう蠅製品製造、味噌・醤油・酢醸造・和酒醸造、樽桶木箱類製造のことき、いわゆる農村手工業的部門が入つてくる。産業數は一五である。

つぎに同じく混合型には、一三の産業部門が属する。これは先にも述べたように前記の壯年型の平頂形の場合である。この型を特徴づけることは中々むづかしい。一つは麻糸維糸返、同紡績のように次第に衰頽産業の境遇に落ちゆきつつあるものがある。また硝子・硝子品製造のように、全く職人的手工労働による熟練工と、その手元及び板硝子製造のように不熟練労働者のミックスにより成り立つような部門をふくむ。これは機械的工業の混合型と同じである。

実は手工的工業については高年型は實際上存しなかつた。それは労

第3表 年令型別就業者の構成

<資料> 昭和8年労働統計実地調査

		全 国		東 京		
		男	女	男	女	
機械的工業	若年型	80,331人	168,989人	14,141人	8,958人	
		15.9%	44.3%	19.6%	30.4%	
		11.1%	24.0%	12.4%	18.7%	
	壯年型	218,765	184,474	17,944	13,104	
		43.2%	48.3%	24.9%	44.4%	
		30.1%	26.1%	15.8%	27.2%	
	高年型 (尖鋭)	53,310	19,737	5,209	3,918	
		10.5%	5.2%	7.2%	13.3%	
		7.3%	2.8%	4.6%	8.2%	
	(平頂)	76,744	4,054	9,090	2,133	
		15.2%	1.1%	12.6%	7.2%	
		10.6%	0.6%	8.0%	4.4%	
	混合型	76,959	4,402	25,709	1,376	
		15.2%	1.1%	35.7%	4.7%	
		10.6%	0.6%	22.6%	2.9%	
	小計	506,049	381,656	72,093	29,487	
		100%	100%	100%	100%	
		69.7%	54.1%	63.3%	61.4%	
手工作業	若年型	114,755	281,481	25,093	13,906	
		52.1%	87.0%	60.1%	75.0%	
		15.8%	39.9%	22.1%	29.0%	
	壯年型	55,017	14,540	12,578	3,806	
		25.0%	4.5%	30.1%	20.5%	
		7.6%	2.1%	11.0%	7.9%	
	混合型	50,424	27,358	4,072	836	
		22.9%	8.5%	9.8%	4.5%	
		6.9%	3.9%	3.6%	1.7%	
	小計	220,196	323,379	41,743	18,548	
		100%	100%	100%	100%	
		30.3%	45.9%	36.7%	38.6%	
計		726,245	705,035	113,836	48,035	
		100%	100%	100%	100%	

注 (尖鋭) は 5才きざみ人數%の1つ以上のものが20%をこえるもの
 (平頂) は " の1つも20%をこえぬもの

労働統計実地調査に把握された対象の規模によるものである。戦前昭和初期においては、工業従業者のうち手工業者(業主をふくむ)は機械的工業従業者よりも圧倒的に多いが、その大部分はのちに示すように、三〇人以下の規模に所属する。そしてこの段階の手工業的經營における三〇人以上では、不熟練の若年労働者、中でもとくに女子及び年少者を用いることが圧倒的に多かつたことが分るのである。もちろん一

部には高壯年で熟練の高い労働者が含まれていた。それはしかし独立して手工業的小經營をはじめることが出来た。しかし皆が皆そうであるわけではなく、高令又は老令者は、三〇人以下の企業に被用者として停滞し、要保護層に足をつっこんでいる場合も多かつたと推測する。それはのちにふれるごとくである。

さて、そこでつぎに各年令型産業の就業者のウェイトを見ておこう。

(第三表)この表は全国の男子就業者によつて分けられた産業の年令型別に従つて仮りに女子就業者をも区分し、更に労働統計実地調査

(昭和八年)の地方集計分中東京を同じように集計して、対照させたものである。それによると、全国男子で見た場合、機械的工業と手工的工業の二つの比率は、前者七〇%に対し後者三〇%である。東京の場合だと、比率はおよそ六〇対四〇と後者の増加が見られる。機械制大工業の発展する地帯に手工的工業が、逆に高い比率で併存することは興味ある現象である。

さて、各年令型の比率を見ると、民間大企業による金属、機械、セメント、肥料などの産業を代表とする壮年型が三〇%、官公經營を中心とする高年形が一八%である。若年型は、この段階では一一%にすぎない。手工的工業では若年型が圧倒的で全体の一六%、手工業的工業の中心だけは五二%と過半数を占める。東京の場合を見ると男子の場合、機械的工業の混合型と手工的工業の若年型が特に増大することに注意を要する。

女子の場合は、男子とその労働市場における需給がかなり質的に相異るので、男子の区分と同じ区分をすること自体が無理である。第一機械的工業と手工的工業との比率は、全国の場合で五五対四五、東京で六〇対四十となる。いづれにしても手工的工業の比率が増すのである。手工的工業の若年型は中でも著しく増大する。機械的工業では若年型も壯年型も女子としては年令層はそれ程変らないであろう。あわせて全国の場合、全体の五〇%、東京の場合四五%であ

る。

第三節 賃金からみた機械的および手工的

工業の位置ならびに各年令型産業部門の位置

さて、つぎに前節において分けられた各年令型産業グループ別の賃金水準についてみてみよう。

ここで賃金とは「最近の給料日に勘定済の賃金、手当、歩増、賞与などの合計金額」であつて、「前借金や实物で渡されたものは入らない」。まづ、年令型別に産業小分類別に各年令階層別男子平均賃金と、その産業の男子総平均賃金をかかげるとつぎのようである。

第4表の1 年令型別産業小分類別平均賃金
及年令階級別平均賃金(男子)

年 令 別	産業小分類	賃 金 (円)			
		16~ 19才	30~ 34才	50~ 54才	平 均
機 械 的 工 業	1 絹織物製造	0.60	1.24	1.39	0.91
	2 麻織物製造	0.63	1.36	-	1.01
	3 綿織物製造	0.68	1.37	1.29	1.06
	4 撥糸業	0.70	1.45	1.53	1.10
	5 紬糸紡績	0.69	1.50	-	1.17
	6 畜産品製造	0.80	1.73	-	1.30
	7 人造綿糸製造	1.01	2.10	-	1.48
	8 その他の金属工業	0.89	2.30	-	1.48
	9 毛織物製造	0.73	2.01	1.79	1.51
	10 その他の紡織紡績品製造	0.99	2.03	2.08	1.61
	11 自転車製造	0.93	2.80	-	1.65
	12 時計製造	1.03	2.61	2.81	1.72

年 令 別	産業小分類	賃 金(円)			
		16~19才	30~34才	50~54才	平均
機械的 工 業 若 年 型	13 6-65 セルロイド、セルロイド品製造	1.18	2.41	-	1.85
	14 3-38 電球製造	1.00	2.85	3.06	1.88
	15 5-51 光学機械器具製造	1.00	2.67	-	1.93
	16 3-34 電動機電機器具	1.16	3.15	3.31	2.29
	17 3-37 電気通信機械器具製造	1.07	3.41	3.47	2.38
(平均 1.54)					

(注) (1) その年令階層にふくまれる人員が少なすぎる時(30人以下)はこれを省いた。

(2) 平均は単純算術平均。

第4表の2

機 械 的 工 業 壯 年 型	1 12-135 缶詰 売詰 製造	0.73	1.73	1.87	1.32
	2 7-80 綿糸 紡績	0.75	1.58	1.69	1.36
	3 9-104 紙料、紙製造	0.82	1.72	1.88	1.53
	4 6-60 肥料 製造	0.98	1.69	1.94	1.54
	5 12-141 製氷、冷藏業	0.94	1.81	-	1.62
	6 7-78 毛糸 紡績	0.99	2.23	-	1.75
	7 6-66 鉱物油精製	1.13	1.86	1.85	1.76
	8 1-6 セメント、石炭、石こう類製造	1.05	1.91	2.20	1.82
	9 6-59 染料、顔料、塗料製造	1.05	2.08	2.39	1.85
	10 6-67 動植物油脂製造	1.23	1.97	1.98	1.85
	11 12-129 砂糖類製造	1.01	2.08	2.57	1.95
	12 12-126 製粉澱粉 製造	1.08	2.07	-	1.97
	13 3-35 採鉱、選鉱、精練用機械製造	1.03	2.40	2.95	1.98
	14 2-18 金属薄板品製造	1.05	2.38	2.69	2.00
	15 15-153 防水布、油布、リノリウム製造	0.98	2.48	-	2.03
	16 3-34 金属工具、木工用機械器具製造	0.93	2.98	2.76	2.06
	17 3-27 紡織機械器具製造	1.27	3.02	3.07	2.29
	18 4-45 航空機製造-宮	1.37	2.64	3.67	2.32
	19 2-20 建築用、家具用金物製造	1.27	2.77	2.71	2.40
	20 2-10 精練業-私	1.29	2.71	3.49	2.46
	21 4-41 造船業-私	1.50	2.67	3.13	2.52
	22 2-12 金属圧延業-私	1.49	2.99	4.10	2.71
	23 3-13 電線、電纜製造	1.04	3.10	4.05	2.74
	24 4-46 航空機製造-私	1.70	3.40	3.78	2.92
	25 4-47 自動車、自動自転車製造	1.46	-	-	3.74
(平均 2.10)					

第4表の3

年 令 別	産業小分類	賃 金(円)			
		16~19才	30~34才	50~54才	平 均
機械的工業高年型(尖銳)	1 12-132 ビール醸造	-	2.12	2.51	2.12
	2 6-69 火薬その他の発火物製造-官	1.53	2.16	2.96	2.23
	3 14-147 電力発生供給業	1.13	2.31	2.93	2.34
	4 14-150 水道業	-	2.39	2.74	2.40
	5 8-94 衣服裁縫業-官	-	2.40	3.06	2.40
	6 2-9 精練業-官	1.31	2.63	3.25	2.41
	7 12-142 煙草製造	1.29	2.58	3.02	2.59
	8 2-19 鋼索製造針金細工	1.22	2.90	3.17	2.62
	9 2-11 金属圧延業-官	-	2.81	-	2.69
	10 14-149 ガス発生供給業-私	1.26	2.72	3.28	2.73
	11 2-15 銅造業	2.13	2.59	4.37	2.92
	12 14-148 電力発生供給業-公	-	2.78	-	2.92
	13 4-43 鉄道軌道車輛製造-公	-	2.84	3.28	2.93
		(平均 2.56)			

第4表の4

機械的工業高年型(平頂)	1 3-28 農業用土木建築用機械器具製造	0.65	1.93	2.39	1.81
	2 7-84 毛織物製造-官	-	2.06	2.62	2.04
	3 10-119 皮革、擦革、その製品製造	1.04	2.68	3.63	2.47
	4 4-40 造船業-官	1.43	2.65	3.59	2.56
	5 9-103 紙料、紙製造-官	-	2.88	-	2.64
	6 3-30 銃砲、弾丸、水曹製造-官	1.72	2.50	4.08	2.69
	7 4-42 鉄道車輛製造-官	1.44	2.75	3.58	2.76
		(平均 2.42)			
		(尖銳、平頂の平均2.48)			

第4表の5

年 令 別	産業小分類	賃 金(円)			
		16~19才	30~34才	50~54才	平均
機械的工業混合型	1 鉄、鉛、針類製造 2 医療機械器具製造 3 楽器製造 4 鋳造業-私 5 その他の運搬用具製造 6 鍛治業 7 その他の機械器具製造 8 原動機製造 9 銃砲、弾丸、水雷製造-私 10 鉄道軌道車輛製造-私 11 度量衡器計測器科学的機械器具 12 その他の機械器具製造	1.00 — 1.06 1.09 1.04 1.09 1.14 1.21 1.29 1.34 1.21 —	2.26 — 2.60 2.54 2.98 2.69 2.92 3.05 3.06 2.94 3.45 3.43	2.40 — 2.19 2.10 — 2.67 3.05 3.28 3.25 3.99 3.51 —	1.95 2.00 2.03 2.09 2.17 2.20 2.43 2.63 2.69 2.71 2.72 2.94
	(平均 2.38)				

第4表の6

手工业的工業若年轻型	1 生糸製造 2 漆器製造 3 刷物木地曲物製造 4 其の他の木竹草蔓品製造 5 編物組物類製造 6 衣服裁縫業-私営 7 運動用具透技品玩具製造 8 文房具製造 9 菓子、麵包、水飴製造 10 莫大小、莫大小品製造 11 帽子製造 12 漂白、精練、染色、掠染の糸布加工 13 足袋、シャツ、肩掛け類製造 14 コルク、コルグ品製造 15 煉炭、骸炭製造、乾餚 16 七宝焼磁器品製造 17 建具、家具、指物類製造 18 ゴム、ゴム品製造 19 製本業 20 靴製造 21 製版印刷業-官営 22 製版印刷業-私営	0.41 0.64 0.65 0.70 0.68 0.63 0.77 0.77 0.65 0.83 0.90 0.85 1.02 0.90 0.96 0.92 0.76 1.03 1.03 1.01 1.10 0.91	0.98 1.23 1.36 1.32 1.51 1.92 1.76 1.84 1.97 1.99 1.85 1.88 1.90 1.89 1.89 1.89 2.26 2.04 2.25 2.38 2.43 2.39 2.89	0.89 — — — — — — 1.60 2.03 1.91 — 2.15 — — — 2.44 2.09 2.11 — — 2.90 2.95	0.69 0.99 1.00 1.02 1.06 1.24 1.29 1.29 1.34 1.39 1.42 1.44 1.46 1.48 1.53 1.55 1.65 1.72 1.72 1.88 1.90 2.12
	(平均 1.41)				

第4表の7

年 令 別	産業小分類	賃金(円)			
		16~19才	30~34才	50~54才	平均
手 工 的 工 業 壯 年 型	1 繭、麦稈、経木、棕呂細工 6-67	0.63	1.09	-	0.98
	2 木ろく、蠟製品 3-29	0.85	1.46	-	1.28
	3 農業用土木建築用機械器具製造 13	0.86	1.78	1.80	1.41
	4 土木建築に関する業 12-130	1.15	1.49	1.51	1.42
	5 味噌、醤油、酢醸造 12-130	0.79	1.61	1.53	1.43
	6 和酒釀造 11-115	0.84	1.70	1.97	1.52
	7 梗、桶、木箱類製造 6-62	0.88	1.83	1.95	1.53
	8 火薬その他の発火物製造-私 1-8	1.01	1.65	-	1.57
	9 その他の土石加工業工業 9-105	1.05	1.94	2.10	1.65
	10 紙製品製造 6-58	0.88	2.12	2.32	1.67
	11 薬品壳薬、壳薬類似品製造 2-21	0.98	1.90	2.23	1.67
	12 鍍金業 1-7	0.94	2.22	-	1.79
	13 セメント品、人造石製造 6-68	0.98	2.06	-	1.82
	14 石けん、化粧品製造 15-156	0.99	2.31	-	1.82
	15 その他の工業-官	1.00	1.96	-	1.96

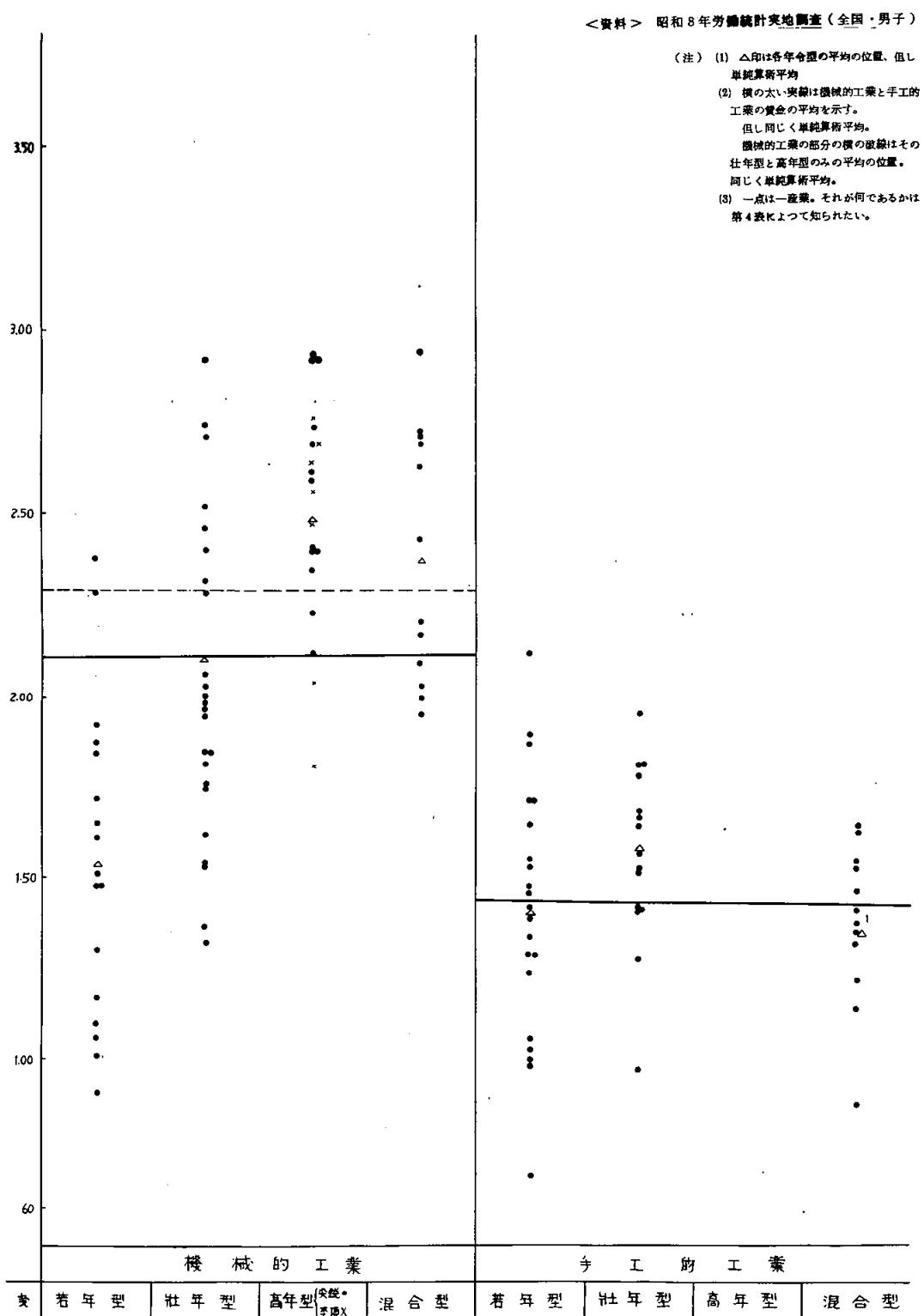
(平均 1.57)

第4表の8

手 工 的 工 業 混 合 型	1 12-138 塩乾魚介節類製造 6-13	0.61	1.14	-	0.88
	2 マツチ製造 7-76	0.77	1.42	1.17	1.14
	3 綿製造 7-82	0.71	1.39	1.64	1.22
	4 麻糸雜糸返業 11-113	1.04	1.41	1.34	1.32
	5 製材合板製造 1-3	0.77	1.55	1.53	1.35
	6 陶磁器、土器製造 1-2	0.88	1.71	1.55	1.38
	7 煉瓦製造 7-79	1.01	1.60	1.42	1.42
	8 麻糸紡績 7-90	0.82	1.67	1.85	1.43
	9 綱網類製造 11-121	0.88	1.73	1.71	1.47
	10 軸木類製造 12-140	0.74	1.77	-	1.53
	11 製茶業 6-72	-	1.65	-	1.55
	12 その他の化学工業 1-4	0.96	1.84	2.27	1.63
	13 硝子、硝子品製造	0.87	2.27	1.93	1.65

(平均 1.35)

第2図 年令型別産業小分類別平均賃金



まづ後者をグラフ上に打点してみると、つぎの第二図のようになる。

ところで、ここでの分析の中心は、賃金の実額にあるよりは、相互の相対的な位置の関係にある。そこで各年令別産業の賃金を単純に算術平均し、更にそれを機械的工業と手工的工業の二つに総合して各自の総単純平均を算出する。相対比較としての近似的に正しい関係を描くのには、これでさしつかえない。そうすると、機械的工業では総平均賃金日額二円一銭に対し、手工的工業では総平均賃金日額一円四四銭ということになる。約三割後者が低いわけである。いま、機械的工業の壮年型と老年型の平均をとつてみよう。するとその平均二円四四銭に対し、約四割後者が低いことになる。機械的工業の中の若年型工業の労働力は女子、年少者を多分にくみ、不熟練労働につきる意味で、手工的工業の若年型工業労働力と等質であるという考え方になり立つ。したがつてこれを除去した機械的工業の賃金水準との比較もある意味をもつといい得る。

ともかく、戦前昭和初期の段階では、三〇人以上規模の手工的工業における労働者の賃金は、同じ男子で、機械的工業にくらべ約六一七割のレベルにある。ただし、新興の電気機器製造業に代表される若年型産業では、その位置が、まだ低く、没落過程にある手工的工業のそれと近似していることは興味深い。この図の△印の位置を各々比較して眺められたい。しかしこの点は更につぎに分析しよう。

その分析に入る前に、つぎの点を検討しておきたい。すなわち、産業別の総労働者の平均賃金を以て比較するのでは不充分であるといふことである。というのは、労働統計実地調査による「労働者」の規定

(*先の注参照*)では、その中に役付きの労働者がふくまれることは明らかである。とすると、若年型部門では、例えば三〇代として示された労働者数は、多く職長、伍長など役付き労働者によって占められるだろう。実はその年代までに平工員はその部門から、独立するか他産業へ移動するかして、退去するが故に(全く新しく創生された産業のぞき)若年型を示すのである。したがつて賃金レベルの位置を、この産業部門に本来的な、大部分の労働者で示すためには、前記の方法では不正確となる。少なくとも総平均の方法は、特徴をある程度消し去ってしまうだろう。われわれは各年令別産業グループ間の相対的関係を、より強調し、明確に示したい。しかし、役付き労働者を除去し得る指標は直接的には与えられていない。

そこで再び産業別平均年令を観察し、更にそれぞれの平均「就業年数」を算出して、しかるのち両者の差額を算出してみよう。労働統計実地調査による「就業年数」は、この調査の対象なる製造業及建設業での就業経験年数を意味する。すなわち大まかには職業についてから年の年数を示すが、前記産業以外の就業年数は除去されるのであるから、より正確にいえば、いわゆる生産労働者たりし期間ということになる。そこで平均年令から平均就業年数を引いたものは生産労働者として就業はじめた年令の平均ということになる。なぜならある労働者につき、生産労働入職年令(a) + その就業期間(b) = 現在の年令(c)であるから、 $\Sigma a - N + \Sigma b - N = \Sigma c - N$ ということになるからである(N は労働者数)。それを計算して示すと、つぎの第五表のようになる。各年令型の最下欄の平均は、単純算術平均であり、必ずしも正確

第5表の1 年令型別、産業別平均年令、就業年数
生産労働就業年令

年 令 型	産業小分類	平均年令	就業年数	A - B
		A	B	
機械的工業若年型	1 絹織物製造 7-83	25才	7.0年	18才
	2 麻織物製造 7-86	27	7.2	20
	3 編織物製造 7-87	27	7.1	20
	4 撥糸業 7-81	27	7.1	20
	5 絹糸紡績 7-77	26	7.2	19
	6 音產品製造 12-137	26	5.4	21
	7 人造絹糸製造 2-22	24	3.8	20
	8 その他の金属工業 7-85	25	5.6	19
	9 毛織物製造 7-71	27	7.8	19
	10 その他の紡織、紡績品製造 4-48	27	5.9	21
	11 自転車製造 5-55	24	6.2	18
	12 時計製造 6-65	25	8.6	16
	13 セルロイド、セルロイド品製造 3-38	27	6.1	21
	14 電球製造 5-51	25	7.4	18
	15 光学機械器具製造 3-34	27	9.9	17
	16 電動機電機機械器具 3-37	27	8.4	19
	17 電気通信機械器具製造	27	9.0	18
		平均 25.9	7.0	19.0

第5表の2

機械的工業壮年型	1 12-135 伍詰 7-80	28	6.6	21
	2 純糸紡績 9-104	29	8.0	21
	3 紙料、紙製造 6-60	31	9.7	21
	4 肥料製造 12-141	30	10.0	20
	5 製氷、冷蔵業 7-78	31	5.8	25
	6 毛糸紡績 6-66	28	7.7	20
	7 鉱物油精製 1-6	31	9.1	22
	8 セメント、石灰、石こう類製造 6-59	32	10.1	22
	9 染料、顔料、塗料製造 6-67	30	7.2	23
	10 動植物油脂製造 12-129	31	9.7	21
	11 砂糖類製造 12-126	32	10.2	22
	12 製粉、澱粉製造 3-25	31	8.7	22
	13 採鉱、選鉱、精錬用機械製造 2-18	29	9.4	20
	14 金属薄板品製造 15-153	29	8.7	20
	15 防水布、油布、リノリウム製造	29	7.4	22

ではないが、その性格を知る上にはさじつかえないであろう。また、先のシエマによるABの差について、表上若干量の算術的くいちがいに気づかれると思うが、これは原系列から算出しているのであって、この方が正確なのである。

年 令 型	産業小分類	平均年令 A	就業年数 B	A - B
機械的工業年型	16 3-34 金屬工用、木工用機械器具製造	28 才	9.9年	18 才
	17 3-27 紡織機械器具製造	29	9.7	19
	18 4-45 航空機製造 - 官	29	8.5	20
	19 2-20 建築用、家具用金物製造	30	10.3	20
	20 2-10 精鍛業 - 私	30	9.1	21
	21 4-41 造船業 - 私	32	13.4	19
	22 2-12 金属圧延業 - 私	30	7.5	22
	23 3-13 電線、電纜製造	32	10.5	21
	24 4-46 航空機製造 - 私	28	10.4	18
	25 4-47 自動車、自動自転車製造	29	8.2	21
平均		29.6	9.0	20.8

第5表の3

機械的工業高年型 (尖銳)	1 12-132 ビール醸造	33	12.0	21
	2 6-61 火薬、その他の発火物製造 - 官	32	8.5	23
	3 14-147 電力発生供給業	34	13.2	21
	4 14-150 水道業 - 公	38	11.9	26
	5 8-94 衣服裁縫業 - 官	35	14.6	20
	6 2-9 精鍛業 - 官	32	9.8	22
	7 12-142 煙草製造	35	14.4	21
	8 2-19 鋼索製造針金細工	33	9.8	23
	9 2-11 金属圧延業 - 官	34	15.0	19
	10 14-149 ガス発生供給業 - 私	34	11.2	23
	11 2-15 鋳造業	35	10.1	25
	12 14-148 電力発生供給業 - 公	37	-	-
	13 4-43 鉄道軌道車輛製造 - 公	38	16.8	21
平均		34.6	12.2	22.8

第5表の4

機械的工業高年型 (尖銳)	1 3-28 農業用、土木建築用機械器具製造	34	13.8	20
	2 7-84 毛織物製造 - 官	34	12.5	21
	3 10-119 皮革、擦革、その製品製造	32	11.5	20
	4 4-40 造船業 - 官	32	11.2	21
	5 9-103 紙料、紙製造 - 官	33	15.3	18
	6 3-30 銃砲、弾丸、水雷製造 - 官	34	11.5	22
	7 4-42 鉄道車輛製造 - 官	34	14.3	20
	平均		33.2	12.9
尖銳、平頂合計の平均		34.1	12.5	21.4

第5表の5

年令型	産業小分類	平均年令 A	就業年数 B	A - B
機械的工業混合型	1 鉄、銅、針類製造 2 医療機械器具製造 3 楽器製造 4 鋳造業 - 私 5 その他の運搬用具製造 6 鍛冶業 7 その他の機械器具製造 8 原動機製造 9 銃砲、弾丸、水雷製造 - 私 10 鉄道軌道車輛製造 - 私 11 度量衡器、計測器科学的機械器具 12 その他の機械器具製造 - 官	27 才 27 28 30 28 30 30 31 31 31 29 30	7.7年 - - 9.6 - 9.7 - 13.0 13.0 12.4 10.7 -	19 才 - - - - 20 20 - 18 18 19 18 -
	平均 28.5		10.9	19.0

第5表の6

手工业的工業年若い型	1 生糸製造 2 漆器製造 3 刈物木地曲物製造 4 其の他の木竹草蔓品製造 5 編物、組物類製造 6 衣服裁縫業 - 私営 7 運動用具、遊技品、玩具製造 8 文房具製造 9 真子、麺鉢、水飴製造 10 真大小、真大小品製造 11 帽子製造 12 漂白、精練、染色、捺染の糸布加工 13 足袋、シャツ、肩掛け類製造 14 コルク、コルク品製造 15 煉炭、核炭製造、乾錫製造 16 七宝焼硝瑠璃品製造 17 建具、家具、指物類製造 18 ゴム、ゴム品製造 19 製本業 20 靴製造 21 製版印刷業 - 官営 22 製版印刷業 - 私営	27 27 26 27 26 25 25 26 26 25 26 27 25 26 27 25 26 26 28 26 26 27 28	6.8 - - - 6.0 6.2 - 8.3 - 6.8 6.4 6.6 - - - - - - - - 5.9 5.8 7.9 5.9 8.8 8.3 - 10.5	20 - - - 20 19 - 18 - 18 20 - - - - - - - - 21 19 20 20 17 19 - 17
	平均 26.2		7.5	19.1

第5表の7

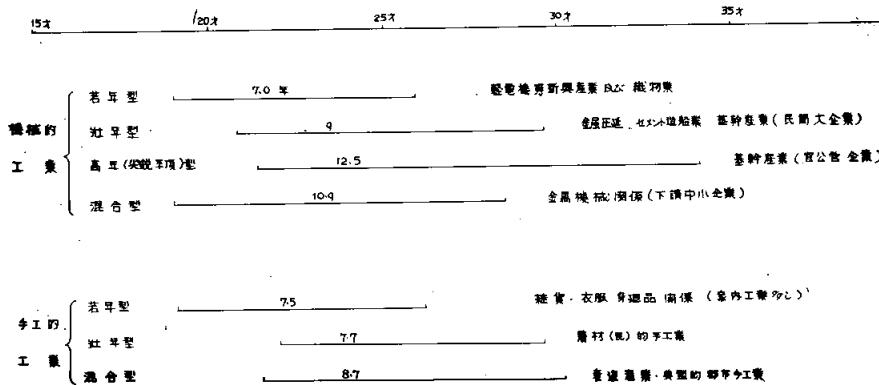
年会型	産業小分類	平均年令 A	就業年数 B	A - B
手 工 的 工 業 壯 年 型	1 薫、麦稈、経木、棕邑細工	30 才	-年	- 才
	2 木つう、蠟製品	29	-	-
	3 3-29 農業用、土木建築用、機械器具製造	27	-	-
	4 13 土木建築に関する業	31	8.5	22
	5 12-130 味噌、醤油、酢醸造	30	9.9	20
	6 12-131 和酒醸造	32	9.5	22
	7 11-115 樽、桶、木箱類製造	29	8.7	20
	8 6-62 火薬、その他の発火物製造-私	31	6.9	24
	9 1-8 その他の土石加工業工業	28	-	-
	10 9-105 紙製品製造	29	7.6	21
	11 6-58 薬品、壳菓、壳菓類似品製造	30	7.0	23
	12 2-21 鎏金業	28	7.0	21
	13 1-7 セメント品、人造石製造	31	4.8	26
	14 6-68 石けん、化粧品製造	28	6.7	21
	15 15-156 その他の工業-官	32	-	-
		平均 29.6	7.7	22.0

第5表の8

手 工 的 工 業 混 合 型	1 12-138 塩乾魚介節類製造	28	-	-
	2 6-63 マツチ製造	30	10.3	20
	3 7-76 編製造	30	7.9	22
	4 7-82 麻糸維糸返業	32	10.1	22
	5 1-1 瓦、土管製造	-	-	-
	6 11-113 製材合板製造	31	8.7	22
	7 1-3 陶磁器、土器製造	29	8.8	20
	8 1-2 煉瓦製造	30	8.4	22
	9 7-79 麻糸紡績	29	8.1	21
	10 7-90 網網類製造	30	6.0	24
	11 11-121 軸木類製造	33	10.8	22
	12 12-146 製茶業	33	-	-
	13 6-72 その他の化学工業	30	-	-
	14 1-4 硝子、硝子品製造	28	8.3	20
		平均 30.2	8.7	21.5

この表を観察するとき、本節第二項にのべた、各年令型の産業的性格を想起してほしい。そして分りやすくするために、その結果をつぎのように図示しよう。（第三図）

第3図 各年令型産業の平均年令・工業入職年令・就業期間



この図によると、四つの型があることにきづく。すなわち、一つはその産業の労働者が比較的早く生産労働者として就業する傾向が強い場合と、一つは比較的おそく就業する傾向が強い場合とである。しかし各々は更に二つに分れる。すなわち、前者の場合、その後生産労働者として経過する年数（期間）が短い場合と長い場合がある。後者の場合も、同じように二つに分れるのである。

機械的工業部門では、その若年型と混合型は、比較的若くして生産労働に就業した労働者によって構成されている。しかし前者はその後の就業年数が短かく、後者は長い。前者は、織物における各種織物製造業と新興の電気機械器具製造業によって代表されていた。後者は都市的な地域の（工業地帯）金属機械器具製造業で、主として下請中小企業でいとなまれることき工業部門によって代表されていた。ここでは機械的工業といつても、その技術構成の低位なことにより、旧い手的熟練が大きな役割をはたし、その労働様式全体に手工的工業から抜けがれた諸々の経済的・社会的制度が生きていた。前者においては、それが在来産業であろうと新興産業であろうと、労働者は、いづれ他の産業部門に移動せねばならないところの雇用機会への就業者として不熟練な労働に従つているものである。そしていわゆる低賃金を積極的な基礎とするところの、一部の産業部門はある意味で最も近代的な大工業制度に属するものとして存立する部門である。

機械的工業の壮年型と高年型は、これに対し特徴的な対照を示す。両者共基幹的産業（重化学工業）部門であるが、前者は主として民間大企業によつて、後者は主として官公営企業として當なまれる。両者

共、その入職年令が高く、更に継続期間の長いものによつてしめられる。しかし官公営による高年型の方がより安定している。そしてこの二つの部門は、就業者はまだ少いとはいえ、日本の工業を主導するものであり、実際上、近代的賃労働者階級の基幹部隊をなすものである。それにしても、最初に工業労働者として入職する年令は、相互にそれ程ちがわないと共に、割合が高いことが知られる。それは戦前の労働者が、いわゆる「出稼型」労働者として特徴づけられるところの、農民的性格を全体としてまだ持つていることによるのだろう。それが大企業によるところの壮年型及び高年型により強く示されていることは、興味ある事実である。

手工的工業の分野に目を転すると、この分野では、高年型がかけているのだが、それと共に、大企業性産業におけるような、工場労働者としての比較的安定した、そして長い期間を示さない。三〇人以上の——一般には三〇—三九才以後騰勢は低まる。が、そこまでの上昇カーブは規模における対象がとらえられているのだから、全体として、資本主義的マニユアクチャニアに属する。その若年型は、機械制の混合型に近似する。唯一方が金属機械関係であるのに対し、一方は雑貨、衣服身廻品製造業が中心であることが異なる。ここでは同じく低賃金労働が基礎となるが、積極的には少量多種生産を市場の条件とし、中小企業及び家内労働によつて行われることが本来的である。

また、壯年型及び混合型産業部門が、第三図に見るように相対的に高い入職年令をもつこともまた、この部門が前項によつて明らかにしたようにどのような産業部門を含むかを想起すれば、容易に肯定出来るところである。

さて、そこで再び先の第四表に帰つて、表頭の年令階級（一六一一九才、三〇—三四才、五〇—五四才）別平均賃金を見させていただきたい。

これを図示すると、つぎの第四図のことくである。

この年令のとり方は、ある意味で恣意的である。だがそれはおよそつぎのことを意味するとして抽出出した。すなわちそれは労働者がおよそはじめて就職する年令、結婚し家族を形成、更に養育すべき子供を何人か、かかる年代、子供が就職し、ある者は独立し、自分は漸く老令期に移ろうとする前の時期である。

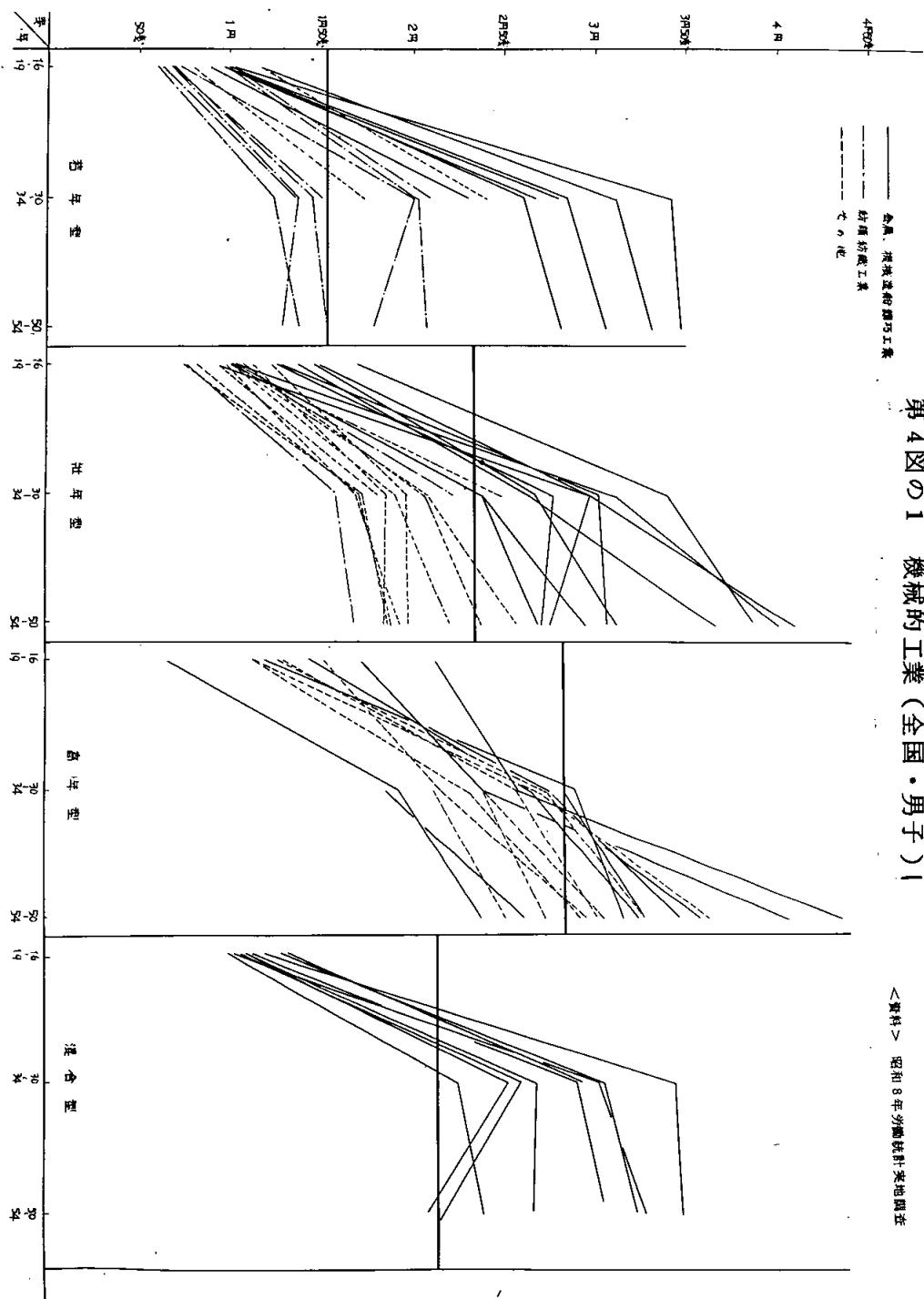
まづ、この三時点による賃金の上昇カーブは、年令型産業部門によつて異なることが知られる。機械制高年型（官公営中心）では、高い年令に達するまで上昇カーブは低まらない。また同じく壮年型（大企業中心）でも、金属・機器部門ではある程度同じ傾向をもつ。しかし一年令型によって異なる。手工的工業の混合型では、三〇—三九才までの騰勢が最も低い。そしてその低いレベルで以後止まってしまうのである。

ところで、以上の状況を加味し、各年令型の賃金レベルの相対比較をする場合、すぐ前に書いたように、所属労働者の年令や継続年数（他の年令型産業での工業就業年数もふくまれるが）の特徴をふまえ

た上で行うのが妥当であることはすでに述べた。例えば機械的工業若年型では、一九才に入職し、継続年数が七年で、現在の平均年令は約二六才であるから、平均を算出するのに、一六一一九才の場合と三〇一三九才の場合との平均をとることとする。そうすることによつて、

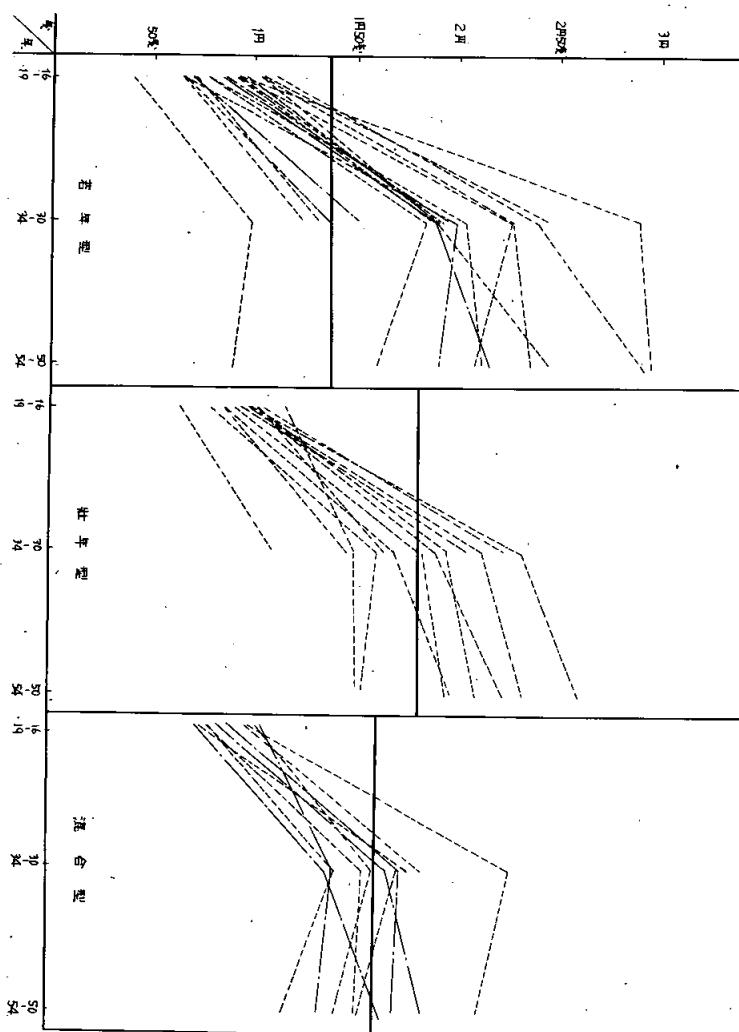
第4図の1 機械的工業(全国・男子) |

<資料> 昭和8年労働統計実地調査



4円
3円
2円
1円
0円

金属機械造船機工具
精鍛工業
其の他



第4図の2 手工的工業（全国・男子）

<資料> 昭和8年労働統計年報地圖

(社) 働き大い営業はその年令別の平均賃金額を云う。
又他の営業は職能別(東洋半型では、16～19才
の賃金と30～34才の賃金を加算した差額算術平
均、壮年型では30～34才、混合型では16～19
才と30～34才の賃金の差額算術平均(但手工
的工業では30～34才の賃金の平均)、高年型で
は30～34才の賃金、50～54才の賃金を加算
して差額算術平均したもの。

役付き労働者となつた場合のような例外的ケースの影響（大部分の労働者はそれまでに他へ移動することが年令構成から推定できる）が緩和され、より真に近いものとすることが出来るのであろう。このような観点から、各年令型の労働者の特徴を反映すべき方法でそれぞれの賃金レベルを算出し、図上に示したのが横の太い直線である。

機械的工業

若年型	1 円 5 3 銭	(65)
壮年型	2 円 3 4 銭	(100)
高年型	2 円 8 4 銭	(121)
混合型	2 円 0 7 銭	(89)

手工的工業

若年型	1 円 3 7 銭	(58)
壮年型	1 円 8 1 銭	(77)
混合型	1 円 6 1 銭	(69)

算出方法は第4図注を参照。

第5図 各年令型別機械的・手工的工業別産業の賃金分布

	電気機械 織物	呂天 基 幹 産業	官 公 營	農 地 村 (食) 的 工 業				衰退 都 市 的 手 工 業
				下 請 金 屬 機 械	下 請 雜 貨			
若年型	壯年型	高年型	混合型	若年型	壯年型	高年型	混合型	
機械的工業								

る。その水準を相互に比較していただきたい。更にその実額と相対比を示そう。

そこで以上をまとめて、次のようにシエマタイズして表はしておこ

第四節 職種と年令・賃金

一、産業と職種

さて、われわれの目的は、社会階層としての手工的工業建設業部門の「建設職人と手工業者」及び機械的工業部門の「近代的生産部門従事者」（よりはつきりいえば近代的工業労働者）の社会的地位とその変化を、基礎的な指標としての年令と賃金から分析することにあるが、それに接近するために、まず産業の分析から出発した。その結果は、およそ以上のごとくであった。そこで、それぞれの産業に属する「建設職人と手工業者」及び「近代的」機械的工業部門従事者＝近代的工業労働者は、このような所属産業の性質を反映する。少なくとも、生産様式の高度化、経済機構の発展につれて、ますます強く後者は前者を規定するだろう。

それはそれとして、産業と職種の関係をたしかめておく必要がある。ここではさしあたりまづ、ある職種がどの程度ある産業に集中しているかを見よう。更に大きくは、産業を機械制と手工制とに分けた場合、ある職種が、一方に集中するか、それとも両方にどちらともいえずまたがるのか。それを検討してみよう。後者の場合は二つある。一つは、同じ職種として示されながら、時代の進展とともに、内容は全く違つた、本当は別の職種として示されるべきところの、今や単に職名にすぎない場合である。二つは、その産業が機械的工業として示されても、実際上は、その生産工程に手工的部品を併存させている場合である。この場合は職種としての社会的存立をささえる条件が強固に残つておらず、本来的な職種としての実を備えているといえよう。

いつれにしてもその職種の所属人員が産業的にどのように分散又は集中しているかを見てみよう。これについては国勢調査の産業小分類別及び職業小分類別就業者人口分布を用いる。

それについて、国勢調査の産業（小分類）を、これまでの分析に用いた労働統計実地調査の産業（小分類）とつぎ合わせておくことは、いくつかの利点がある。一つは、前節の分析からそれによつて産業の年令型別が分る。更に一つは、労働統計実地調査の対象範囲は、原則として規模三〇人以上の企業の就業者しかふくまれないが、国勢調査は全数であるから、それ以下をふくむこととなる。なお国勢調査の、われわれの社会階層分けでは、手工業者の中に、のちに示すようにほぼ一割強の業主をもふくみ、また被用労働者以外に、家族従業者をも相当数（一一二割となろう）ふくむことに注意を要する。このように国調は職種別従業者の全数をふくむのであるから、そこで、その全数から労働統計実地調査による人員数をさし引くと、原則として（例外産業があるが）三〇人以下の企業での従業者を区別して把握できることとなる。それだけとりだして、そこで、その実数を測定のために用いることは、このような方法ではラフであることをまぬがれ難いが、その年令構成の比率など、相対数を導き出し、比較材料として用いることはさしつかえないであろう。

そこで、産業から職業へ、以上の方を通じて進んでいってみよう。その前になすべき作業のいくつかを果しておかなければならない。まず第一に、産業について見ると、国勢調査（昭五）では、一六の中分類と一四九の小分類をもつ（不明をふくむ）。労働統計実地調査で

第6表 国調(昭5)にあって労働統計
実地調査にない産業

国勢調査の産業	労働統計実地調査の産業
57 電気機械器具装置	ナシ
58 その他の機械器具装置	ナシ
106 刺しゅう業	ナシ
113 袋物製造	ナシ
123 表具師	ナシ
124 写真業	ナシ
129 屋根板製造業	ナシ
135 曲製造 (ナシ) 138 その他の木竹草蔓 (ナシ) 品製造	ナシ
139 製塩業	109 軸木類製造
142 麵類、麸湯葉、豆ふ、こんにゃく類製造	110 コルク、コルク品製造
145 麵製造	ナシ
155 蔬菜、果実類、加工品製造	ナシ
170 造花押絵類製造	ナシ
171 印刷業	ナシ

は、一五の中分類と一五七の小分類である。たゞ小分類の数は官公と私営別をそのまま一産業と数えてあり、実地調査の方がこの区別が多い。したがつて官私との区別をなくすれば国調の小分類の数の方が実地調査よりも若干多いのである。また職種を見ると、国勢調査では一五〇の職業小分類であり、このうち手工的労働によるものは八三、機械的労働による職種は六七である(昨年度の「研究その一」の分類による)。これに対し実地調査では、一一八の職業小分類が掲げられ、そのうち手工的労働が六二、機械的労働が五六である。そこで、このくいちがいを出来るだけ合せてもつぎの第六表に示されたものは、いたしかなく、これを国調による分析からはづすこととする。これは大部分その産業がきわめて零細な企業ですべて占められているからである。

第7表の2
手工的工学従事者(全国 男子)

× 61 石細工師	5,444
× 71 箔打職、金粉師	2,022
× 72 錫力職、銅工	68,656
× 73 金属彫刻工	2,612
× 78 目立職、刃物研職	9,083
× 81 鑄掛職	3,502
○ 137 刺繡工	4,716
○ 152 袋物製造工	3,618
○ 164 表具師	22,861
○ 189 屋根板製造職	5,960
× 195 木型工	6,723
× 197 車大工、船大工	41,473
○ 200 曲職	47,644
× 202 竹細工職	20,600
○ 218 麵類、麸製造工	10,545
○ 219 とうふ、湯葉、こんにゃく製造	13,174
○ 222 麵製造工	1,995
○ 254 印刷師	7,585
281 料理人	72,873
343 鉄工	6,294
○ 256 造花師、押絵師	2,358
計	359,798
257 塗工	30,813

第7表の1 国調(昭5)にあって
労働統計実地調査にない職種
機械工業従事者(全国 男子)

× 84 機械工(と単に申告された者)	23,059
× 89 綱具工	1,123
× 94 蓄電池製造工	836
× 95 乾電池製造工	1,229
× 98 機械器具装置工	9,117
× 126 梳毛工、梳綿工、ペニイ工	6,584
× 129 ガス焼工	152
× 131 検査工	2,170
× 132 結束工	7,511
× 251 その他のガス、電気、水道業に従事する労務者	6,852
× 260 機械運転工、機関工、火夫、注油夫	48,026
計	106,661

注1 ○印は国調にある産業で労実にない産業に主として集中している職種

2 ×印は産業、職種関係表(第1表)に入っている職種

更に国調にあって労働統計実地調査に存在しない職種がある。それは次の第七表のごとくである。それも観察対象から省かれる。この職種

種も、一部の技術的な理由を別とすると、大部分、極めて零細な企業で行われるから、実地調査にはのこつて来ないのである。更に今一つの制限がある。これはすでに述べたところであるが、国調、実地調査双方にあるが、後者における対象人員が僅少なため、省いた方がよいと考えられた職種である。それはつきの第八表のようである。

第8表 国調(昭5)にも後者で労働統計人実地調査にあるが、後者で労働統計人員数が少ない(200人未満)ため年令分析から省いた職種

104 貴金属細工職、宝石加工職、鋳職(手)
142 洗張職、洗たく職(手)
153 扇子、団扇製造職(手)
154 提燈、傘、合羽職(手)
155 洋傘組立工(手)
199 番、表、蓮、真珠織職(手)
217 精穀業(機)
226 清涼飲料製造工(機)

さて、以上の産業と職業を除去した上で、国勢調査で残された残余の産業と職種の関係を考えて見よう。まず、対象となる職種の数は、一一七である。そのうち、その職種就業人員の七〇%以上が、一つの産業(国調小分類)に集中されているものと、そうでないものを分けると、集中が八一、非集中(分散)が三六であった。いま集中している職種と、その所属産業を対応させ、そして先の年令型産業一覧と比較対照させると、つきの第九表のようである。この表は、右側すなわち産業の方を基準にしてある。したがってその年令型産業に該当(七〇%以上集中の)職種なしという場合があり得る。それはナンとして示されている。実は産業の年令分析は労働統計実地調査によつて行なわれている。したがつて、三〇人以上で

第9表の1 70%以上の人員が一つの産業に集中している職種
(昭和5年国勢調査の職業及産業・小分類別)

国調職種	職機・種・建の手別	産業	
		機械的工業若年型	
70%以上職種ナシ		1	絹織物製造
ナシ		2	7-86 麻織物製造
ナシ		3	7-87 編織物製造
136 撥糸工	機	4	7-81 撥糸業
ナシ		5	7-77 絹糸紡績
228 魚介、藻、肉、蔬菜果実加工品製造業	手	6	12-137 食品製造
ナシ		7	7-74 人造絹糸製造
81 鋳掛職	手	8	2-22 その他の金属工業
78 目立職、刃物研職	手		
73 金属彫刻工	手		
ナシ		9	毛織物製造-私
ナシ		10	7-71 その他の紡織、紡績品製造
93 自転車製造工	機	11	4-48 自転車製造
103 時計製造工	機	12	5-55 時計製造
112 セルロイド成型工	機	13	6-65 セルロイド、セルロイド品製造

国 調 職 種	職機 種・建 の手別	産 業	
		機械的工業若年型	
ナシ ナシ 94 蓄電池製造工 95 乾電池製造工 96 コイル捲工 ナシ	機 機 機 機 機	3-38	14 電球製造 5-51
		15 光学機械器具製造	
		3-34	16 電動機電機機械製造
		3-37	17 電気通信機械器具製造

第9表 の 2

職 種		機械的工業壯年型
227 缶詰、びん詰工	機 機 機 機 機 機 機 手	12-135 1 缶詰、びん詰製造 7-80
127 粗紡工		2 縫糸紡績
168 紙料製造工、紙料調成工 ※		3 9-104 紙料、紙製造 - 私
169 抄紙工 ※		6-60
ナシ		4 肥料製造 12-141
231 製氷工		5 製氷、冷蔵庫 7-78
ナシ		6 毛糸紡績 6-66
ナシ		7 鉱物油精製 1-6
ナシ		8 セメント、石炭、石こう類製造 6-59
ナシ		9 染料、顔料、塗料製造 6-67
109 動植物油、木ろう製造工、精製工	機 機 機 機 機 機 機 手	10 動植物油脂製造 12-126
221 製糖工		11 砂糖類製造 12-126
ナシ		12 製粉澱粉製造 3-25
ナシ		13 採鉱、選鉱、精練用機械製造 2-18
72 錫力職、銅工		14 金属、薄板品製造 15-153
ナシ		15 防水布、油布リノリウム製造 3-27
ナシ		16 金属工用、木工用機械器具製造 3-27
ナシ		17 紡織機械器具製造 4-45
ナシ		18 航空機製造 - 官 2-20
ナシ		19 建築用家具用金物製造 2-10
69 精練工 ※	機 機 機 手 機 機 機 機 機 機	20 精練業 - 私 4-41
88 鉄木工 ※		21 造船業 - 私
89 綱具工 ※		
197 車大工、船大工 ※		
70 圧延工、伸張工 ※		22 金属圧延業 - 私 2-12
71 箔打職、金粉職 ※		
97 絶縁工		23 電線、電纜製造 4-40
ナシ		24 航空機製造 - 私

国 調 職 種	職機・種・建 の手別	産 業
		機械的工業仕年型
ナシ		25 4-47 自動車、自動自転車製造

第9表 の 3

職 種		機械的工業高年型
225 その他の酒精含有飲料醸造工	機	1 12-132 ビール醸造
108 発火物の製造に従事する労務者	手	2 6-61 火薬、その他の発火物製造業一官
ナシ		3 14-147 電力発生供給業
ナシ		4 14-150 火道業一公
148 裁断工、裁縫工	手	5 8-94 衣服、裁縫業一官
69 精練工	機	6 2-9 精練業一官
230 煙草製造工	機	7 12-142 煙草製造
75 針金細工職	機	8 2-19 鋼索製造針金細工
70 圧延工、伸張工	機	9 2-11 金属圧延業一官
71 笛打職、金粉職	手	10 14-149 ガス発生供給業一公
249 ガス発生工、清浄工	機	11 2-15 鋳造業
ナシ		12 14-148 電力発生供給業一公
ナシ		13 4-43 鉄道軌道車輛製造一公
ナシ		1 3-28 農業用土木建築用機械器具製造一官
ナシ		2 7-84 毛織物製造一官
180 製革工	手	3 10-119 皮革、擬革その製品製造
181 擬革製造工	機	
152 皮革品、擬皮革品製造	手	
88 鉄木工	機	4 4-40 造船業一官
89 綱具工	機	
197 車大工、船大工	手	
168 紙料製造工、紙料調成工	機	
169 抄紙工	機	5 9-103 紙料、紙製造一官
ナシ		6 3-30 銃砲、弾丸、水雷製造一官
ナシ		7 4-42 鉄道、車輛製造一官

第9表 の 4

職 種		機械的工業混合型
74 釘、鉄、針製造工	機	1 2-7 釘、鉄、針類製造
ナシ		2 5-53 医療機械器具製造
105 楽器製造工	機	3 5-54 樂器製造
ナシ		4 2-16 鋳造業一私

国 調 職 種	職機・種・建 の手別	産 業
		機械的工業混合型
ナシ		4-49 5 その他の運搬用具製造 2-14
ナシ		6 銀治業
ナシ		7 その他の機械器具製造 3-32
ナシ		8 原動機製造 4-44
ナシ		9 銃砲、弾丸、水雷製造 - 私 4-44
ナシ		10 鉄道、軌道車輛製造 - 私 5-50
ナシ		11 度量衡器計測器科学的機械器具 3-39
ナシ		12 その他の機械器具製造 - 官

第 9 表 の 5

職 種		手工的工業若年型
119 乾繭工、選繭工、煮繭工	手	
120 繰糸工	手	7-73 1 生糸製造
121 揚返工	手	11-117 2 漆器製造
196 漆工、蒔絵師	手	11-116 3 刻物木地曲物製造
198 木地職、ロクロエ	手	
194 曲物職	手	11-123 4 其の他の木竹草藁品製造 7-89
202 竹細工職	手	5 編物組物類製造 8-95
ナシ		6 衣服裁縫業 - 私営 15-155
148 裁縫工、裁断工	手	7 運動用具遊ギ品、玩具製造 15-154
ナシ		8 文房具製造 12-127
ナシ		9 菓子、麵類、水飴製造 17-85
220 菓子、パン、水飴製造工	手	10 莫大小、莫大小品製造
138 編工、組工		
149 フエルト帽製造工	手	11 帽子製造 8-96
150 麦稈帽、バナマ帽製造工	手	
151 その他の帽子製造工	手	12 漂白、精練、染色、捺染の糸布加工 7-92
139 漂白工、精練工	機	
140 捺染工、染色工	手	13 足袋、シャツ、肩掛け類製造 8-97 11-122
ナシ		14 コルク、コルク品製造 6-70
ナシ		15 煉炭、骸炭製造、乾錫製造 1-5
ナシ		16 七宝焼磁器品製造 11-114
59 彩施工	手	17 建具、家具、指物類製造 6-64
190 建具職、家具職、指物職	手	18 ゴム、ゴム品製造 9-108
111 ゴム成型工	機	19 製本業 8-101
165 製本職	手	
158 靴製造工	手	20 靴製造

国調職種	職機・種・建 の手別	産業
		手工的工業若年型
172 活字鋳造工	手	
174 製版工	手	21 製版印刷業 - 官営 9-106
175 印刷工	手	22 製版印刷業 - 私営 9-107
176 その他の製版印刷に従事するもの	手	

第9表の6

職種		手工的工業壮年型
ナシ		
109 動植物油、木ろう製造精製工 ※	手	1 薬、麦稈、絹木、棕呂細工
ナシ		2 木ろう蠟製品製造 3-29
235 大工	建	3 農業用、土木建築用機械器具製造 -私
236 左官	建	
237 煉瓦積工、タイル張工	建	
238 石工	建	
239 鉄筋工、鉄綱工	建	
240 屋根職	建	
243 土工	单	
244 蒜職	建	
223 味噌、しょうゆ醸造工	手	5 味噌、醤油、酢醸造 12-130
224 和酒醸造工	手	6 和酒醸造 12-131
191 タル職、桶職	手	
192 木箱類製造工	手	7 タル、桶、木箱類製造 6-62
108 発火物の製造に従事する労務者 ※	手	8 火薬その他の発火物製造 - 私 1-8
61 石細工師	手	9 その他の土石加工業工業 9-105
170 紙箱製造工	手	10 紙製品製造 6-58
ナシ		11 薬品売薬、売薬品類似品製造 - 私 2-21
90 鍍金工、着色工	手	12 鍍金業 1-7
ナシ		13 セメント品、人造石製造 6-68
ナシ		14 石けん、化粧品製造 15-156
ナシ		15 その他の工業 - 官

第9表の7

職種		手工的工業混合型
228 魚介、藻、肉蔬菜、果実類加工品 製造工	手	1 塩乾魚介類製造 6-63
ナシ		2 マッヂ製造 7-76
125 混綿工、打綿工、製綿工	手	3 綿製品 7-82
135 麻糸維	手	4 麻糸維、糸返業 1-1
62 煉瓦、瓦製造職	手	5 瓦土管製造

国調職種	職機種・建の手別	産業	
		手工的工業混合型	
187 製材工、木挽職	手	11-113 6 製材、合板製造	
188 合板製造工	機		
58 絵附工	手	1-3 7 陶磁器、土器製造	
53 成型工	手		
62 煉瓦、瓦製造職	手	1-2 8 煉瓦製造 7-79	
124 製麻工	手	9 麻糸紡績 7-90	
143 製綱工、製網工	手	10 網綱類製造 11-123 11 軸木類製造 12-140	
ナシ	手	12 製茶業 6-72	
229 製茶工	手	13 その他の化学工業	
ナシ			
55 硝子熔解工	手		
56 硝子吹工	手	1-4 14 硝子、硝子品製造	
57 硝子成型工、加工工	機		

注 ※印の職種は同種の官私の産業に含まれるもの

あり、人員数は国調より少いのみならず、ある職種は三〇人以下にはとんど存在する場合もあり得るであろう。そういうときは、産業の年令型と明らかにくいちがう場合も生じ得る。たとえば表中鑄掛職、目立職、刃物研職が若年型産業職種の「その他の金属工業」にいるときである。しかしそのくいちがいはある程度現実的であろうし、やむを得ないであろう。しかし大勢において、産業と職種は、年令型別に見ると、これら集中職種では相照応しているものと見てよい。年令的に相応じている人員がその職種で圧倒的であるとみてよいだろう。これを機械的労働による職種と手工的労働による職種に分けると、前者は三一、後者は五〇である。後者の方が多いことに注意していくべきたい。

つぎに一産業（国調小分類）に七〇%以下しか集中していないところの、いわば産業間分散型、又は産業繩ぱりの広い職種をあげると、それは三六職種となる。しかるにそれを更に機械的労働による職種と手工的労働による職種とに分類して見ると、建設その他をのぞいて、前者二五、後者八である。

だからわれわれは、手工的労働職種の方が、機械的労働職種よりも一産業一産業型の場合で多いことを知ることができる。しかしこの産業を大きく、くくつて、機械的及手工的工業部門とに二大別すると、機械的労働職種は、ほとんど機械的工業に所属することが分る。但し先述のようにそこに若干のくいちがいはある。それを、更に年令型工業別に分け、分布比率として示したのが第一〇表である。

第10表 一産業に70%以下しか集中しない職種

(昭和5年国勢調査の職業及産業・小分類別)

職種名	機械的工業				手工的工業				不明	
	計	若年型	壮年型	高年型	混合型	計	若年型	壮年型	混合型	
機械的	133 機械準備工	99.9	99.9	0	0	0	0	0	0	0.1
	134 機械鐵工	99.8	99.7	0.1	0	0	0.2	0.2	0	0
	123 原毛工	97.9	36.8	61.1	0	0	0	0	0	2.1
	126 梳毛工、梳綿工	97.6	35.3	62.3	0	0	2.4	0.4	0	2.0
	128 精紡工	96.8	42.8	54.1	0	0	3.1	0.2	0	2.9
	79 國賀工	95.9	9.0	35.8	42.3	8.8	0.6	0.4	0.2	3.5
	85 穿孔工、鉄打工、塹隙工	94.2	4.2	52.2	21.0	16.8	1.6	0	1.6	4.2
	87 鋼接工	92.4	47.9	27.8	8.0	8.7	0.8	0.4	0.4	6.8
	102 度量衡器、計測器、科学的機械器具製造工	88.7	14.9	1.9	20.6	51.3	0	0	0	11.3
	86 製缶工、焼鉄工	88.0	2.9	28.1	12.8	44.2	1.8	0	1.8	10.2
	130 織工、糸返工	87.7	66.1	21.6	0	0	12.2	3.1	0	9.1
	83 プレス工	87.4	17.6	66.7	0.9	2.2	6.6	6.0	0.4	6.0
	98 機械器具装置工	86.6	1.3	13.7	45.3	26.3	4.3	0.2	4.1	9.1
労働的	129 ガス焼工	80.2	59.2	21.0	0	0	19.1	19.1	0	0.7
	92 検査工、試験工、実験工	73.4	3.4	25.0	31.5	13.5	0.3	0	0.3	26.3
	77 鉄工(ト单ニ申告シ)	70.4	5.2	28.8	13.1	23.3	4.4	1.0	2.8	0.6
	82 旋盤工	68.9	12.2	25.9	13.7	17.1	1.1	0.6	0.4	30.0
	91 仕上工、組立工、調整工	68.0	17.4	12.6	27.1	10.9	1.3	0.7	0.2	30.7
	84 機械工(タルモノ)	66.4	12.4	21.0	19.5	13.5	8.3	4.0	1.7	2.6
	258 製図工	60.8	9.1	15.8	23.6	12.3	7.7	0.7	6.6	0.4
	250 電工	53.4	4.6	5.9	41.9	1.0	1.1	0.1	0.7	0.3
	260 機械運転工、機関工火夫、注油夫	39.5	7.7	14.2	15.6	2.0	21.2	14.4	4.6	2.2
	141 鐵布仕上工	33.8	33.8	0	0	0	60.5	60.5	0	5.7
手工业的労働	132 結束工	32.9	6.7	26.2	0	0	66.8	65.3	0	1.5
	131 檢査工	32.6	14.2	18.4	0	0	61.3	60.1	0	1.2
	255 文房具、玩具、遊戯品製造工	0	0	0	0	0	98.1	98.1	0	1.9
	52 原料工	24.8	0.2	24.1	0.5	0	72.9	1.4	21.5	50.0
	54 焼成工	32.7	0	31.5	1.2	0	66.6	11.2	0.2	55.2
	122 織綿工	0	0	0	0	0	56.9	56.9	0	43.1
	195 木型工	43.2	3.8	17.4	11.4	10.6	53.4	51.6	1.1	3.4
	198 木工	66.4	4.7	29.6	21.8	10.3	18.9	11.4	4.4	3.1
建設業者	76 銀治職、銀治工	89.8	1.7	14.7	11.6	64.8	1.0	0.1	0.8	0.1
	80 鑄物師、鑄造工	93.1	3.0	9.0	4.7	76.4	0	0	0	6.9
	257 塗工	21.1	3.8	10.0	3.8	3.5	74.2	4.5	69.4	0.3
単労働純者	259 遷別工	29.4	4.4	22.8	1.9	0.3	37.0	5.9	13.0	18.1
	261 荷作工、発送工、包装工	25.2	4.0	14.3	6.1	0.8	30.7	5.8	11.9	13.0

(注) 不明は作業対象から除いた産業及び国調にはあるが(その職種が商業にふくまれる場合もある。)労働統計実地調査の産業分類に掲上されないであるものに属する場合である。

このようにして、工業・建設業等が手工的生産様式へ発展するにつれ、かつて職業と産業が同義語であった段階から、そうでない段階へと移りゆくことを知ることが出来る。職種は技術の発展により、分解・細分されて、いわゆるジョブとなつてゆく。「トレードからジョブへ」という標語と、それに関する労働者の「職業(能)別組織から産業別組織へ」という標語もこのようにして生れてくるのであることを知るのである。

たゞ、一つ附言しておきたいのは、第九表で、職種の性格が手工労働である（国調職種分析による「研究その一」における分類）にかゝわらず、所属産業が機械的工業の場合が、いくつかある。これは、産業そのものは全体として主要部分が機械制により営まれるにかかわらず、一部の工程が手工的労働によって行はれている場合を示す。これについてはすでに闇説した。

二、職種と年令構成

さて、以上において、われわれは産業と職種の関係を見た。その結果は、概ね産業と職種が一致していることを見た。したがつて職種が産業と一致している限りでは、産業の年令型は、また職種のそれを規定するのである。

しかるに産業の年令型分析については、われわれは労働統計実地調査により、若干の例外を除き原則として、産業別に規模三〇人以上の分野における就業者の年令構成をもつて、これを行つた。そのため、年令型人員分布のウェイトについても、かなりのかたよりが見られた。それは先に掲げた第三表に見るとおりである。

実は、小論の目的からすれば、本章第一節にも述べたとおり、三〇人以上よりもむしろそれ以下の小零細規模における工業従業者こそが問題である。

そこで、このような規模の制限をとりはらい、全規模における職種（業）別就業者の年令構成を観察しよう。そのためには分析は国調によらねばならないこととなる。ところで、いまある職種の年令階級別人員から、実地調査による同じ年令階級別人員を差引いて、のこりの人員により年令構成別人員分布を作成するならば、それは規模三〇人以下の小零細規模における工業従業者の年令構成を示すこととなる。たゞ国調における工業従業者中、「手工業者」には、先述のことく、約一割の業主が含まれることを想起願いたい。

いま、各年令型から、手あたり次第に三四職種をえらび、上述のように、その差を計算し、それぞれの平均年令を計算すると、第一一表のごとくなる。ここにえらばれた職種は、その人員数の七〇%以上が一産業に集中するものを主とし、更に若干の分散型職種をつけ加えたものである。

まず、機械的労働による工業従業者の職種と手工的労働の内容を有する職種（「研究その一」による）別に、大まかに単純算術平均により、平均年令を出し相互に比較すると、つきのごとき関係がわかる。すなわち、前者では小零細規模（三〇人以下）で二七・六才、それ以上で二八才、これに対し後者では、小零細規模で三一・六才、それ以上で二九・四才である。だから、一つは一般に両者共それ程大きな差がないことが知られる。それは、非常に抽象的にいうならば、一般に

第11表 職種別就業者の規模別年齢、年令、人員

昭和5年国勢調査及び昭和8年労働統計実地調査

機械的労働職種				手工作的労働職種			
職種名	年令	平均年令	人	職種名	年令	平均年令	人
	30人以下(国調労東)	30人以上(労東)	30人以下(国調労東)		30人以下(国調労東)	30人以上(労東)	30人以下(国調労東)
111 ポム成型工	若	27	26	9,424	7,934	120 繊糸工	39
136 捶糸工	若	25	27	9,641	9,15	148 断工、裁縫工	24
112 セロイド成形工	若	27	28	3,973	1,434	173 程字工	26
103 時計製造工	若	28	24	10,485	2,336	175 印刷工	25
70 圧延工、伸張工	若	33	29	5,559	1,2775	108 発火物の製造に従事するもの	27
227 在筋びん詰工	若	27	28	1,667	197	170 紙函製造工	38
74 鉄、鉛、針製造工	若	27	28	5,083	1,380	192 棚籠木箱製造職	33
86 楽器製造工、機械工	若	29	29	2,913	2,108	224 和酒醸造工	24
82, 83 ブレード、旋盤工	若	31	33	7,350	7,738	53 成型工(陶磁器土器、ガラス吹工、成型工)	30
91 仕上工、組立工、調整工	若	25	31	38,045	22,251	62 廉瓦、瓦製造職	27
128 精耕工	若	27	31	75,619	39,165	119 竜まゆ、煮まゆ工	24
134 機械工	若	25	25	6,630	5,779	125 混練工、打綿工製綿工	33
以上 平均	-	28	27	41,652	5,295	143 製綱工、製網工	22
		27.6	28.0	-	-	229 製茶葉工	24
						80 鑄物	22
						以上 平均	30
						235 大左官工	31
						236 左官工	35
						238 鉄筋工	31
						243, 244 トピ、土工	30
						以上 平均	32

注 (1) ※印は一産業中 70 % 以上集中職種のみについて、その所属している

産業の労働統計実地調査による年令型。70 % 以下の場合は年令型を示さない。

(2) 平均は単純算術平均

企業規模の大小の壁をこえて、同じ職種は同じ労働市場に属する傾向が強いだろうということである。日本における製造業の生産様式のこの段階では、企業の大小間に、労働力の相方移動の可能性がまだ多分に存在しているのかもしれないということである。二つは、そうはいつても、手工的労働による職種は、小零細規模の方が若干高いということである。機械的労働職種の場合は、逆にその方が低い気味がある。ということは、大小規模間の相方移動がありながらも、前者の場合では、年令が高くなると、小零細経営の場面へ移動する可能性がある。それはある場合は独立して業主となる場合である。これが一割であるが、九割は被用者のもよ、下降・転落するということである。後者は、高年にむしろ大規模企業へ上向することがあるが、しかしその場合は、やはり中間的溜り場で、再び小零細企業へ下降するという道（この場合は職種が変るだろう）か、今一つは大企業はそれ独自に労働市場をもち、相対的に安定した長期的雇用関係をもち、小零細企業は別個に労働市場をもつ、といった形であろう。この場合は年令の高まるにしたがい職種転換が行はれるところの、いわば「行どまり」的職種といふことになろう。

とはいって、上述せる推論はきわめて一般的な傾向にすぎない。そこで、いま、小零細規模でのその職種の平均年令が、大規模での平均年令より低い場合、その逆の場合、及びほぼ相等しい場合（大体一才違いか全く同じ）の三つに分け、更に年令階級別の人員分布の割合のカーブを見くらべて、各職種をより分けるとつきの第一二表及びそれを図示した第六図のようになる。

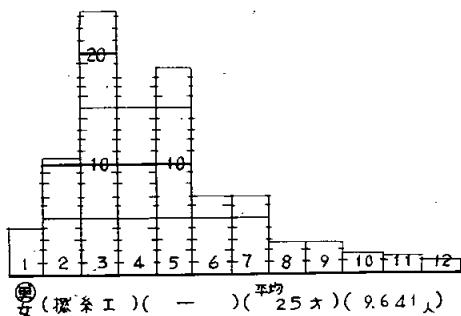
第12表 年令型配列による、規模30人未満と30人以上の平均年令の高低における関係から見た職種の分類

I. 機械的労働職種		
平均年令		
(1) 小(30人未満)<大(30人以上)	(2) 小>大	(3) 小=大
擦糸工(若)	ゴム成型工(若)	釘、錐針製造工(混)
製鐵工・挽鉄工(分)	時計製造工(若)	楽器製造工(混)
プレス工・旋盤工(分)	圧延工・伸張工(壮)	精紡工(分)
仕上工・組立工・調整工(分)	機織工(分)	
缶詰・びん詰工(壮)		
セルロイド成型工(若)		
II. 手工的労働職種		
(1) 小<大	(2) 小>大	(3) 小=大
裁断工、裁縫工(若)	織糸工(若)	工(若)
印刷工(若)	発火物製造に従事する者(壮)	工(混)
紙箱製造工(壮)	樽桶、木箱製造職(壮)	工(分)
和酒醸造工(壮)	陶磁器土器成型工(混)	工(壮)
ガラス吹工、成型加工工(混)	煉瓦・瓦製造職(混)	
	乾薬・煮薬工(混)	
	製綱製網工(混)	
	混綿・打綿・製綿工(混)	
	大工(壮)	
	左官(壮)	
	右工(壮)	
	トビ・土工(壮)	

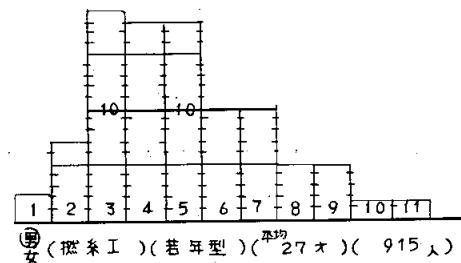
(注) カッコ内は労働統計実地調査による年令型。(分)とは70%集中する職業でなく、分散しているもの。

第6図 規模30人以上と30人以下の年令構成の
比較(左が30人以下右が30人以上)

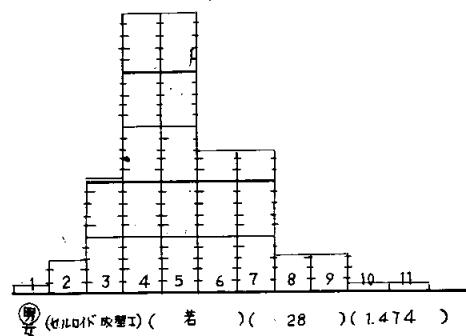
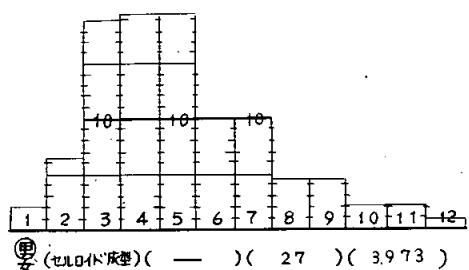
<規模30人未満>
Iの(1)



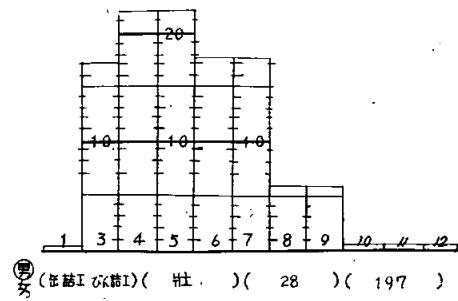
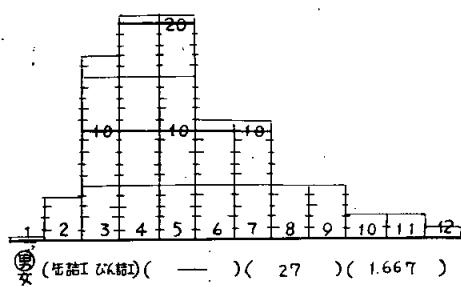
<規模30人以上>



Iの(1)

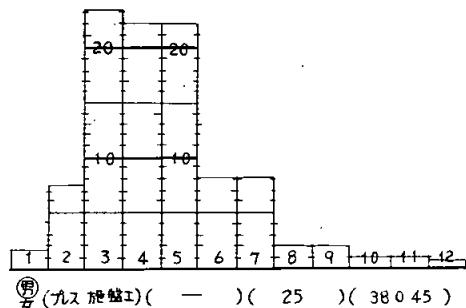


Iの(1)



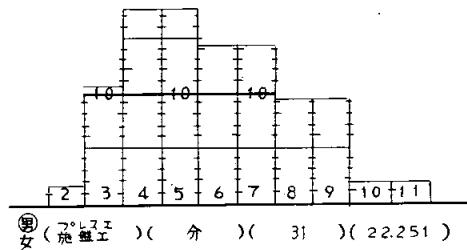
<規模 30人未満>

I の(1)



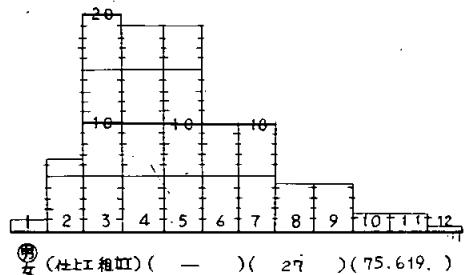
⑨ 女(プラス施設工)(一)(25)(38 0 45)

<規模 30人以上>

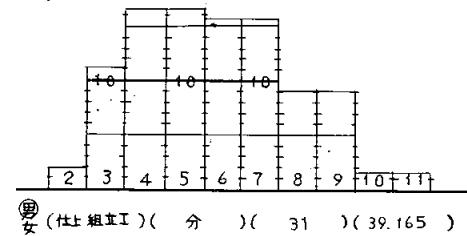


⑨ 女(施設工)(分)(31)(22.251)

I の(1)

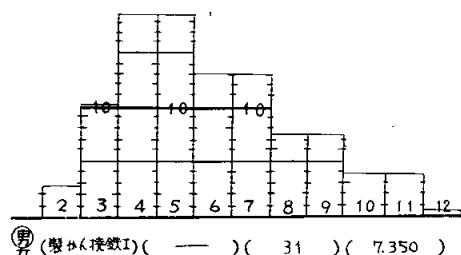


⑨ 女(社上工組立)(一)(27)(75.619.)

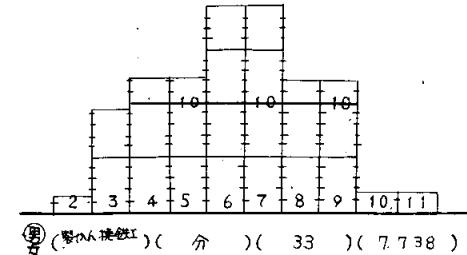


⑨ 女(社上工組立)(分)(31)(39.165)

I の(1)



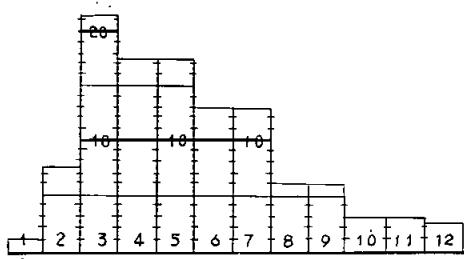
⑨ 女(製本機械工)(一)(31)(7.350)



⑨ 女(製本機械工)(分)(33)(7.738)

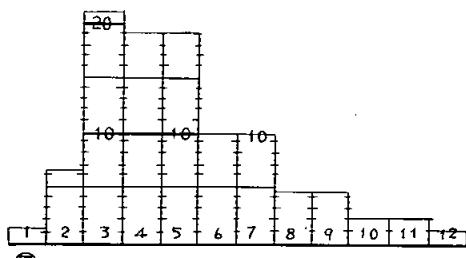
<規模30人未満>

Iの(2)



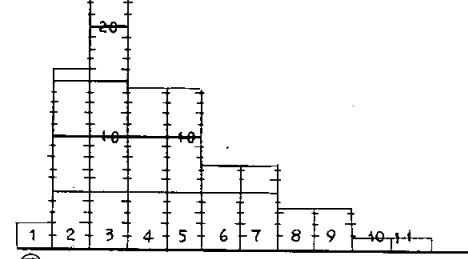
(男) 時計製造工 (—) (28) (10.485)

Iの(2)

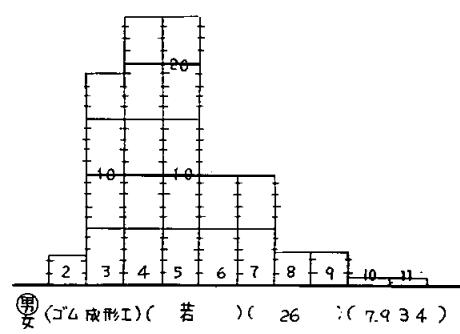


(男) ゴム成形工 (—) (27) (9424)

<規模30人以上>

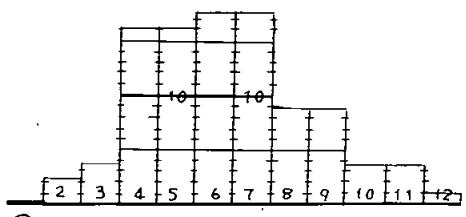


(男) 時計製造工 (若) (24) (2.336)

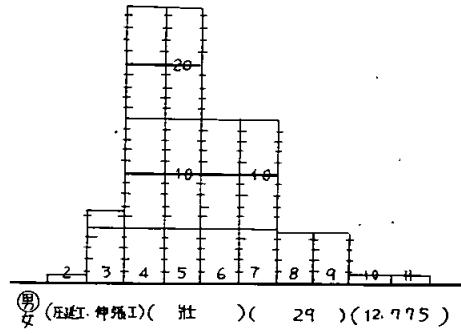


(男) ゴム成形工 (若) (26) (7.934)

Iの(2)

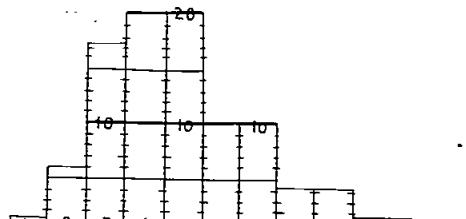


(男) 壓延工・伸張工 (—) (33) (5.559)

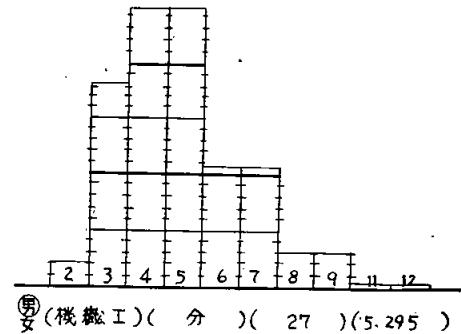


(男) 壓延工・伸張工 (壮) (29) (12.775)

Iの(2)



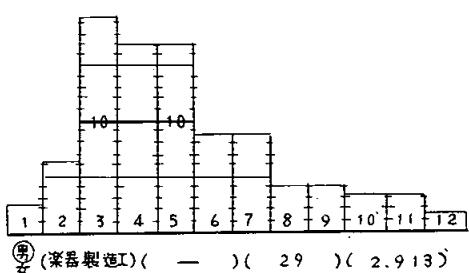
(男) 機織工 (—) (28) (41.652)



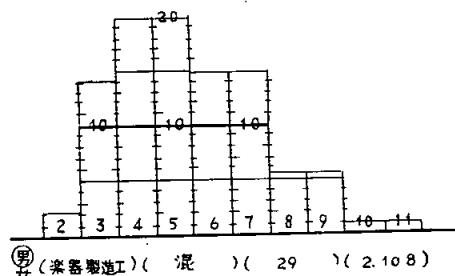
(男) 機織工 (分) (27) (5.295)

<規模30人未満>

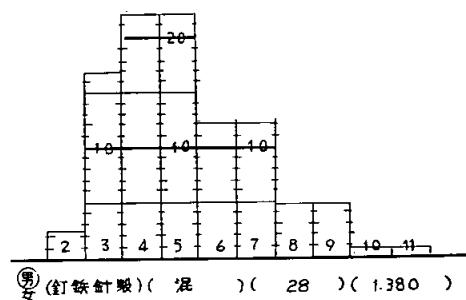
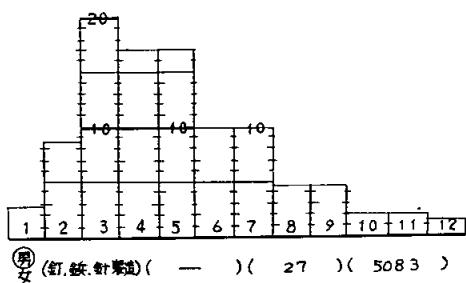
Iの(3)



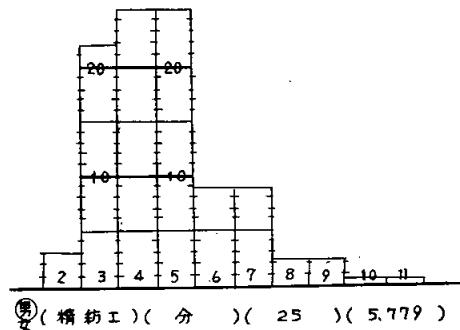
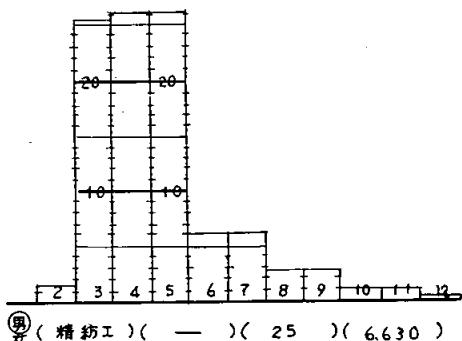
<規模30人以上>



Iの(3)

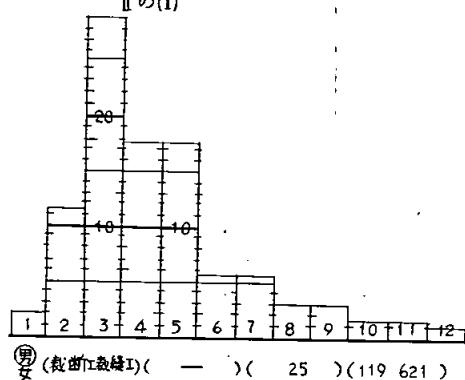


Iの(3)

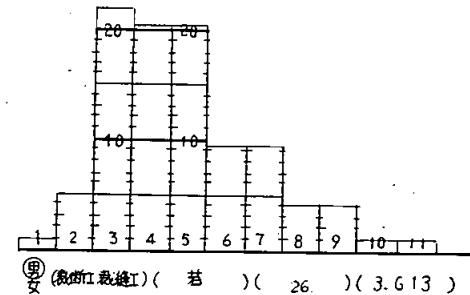


<規模 30人未満>

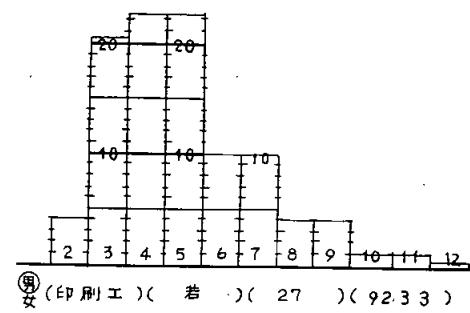
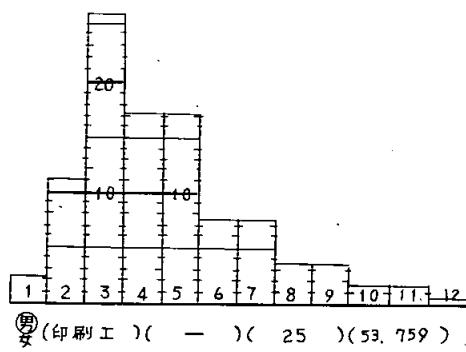
IIの(1)



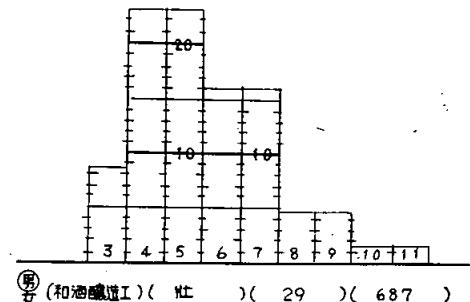
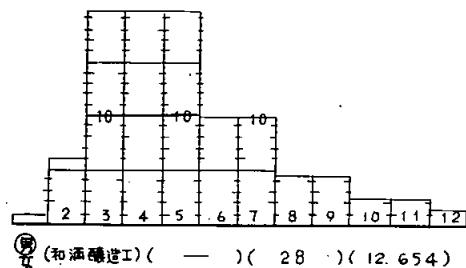
<規模 30人以上>



IIの(1)

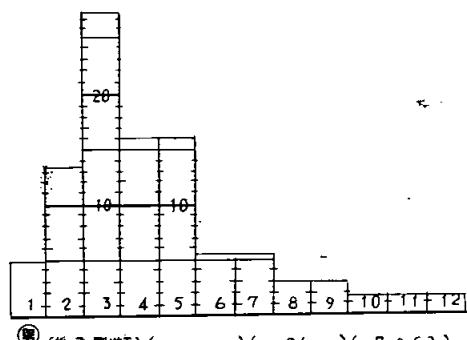


IIの(1)



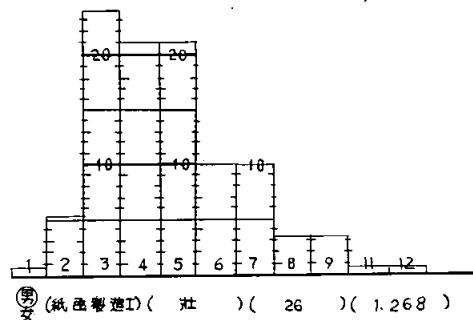
<規模30人未満>

IIの(1)



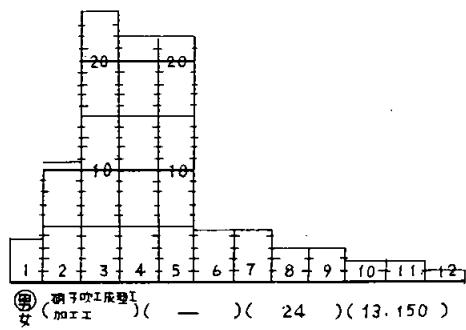
男(紙と繊維)(—)(24)(7.063)

<規模30人以上>

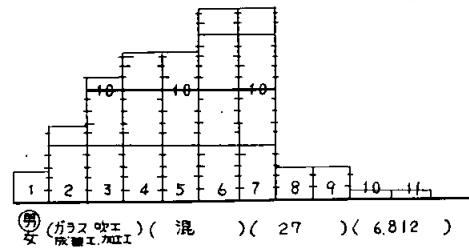


男(紙と繊維)(壯)(26)(1.268)

IIの(1)



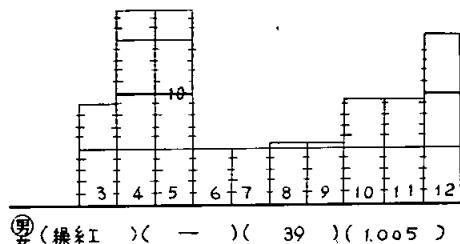
男(ガラス業)(—)(24)(13.150)



男(ガラス業)(混)(27)(6.812)

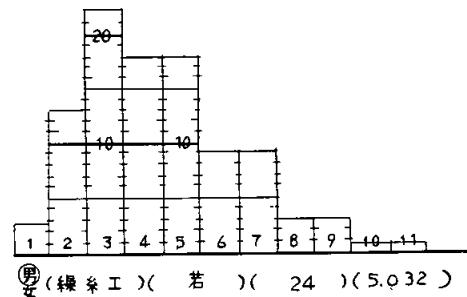
<規模30人未満>

IIの(2)



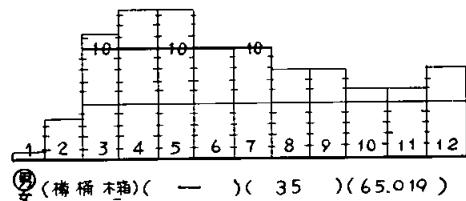
⑨ 女(織糸工)(一)(39)(1.005)

<規模30人以上>

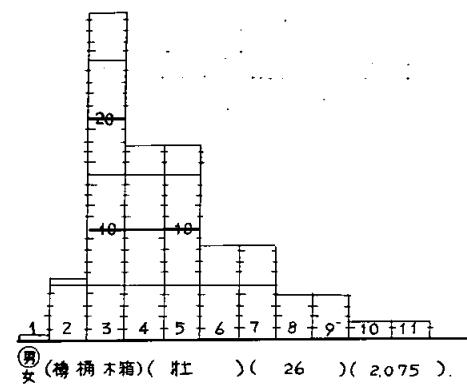


⑨ 女(織糸工)(若)(24)(5.032)

IIの(2)

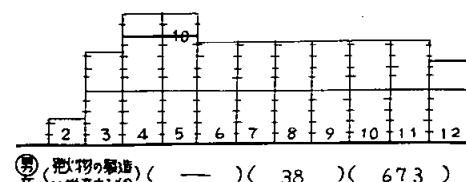


⑨ 女(桶桶木箱)(一)(35)(65.019)

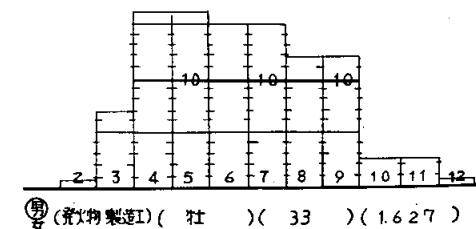


⑨ 女(桶桶木箱)(壮)(26)(2.075)

IIの(2)

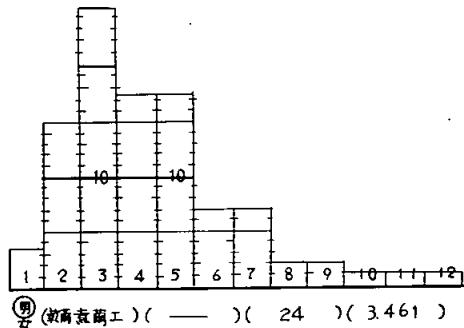


⑨ 女(皮革製造)(従事する)(一)(38)(673)

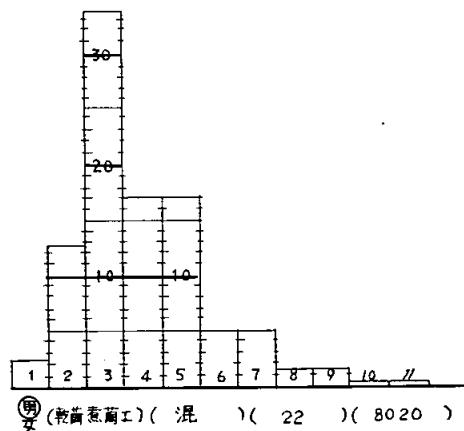


⑨ 女(皮革製造)(壮)(33)(1.627)

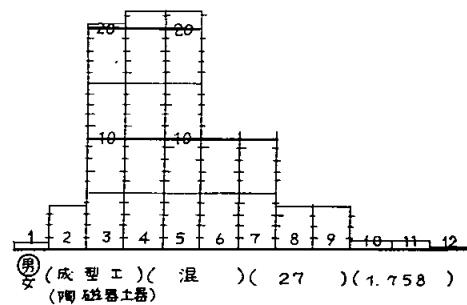
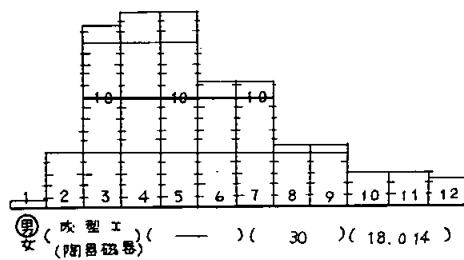
<規模 30人未満>
IIの(2)



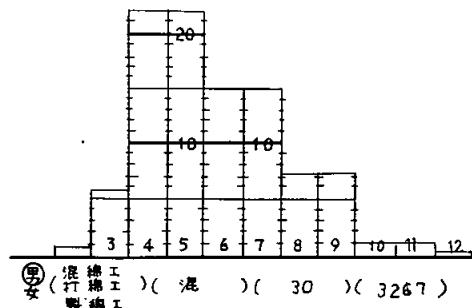
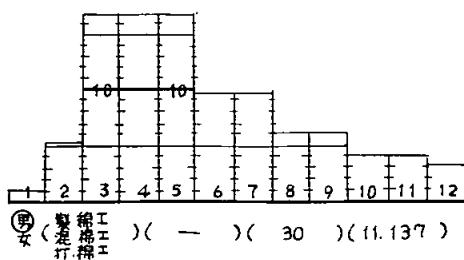
<規模 30人以上>



IIの(2)



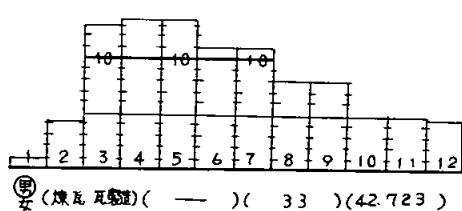
IIの(2)



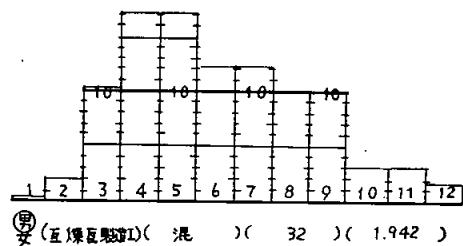
<規模30人未満>

<規模30人以上>

IIの(2)

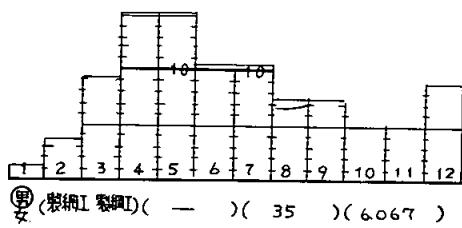


④(煉瓦瓦製)(—)(33)(42.723)

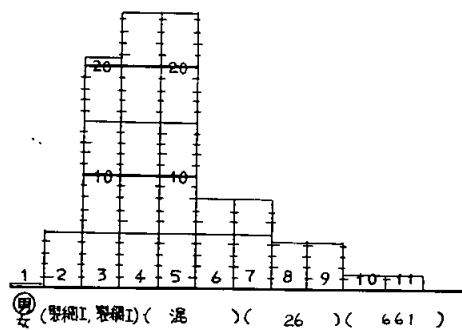


④(互換瓦製)(混)(32)(1.942)

IIの(2)

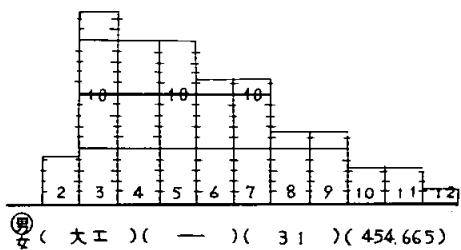


⑤(漆綿工製)(—)(35)(6067)

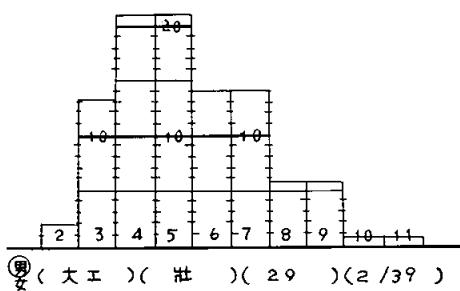


⑤(漆綿工製)(混)(26)(661)

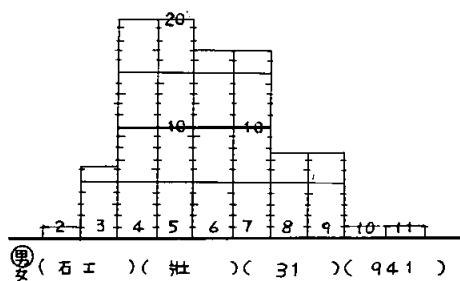
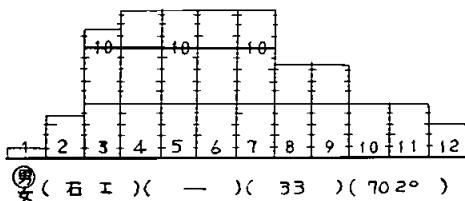
<規模 30人未満>
IIの(2)



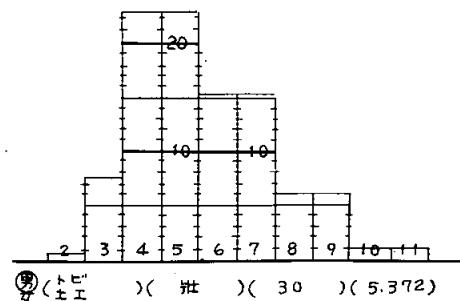
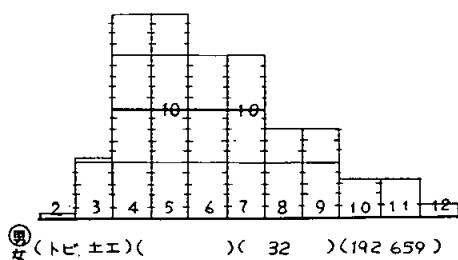
<規模 30人以上>



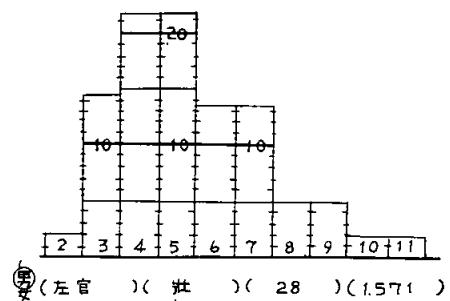
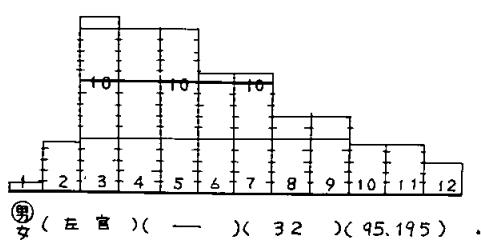
IIの(2)



IIの(2)

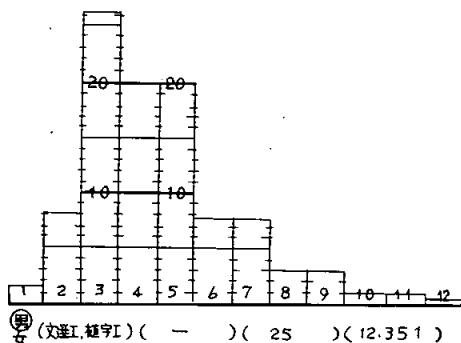


IIの(2)

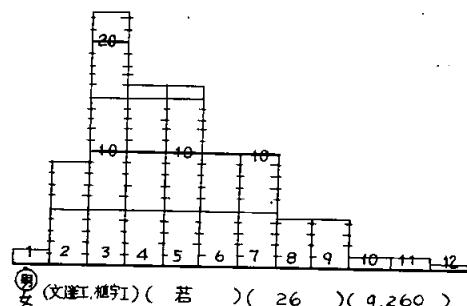


<規模30人未満>

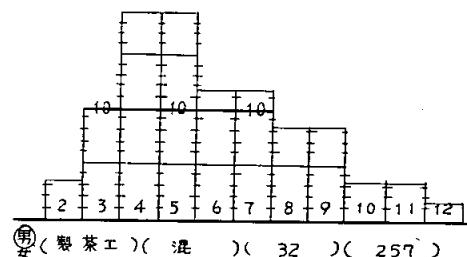
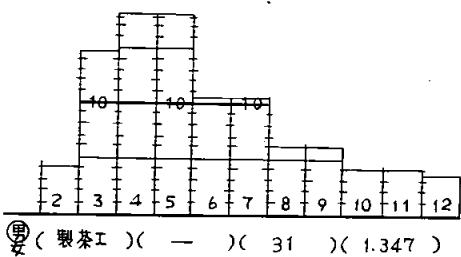
IIの(3)



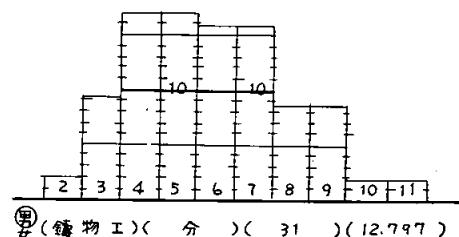
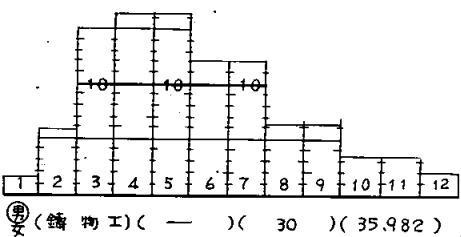
<規模30人以上>



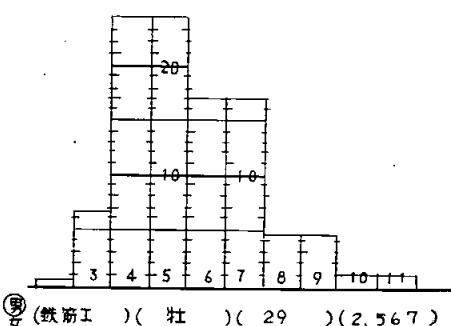
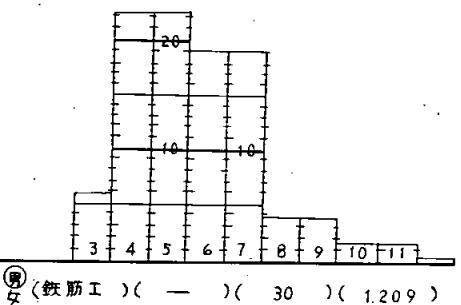
IIの(3)



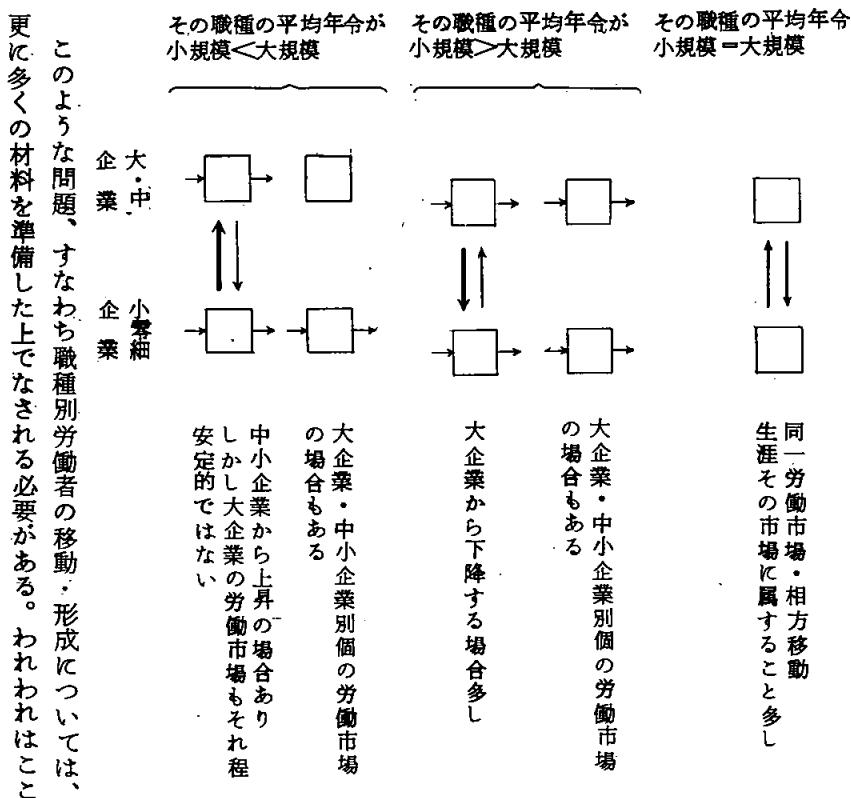
IIの(3)



IIの(3)



この組合せの意味するところについては、すでに若干述べた。それをシエマとして描くとつきのようになるだろう。



このような問題、すなわち職種別労働者の移動・形成については、更に多くの材料を準備した上でなされる必要がある。われわれはここ

での材料のゆるす限りで一応推論したにすぎない。しかしこれだけからしても、小論が直接関連する最も重要な場面は、第一二表の(2)の場面であることがわかる。この諸職種は、工業従業者のいわば最後的「吹き溜り」たる性格を多くもつのである。Iの(2)も一部をのぞきそれに類似するであろう。

このようない分析を、更に全体的に進めるためには、企業規模による年令上の特徴だけでは不充分である。そこでつぎに賃金を見てゆこう。

三、職種と賃金

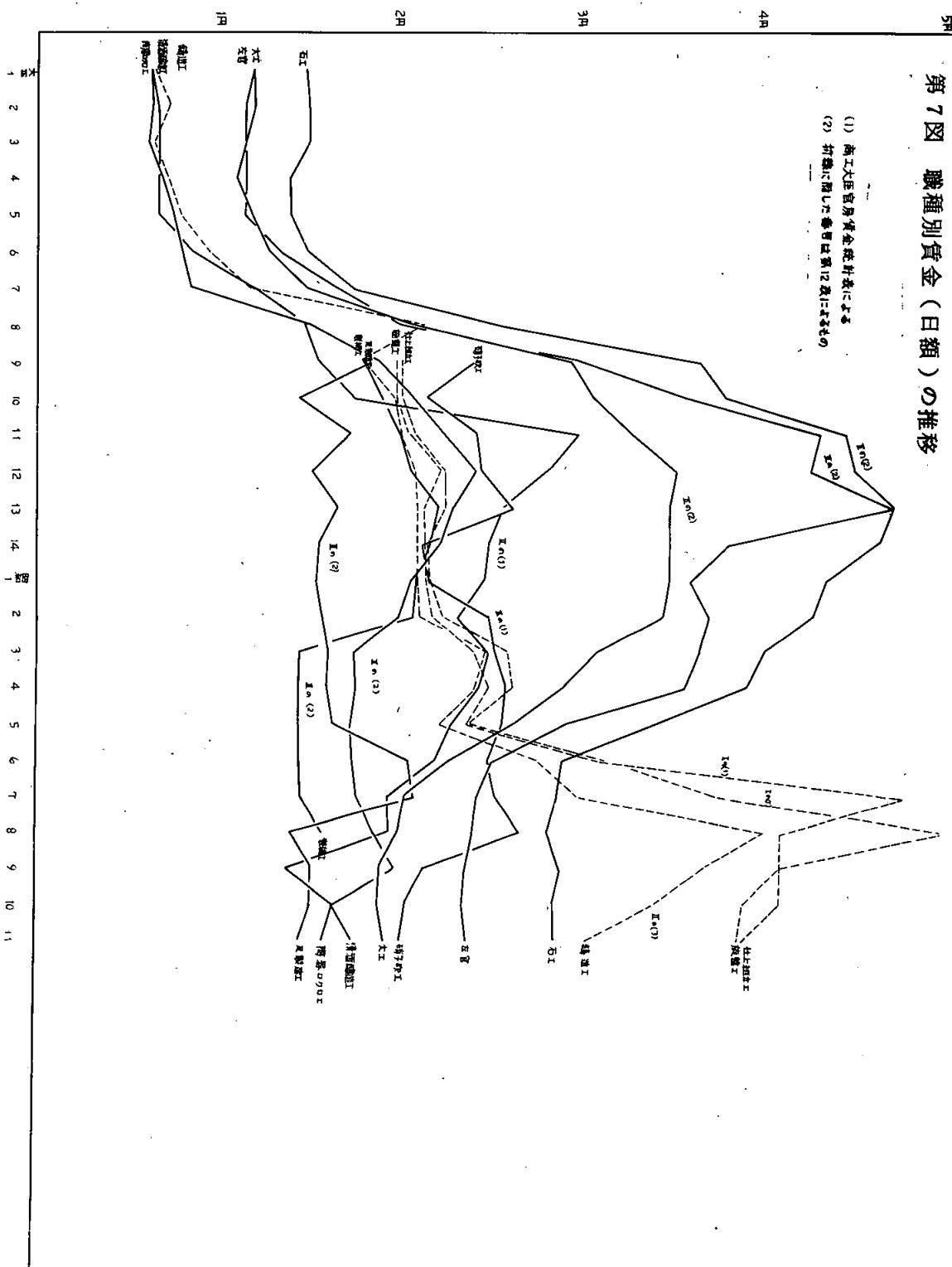
しかるに賃金については、労働統計実地調査による一定規模(三〇人以上を原則とする)以上の場合はわかるが、それ以下は不分明である。ここでは、商工大臣官房統計課の賃銀統計表による職種別賃金額を用いよう。(1)

(1) 「本編賃金ハ其ノ種類毎ニ前記十三商工会議所ノ所在地若クハ其ノ附近ニ於テ相当信用アリト認メラルル会社工場若クハ個人等ニ付普通一人前ノ技両ヲ有スル者ノ賃銀ヲ毎月一回一定ノ日ニ於テ調査セルモノナリ、而シテ給料以外食費手当其ノ他物質上ノ給与ラナスモノアルトキハ之ヲ金銀ニ換算シ合算セリ」(昭和五年報告)とある。なお昭和十三年報告の統計表によると昭和九年で調査箇所数一、〇七三、調査労務者数九五、一〇八人となつてゐる。

この調査によると、明治三三年からの職種別に見た二八一七三種の賃金を与えており、相互の位置とその歴史的变化を見るのに便利である。そこで、掲げられた職種の中から、前掲第一二表に示された職種と同じものを可能な限りぬき出し、これをグラフに示すつぎのこと

第7図 職種別賃金(日額)の推移

- (1) 商工大臣官房賃金統計表による
 (2) 前項に附した番号は第12表によるもの



くなる。

この図は大正元年から、戦時過程の直前まで、二五年間における各職種の賃金の推移を示すが、その特徴的な変化が一見してわかる。

それは第一に、I（機械的労働職種）の職種とII（手工的労働職種）の職種の動きが、対照的であること。昭和元年を境として、前半分と後半分を分けて見ると、前半では、ほぼ同じ動きを両方共続ける。この間大正七、八年以後物価の騰貴と共に、賃金も全般的に上昇している。そして特に建設関係職種は、大正十二年の関東大震災をピークとして異常な上昇ぶりである。

しかし後半を見ると、IとIIとは、昭和五、六年を転換点として、全く逆の、クロスするカーブを示している（但し鋳造工又は鋸物工はIIに属せしめたのであつたが、Iにおける機械工関係と類似の動きを示す）。すなわち、全体として、機械的労働職種と手工的労働職種との位置が、賃金からみて逆転するのである。

第二。ところでIIの手工的労働職種の中にも、ほぼ三つのレベルないしグループが存しているように見える。すなわち、一つはIIの(2)に属するグループ（瓦製造工、陶磁器ろくろ工、製綱工等）のことく、手工的労働職種といつても、すでに早くより最下に転落している職種である。その労働移動における特徴は、前述せるところを想起せらる。一つは、IIの(1)に属する職種（硝子吹工、清酒醸造工など）である。これらは前記よりは一段高いところに賃金レベルがある。高度な熟練を有する手工的労働職種で、少くとも昭和初期まではかなり強固にその地位を保持したかのごとくであるが、それ以後は次第に転落

し、前述のIIの(2)グループと次第に近づいてゆく。

最も高いIIの職種は建設関係の手工的労働職種（大工、左官、石工など）であり、その地位は製造業関係の手工的労働職種より強いが、昭和初期以後急速にその地位を低め、大工などほとんど下位の位置へと急降下している。

このようにして、今一度先の第一二表を見ると、つきのことが分かる。
I機械的労働職種にくらべ、II手工的労働職種は全体的に、とくに昭和へ入ってから、その地位を低めつつある。中でもIIの(2)はそうである。IIの(1)と(3)とは、むしろ類似の性質をもつだろう。Iについては、賃金についてこの統計表では資料のあるもの少く、充分に分析できない感みがあるが、昭和六、七年以後その地位を次第に高めてゆくものと推定される。たゞしそれは大規模性産業として行はれる産業に概していえることで、こゝでも今一つの層があり、小企業で多い職種は、IIの分野とその位置において異なる。それはIの(1)(2)(3)のそれぞれに存するであろう。このような点は、小論第二節の産業分析をあはせて考察していくべきだ。

要約にかえて

さて、本節の要約にかえて、以上の諸対象の社会構成上におけるウニット、および要保護層に対する関係をのべて結びとしよう。

まことに、前節の結果から、社会的経済的地位からみて、昭和五年当時は、上位に大規模の機械的工業に所属する機械的労働に従事する工業従事者があり、中位に建設業に所属する手工的労働による建設業従事者（建設職人）が位置し、最下位に手工的工業部門の手工的労働従事

第13表 各社会階層の比重比較

社会階層	要保護層での比重(東京)	全社会構成上のウェイト		
		全国	東京都	東京市
機械工業從事者	7.9%	9.0	8.4	5.1
建設職人	11.2	5.0	5.0	3.9
手工業者	20.3	14.8	13.3	15.1
計	39.4	28.8	26.7	24.1

(注) 日女大、社会福祉第八号「都市生活者の社会構成と貧困」より作成。

者が存立することがわかつた。しかし機械的工業從事者でも零細規模で若年型産業從事者は、これと同じ位置にある。これは当時の要保護層にどのように反映しているのだろうか。昨年度「研究その一」によると(二〇頁及び三五頁の表参照)、昭和五年の社会構成上の対象のウェイト、及び昭和八年の要保護世帯主の社会構成上における対象のウェイトはつきのように対照される。ただしこの対照は、時点に若干のズレがあることと、一方が就業者全体であるのに、一方が世帯主就業者であることに注意を要する。

上の表によると、第一に、本章の対象の比重は、全体の都市社会構成の中で二割五分ないし三割をしめる。第二に、建設職人と手工業者では、概して、それそれが全般の社会構成上にじめる比重よりも、要保護層の中にしめる比重の方が高い。これに對して、機械工業從事者では、その逆である。ただ表中東京市の数字との比較は若干異なる様相を示すが、東京市旧区内をとつた場合、その地域的特殊性によ

つてそうなるのだろう。ここではのちの新市域すなわち大井、品川、蒲田周辺などに新しい大工場が建設され、旧市域とくに本所、深川などでは、中小企業・下請工場が集中していたのである。

いづれにしても、建設職人、手工業者は、その下層を、深く要保護者層の中に踏みいれていたことがわかるのである。そして中でも後者の方がその後の経済の発展につれ、よりいつそう早くその地位を低めてゆく。

ところで、昭和五年の段階では、しかしながら、建設職人、手工業者のほかに、生産ならびに流通関係の自営業者、「名目的自営業者」とよばれたものをふくめて、広く自営業者層がまだ社会構成の主要部分をしめたことを、われわれは昨年度の報告でのべておいた。その後社会階級としての自営業者層は次第にその比重をひぐめ、逆に近代資本主義社会での中心社会階級たる労働者階級が、量的にもその席にかわる。もちろん社会階級としての重要性をその人口量のみでいうことは出来ない。

いま、ここでとりあつかつた機械的工業從事者を見よう。そのうち、三〇人以上の規模の機械工業從事者の比重はどうか。

若し昨年の研究にしたがつて、工業統計表を見ると、それは五人以上規模の從業者が対象であるから、昭和五年における從業者一、八七三千人は、昭和五年の社会構成のうち、手工業者、機械的工業從事者、事務從事者、役付俸給生活者および技術者の合計四、九七五千人の四〇%をしめるにすぎない。すなわち工業從事者は、全体のいわゆる労働者階級の四割ということになる。

しかるにそのうち機械的工業に所属するものは、昭和五年において約五割である。(第一四表)

第14表 製造業の労働様式による就業者の規模別構成

		昭和5年			昭和10年			昭和15年		
総計		18,730		100	26,161		100	44,856		100
機械生産	計	8,626	100.	46.0	14,906		100	57.0	29,746	100
	5～29	2,088	24.2		3,230		21.7		5,824	19.6
	30～199	2,056	23.8		3,641		24.4		6,297	21.2
	200～	4,482	52.0		8,035		53.9		17,624	59.2
手工业的生産	計	10,105	100	54.0	11,255		100	43.0	15,110	100
	5～29	3,284	32.5		4,127		36.7		7,003	46.3
	30～199	3,790	37.5		4,136		36.8		4,668	30.
	200～	3,031	30.0		2,992		26.5		3,440	22.8

(注) 工業統計表を分析したもの。日女大生活問題研究会論文による。

したがつて、労働者階級中の割合は二割ということになる。そのうち三〇人以上規模のものは七割五分である。したがつて、機械的工業従事者で三〇人以上のものは、全体の労働者階級の一割五分ということになる。

このように近代的生産部門の中及び大規模企業の労働者（広い意味）は、労働者階級中ですら一割五分をしめるにすぎないのである。しかし、それは資本主義生産の基幹部門の労働者であるから、社会構成においても、量は少ないとはいえ、やは

り重要な階層である。そしてその量は第一四表に見るよう、昭和五年以後次第に増大してゆくのである。

第二章 日雇労働者階層の形成

第一節 課題と資料

本章の課題は昭和初期における日雇労働者の市場、賃金、階層としてのその性格をみるとあるが、はじめに問題の限定をしておきたい。まず対象であるが、ここにいう日雇労働者は、いわゆる単なる

「日傭い」ではなく、商品の生産ないし流通にかかる賃労働者としての日雇労働者である。この日雇労働者は、就中、移行期に統発する旧い社会関係の分解によるにせよ、資本の蓄積過程から構造的に排出させるにせよ、過剰人口の一就業形態であることは明らかである。だがそれらの中には、過剰人口としてはなお流動的であつて、いわばままで日雇労働者である者と、すでに自力ではそれから脱しえない停滞的なものとがある。ここではこの後者、すなわち日雇労働者として、望むと望まさるとに閑わらず、労働者階級の一部類として、階層化するに至つた部分が主要な対象をなす。

第二に、課題の第三である階層としての日雇労働者の性格については、この研究は未だなおその全体としての性格の範囲にとどまり、いわば経済的・社会構造そのものの研究の域を出ていない。資料の制約から極めて不充分である点は措くとしても、その意味でなお第一次的接近にとどまっている。さらに一步進めるためには、個別労働者が事態に直面していかに対応するかの姿態が一般化されねばならない。この点次章の展開がある程度これを補うものである。

以上のように問題は定められたが、実はこの目的に役立つ資料は極

めて少ない。資料のある場合でも、概して昭和初期の日雇労働者調査は日雇労働者そのものよりは失業者に関する調査であつたことから、十分なものではない。そこで入手できた個々の資料からではなく、全体の分析を通じてがなり間接的な方法で問題に接近する以外になかつた。いまこれらの資料について調査時期、対象などを挙げてみればつきの通りである。

東京市社会局「自由労働者に関する調査」（大正一二年）

調査時期は大正一一年三月、調査は東京市内の「宿泊所、労働現場其他に於て自由労働者を見付け次第、訪問して調査票に記入した」ものであり、「自由労働者」とは「雇傭關係、労働業態、労働現物が一定せず、主として屋外に於て手足を以てする労働者」とされ、若干の建築熟練労働者を含むが大部分が私たちのいう単純労働者と考えられる。ただし、港湾労働者は除外されている。なお本資料は目的のためには若干ながら早い時期のものだが、資料不足の中にあって貴重なものとして使用することにした。

東京市社会局「東京市失業者生活実態調査」（昭和八年）

本資料は「日傭労働失業者」「知識階級失業者」「工場及交通労働被解雇者」に関する失業調査であるが、ここに用いられるのは「日傭労働失業者」つまり、失業応急事業登録労働者および登録希望者の部分である。調査は昭和七年一〇月、一二月の二回にわたってなされ、対象は東京府所在の三三労働紹介所に登録された、ないしはそれを希望する労働者であるが、それは必ずしも前に述べた意味での「日雇労働者階層」に属する者に限られるのでなく、

雇用の増加に伴なつて再び通常の職業に戻つていく流動的な失業を少なからず含んでいる。この点、本資料の使用に当つての大きな留保条件をなしてい。

京都市教育部「京都市に於ける日傭労働者に関する調査」（昭和七年）

昭和六年六七月に、前掲京都市「自由労働者」調査とほぼ同様な定義で労働現場において面接調査されたものだが、この場合には「主として不熟練労働者なること」とされている。実際の対象は土工、建築職人手許などの土建単純労働者が主である。なお一部熟練労働者をも調査しているが、ここでの数字には含まれていない。

京都市社会課「京都市に於ける土木建築労働者生活実態調査」（昭和八年）

調査時期は昭和八年六月、対象は「平素土木建築請負業者又は其の下請負人の配下に隸属し、又は事業の都度雇用せらる」労働者で、日傭労働者失業応急事業の「労働手帳の交付を受け居らざるもの」である。熟練労働者をも含むが、ここで用いられるのは單純労働者に限られる。

大阪区社会部「登録労働者に関する調査」（昭和一二年）

昭和一年五月、市立六労働紹介所に登録された日傭労働者失業応急事業登録労働者、それ以外の一般の登録日雇労働者の合計八、三八二人につき調査されたものであるが、本稿ではそのうち三、〇八四人の「朝鮮人」労働者を除く、「内地人」のみについて

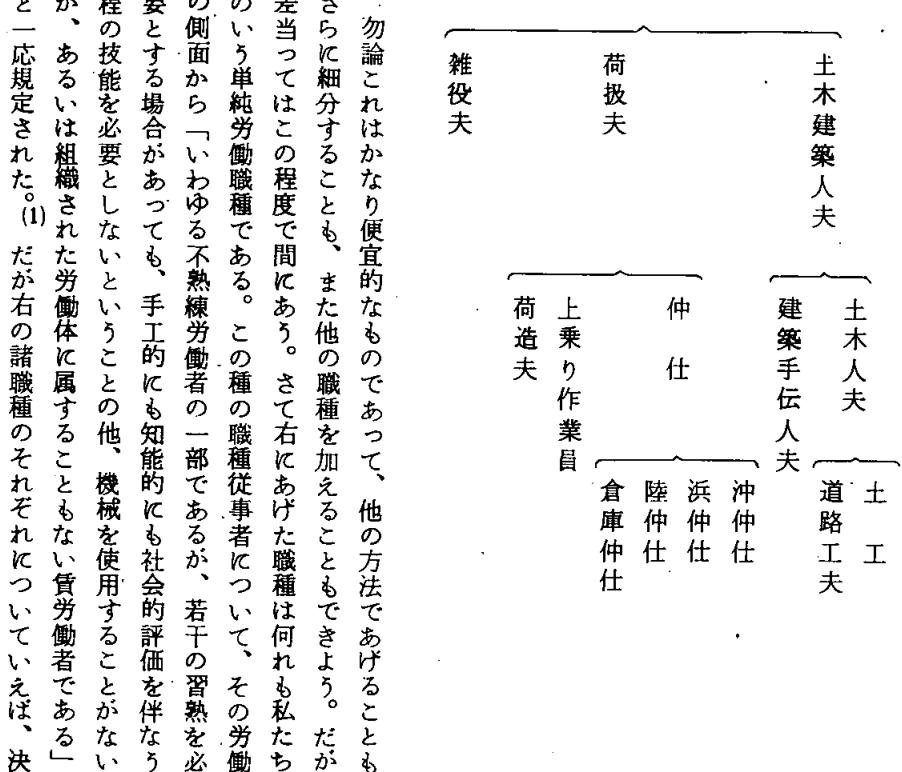
の集計を用いる。なおこの中には三五%の建築熟練労働者、鉄工、船夫などが含まれており、これらは「平素は普通労働者と同じく土工、雑役仕事に従事しているのであるが、その特殊技能を必要とする求人先の生じた場合はこれに優先紹介される」労働者で、ここでいう日雇労働者では必ずしもない。この点本資料は前掲東京失業者調査と同じ性格のものである。

以上之外、昭和五年国勢調査報告の職業別有業者数を用いた他、大阪市社会部論「日雇労働者問題」（大正一二年）など若干資料を参照した。なお必要に応じて比較のため戦後に於いての資料を挙げておいたが、本稿の第三～六節に照應する戦後についての研究として江口、氏原、山崎「日雇労働者の賃金と最低生活費(1)」（社会科学研究、第一三卷四号）があるので参考までに付記しておく。

第二節 日雇労働の職種

通常いう日雇労働とは、いうまでもなく労働の経済的形態であつて、有用労働の種類を示すものではない。日雇労働には通常それ特有の有用労働種類があり、土工であるとか、雑役夫であるとかだが、このいわば日雇的な単純労働職種といえども、その労働内容自体が直ちに日雇労働なる経済的形態をもたらしたのではない。日雇労働は労働の經濟的形態であり、ある職種の労働が主としてこの形態でなされるか否かは決して固定的なものではない。諸条件が変れば、いわゆる常用労働としておこなわれるようになるであろう。だがある職種の労働が一般的に日雇労働としてなされうるかどうかは、ある程度までその有用労働の内容によつて制約されていることも事実である。そこで通常、

日雇労働によつてなされている労働の種類をまず挙げてみると大よそつきの様に示しうるだらう。



勿論これはかなり便宜的なものであつて、他の方法であげることも、さらに細分することも、また他の職種を加えることもできよう。だが差当つてはこの程度で間にあう。さて右にあげた職種は何れも私たちのいう単純労働職種である。この種の職種従事者について、その労働の側面から「いわゆる不熟練労働者の一部であるが、若干の習熟を必要とする場合があつても、手工的にも知能的にも社会的評価を伴なう程の技能を必要としない」ということの他、「機械を使用することがないか、あるいは組織された労働体に属することもない賃労働者である」と一応規定された。(1) だが右の諸職種のそれぞれについていえば、決

してこのように一様な規定によつてとらえられるものではなく、相対的ながらさらに異なつた類型に細分される。この規定は他の諸階層との関連におけるものに廻ぎない。ではどのような類型に細分しうるか。だがそれはここで展開さるべき問題ではないので必要な点について述べにとどめよう。まず第一は、労働強度の相違であるが、土工、仲仕関係ではとくに重筋労働が強いられるのに対し、雑役夫は最も軽度であり、他はその中間にあるものと大まかにいえる。第二は甚だ相対的ではあるが、必要な習熟度が異なつてゐる。重筋労働である土工、仲仕関係では体力の消耗を補うために、建築職人手許は熟練建築職人の補助をなすものであることから、また荷造夫は大小、形状様々な貨物を短時間に梱包しうるために、それぞれ一定の習熟が必要とされる。これに対し、雑役夫の労働は、誰にでもできる単純労働中の単純労働である。この様に最も開放的な性格のものと考えられている日雇労働の職種の中でさえ、相対的に見て、実はそう開放的でないものと、全く開放的なものとがあり、日雇労働者の誰でもが、賃金の多寡などから自由に職種に選択するといったことはできないのである。つまり、日雇労働者の中にもさらに労働能力に応じた集団ができ上つてゐると言えなければならない。それは例えはつきのような点において示される。

(1) 本誌前号一三頁。したがつて、これらの労働種別は正確には職種と呼ぶべきではないが、慣用に従い、そう呼んでおく。

第三節 日雇労働者の肉体的条件

まず日雇労働者の性別だが、第1表は単純労働中、主として日雇労

第1表 単純労働職種従業者の性別構成

(昭和5年)

	全 国		東京府	
	%	%	%	%
土 砂 採 取	88.7	11.3	97.2	2.8
道 路	100	0	100	0
土 荷 造 工	100	0	99.9	0.1
荷 送 工	63.2	36.8	62.4	37.6
仲 仕	97.5	2.5	99.5	0.5
配 達	98.0	2.0	99.9	0.1
倉 庫	97.8	2.2	98.4	1.6
掃 除	85.0	15.0	94.2	5.8
雜 役	83.2	16.9	85.7	4.3
日 僱 (と単に申告したる者)	88.7	11.3	97.5	2.5
以 上 計	90.8	9.2	93.9	6.1

資料 国勢調査

雑役的職種では女子の比率が高い。なお荷造工・包装工の女子は日雇労働者でなく通常の包装工を示すもので、これを除けば他職種と同様の傾向をみせるだろう。また全国に比し東京都では女子の比率が低いことは、日雇労働以外での雇用機会が多いこと、すなわち経済の社会構造における差を反映するものといえよう。

労働によりなされることは多い職種の労働者の性別構成である。みられるように主要部分は男子により占められており、労働内容を反映している。

だが前節で述べたように、職種によつても比率は異なり

つぎに日雇労働者の肉体的労働能力を表すものとして、同じ職種について年令別構成を示した(第2表)。労働強度の大きい土工、仲仕等には青壯年層が比較的多く雑役的職種では高年層が増加する。ただし雑役夫の一九才以下、それに二〇才~四才層の一部は高年層と異なった性格の集団で、いわゆる常用労働からの失業期間をこれに当てる、その直接的な予備軍をなす存在であると思われる。

以上二表のよう、日雇労働者中にも、従事する職種の労働強度、必要な習熟度の如何に応じて異なる肉体的条件による集団がある。一般的にいえば、強健な肉体の持主は土工、仲仕等に、これに対し、高年令者、女子、また男子青壯年層でも強健な肉体の持主でない労働者の就労は雑役夫的職種に限られる。この意味で後者は、解放的な日雇労働中でも、とくに解放的である。以上のことは、また新米日雇労働者の肉体的条件による職種の差別化を意味する。さらに、労働者が生涯を日雇労働者で終らねばならないとした場合、日雇労働の領域内で、肉体的条件の変化とともに職種移動すべきことをも示す。そして後述のように、実は従事する職種の如何によつて賃金所得の多寡が左右されるのである。しかし、雑役夫的職種は、その労働内容の点からいつ最も解放であるといつても、それではやはりなにかしかの肉体的条件は必要である。もしこれさえ見えないようになつたらどうなるか。

次章にみられるように、そのときは行商人にでもなるより仕方ないだろ。だとすれば私たちが名目的自営業者と呼んだもの的一部をなすこの種の業主の性格も、更めてまた示されることになる。

第2表 日雇的職種従事者の年令別構成

(%)

	計	~19才	20~24	25~29	30~39	40~49	50~59	60~	計	~19才	20~24	25~29	30~39	40~49	50~59	60~
土工	165,296 (人)	8.1	18.2	21.2	30.8	15.3	5.5	0.9	28.2	23.8	40.6	37.0	31.5	23.0	14.0	6.2
荷造工・発送工	24,036	18.2	16.4	17.0	24.2	14.9	7.7	1.6	4.1	7.8	5.3	4.3	3.6	3.3	2.8	1.6
包装工	171,139	6.1	11.1	18.2	33.9	20.9	8.5	1.3	29.1	18.6	25.6	32.8	35.8	32.6	-22.4	8.7
作業・運搬夫	13,540	9.4	13.0	16.2	29.1	20.0	10.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.3	2.4	2.5	2.1	1.2
倉庫夫	26,515	5.6	8.8	11.6	24.6	23.8	18.0	7.6	4.5	2.6	3.1	3.3	4.1	5.7	7.3	8.0
掃除夫	13,392	2.1	6.7	11.6	28.1	28.1	19.1	4.3	2.3	0.5	1.2	1.6	2.3	3.4	3.9	2.2
道路工夫	173,497	14.4	9.3	10.2	18.9	18.7	17.9	10.6	29.5	44.4	21.8	18.7	20.3	29.5	47.5	72.1
雜役夫	188,424	7.1	11.3	15.0	27.5	21.5	13.3	4.3								
(以上小計) 日傭と半日 雇用した者	775,839	9.0	12.3	15.8	27.5	19.4	11.7	4.3	587,415	56,302	74,345	94,649	161,505	109,876	65,352	25,386
計																
掃除夫	4,690	3.9	5.1	6.4	20.9	31.3	24.0	8.4								
雜役夫	35,025	12.0	7.2	6.4	16.7	22.9	22.5	12.3								
日傭と半日 雇用した者	24,074	7.9	8.1	8.2	21.6	26.7	19.0	8.5								
計	63,789	9.9	7.3	7.1	18.9	24.9	21.3	10.6								

注 左欄は年令計を、右欄は小計を100とした比率

資料 昭和5年國勢調査

労働とは就業の経済的形態なるが故に、つねに労働内容に照応した労働力供給がなされているとは限らない。失業者の多い時期には、雇強な青年が雑役夫であることもある。従つて前掲の表は主として労働内容の表現ではあるにしても、それのみの表現ではない。すなわち、日雇なる雇用形態は、何らある種の有用労働のもつ固有の性格や労働者の日雇労働者たるうとする本源的な志向に基づいて発生するのではない。日雇労働者とか、日雇労働とは本質において失業者、過剰人口であり、その停滞的就業形態である。だが、といつても、それだけでは日雇労働者個別の性格は説きえない。一般は特殊のあるものが特殊であることの関連を示しはしないからである。都市の日雇労働者はその

主たる部分によつていえば、停滞的な就業形態、それもすでにみたよう、土木建築、運輸などの屋外労働分野における停滞的な就業形態におかれた過剰人口であるということができる。その際、これら屋外労働はその労働過程の物的性質や産業の特徴的性質からして、その他の就業形態よりもむしろこの日雇形態をとらしめるのである。しかも、日雇労働には、いわゆる常用労働者の市場とは異なつた、相対的にいきなり一般常用労働者の「死錠」をなしていいる訳ではない。そこで、つぎにこの日雇労働市場に若干ふれておこう。

第四節 日雇労働市場と賃金

このように日雇労働者の労働内容にも種々あり、必要な肉体的条件がそれぞれへの就労者を限定する傾向があるのだが、ではこれら日雇労働者はどのような労働市場を通じて雇用されていたか。勿論、日雇

労働者のそれに限らず、一般に労働市場なるものを見取図的に示すことはそうた易いことではない。そこで、それ自体の研究が当面の目的ではないこともあって、ここではそれを仮りのものとして極く簡単に言及するにとどめたいたい。

まず労働市場という用語の意味を、日々現実に労働力が売買される場所と仲介機関の結合の総体だとすると、都市の日雇労働市場は主としてつぎのように区別して示しうるであろう。

1 飯場（ないし部屋）、親方制による市場

2 街頭市場

3 労働紹介所市場

勿論これは主要なものであつて、これ以外にも、例えば労働現場での門前雇用などがあるし、また異なつた方法で示すことができるかもしない。飯場ないし部屋とは更めていうまでもない周知のことだが、労働者が人夫請負業者、所謂親方のもとに起居して親方の請負った工事なり労働力供給なりに従うものである。街頭市場とは、木賃宿など、労働者の宿泊する施設が多数集合した地域の街頭で、人夫請負業者、例の「手配師」による日雇労働者募集のため、自然的に形成されるのである。第三の労働紹介所とは説明するまでもない公私立の公益的な紹介所である。(1)

さてこのような市場にあつて日雇労働者はどのようにしてその日の雇用にありつくか。第一の飯場の場合にあつては、そこにとどまる限り雇用の選択はなしえないことは勿論だが、後二者の場合はかなりこれと違つてゐる。ここで労働紹介所の場合について、興味ある大阪

ての事例を挙げてみよう。(ついでながら、以下の引用文にある「鞍
鰐」とは、東京でいう「立ん坊(棒)」のことであり、もともとは坂
道や橋の“たもと”の登坂、炎天下の日中、雨降りの泥道などで骨の
折れる荷車曳きの後押しをしてなにがしかの“駄賃”を稼ぐ浮浪者に
冠せられたものである。だが、その後前記街頭市場にむらがる日雇労
働者もこの名で呼ばれ、この事例では紹介所の場合まで押ひろめられ
たものである。)

「世の中が景気がよいと鞍鰐の失業も至つて少ないが不景気にな
るとその日の仕事を見つけるのは彼等にとつて中々の大役である。

従つて彼等の中には早朝より寄場(紹介所)に詰掛けて可成り呼出
係に近い場所を占めることによつて、誰よりもその日の仕事に優先
することに努めるというような惨めな奪斗をやつてゐるものも少な
くない。

所が如何に早朝より詰掛けばとて、どの仕事も一通りはやつて
のけると云う自信と経験のあるものでなくては、到底失業は免れぬ
までに不景気は慢性になつていてから中々容易なことない。仍で彼
等は名こそ鞍鰐でも雇主の希望とあれば手伝も出来、仲仕もやれ又
土方人夫も一通りはやれるというように何でも御座れの一人前にな
らねばならぬ、鞍鰐が車力の補助以外に殆ど需要のなかつたのはも
う過去のこととて下層労働者の増加した今日に於いては、名目は鞍鰐
にせよ立ん坊にせよ先方にせよ、一度雇主の手にかかるば何んでもや
つてのけるだけの者でなくては勢いあぶれたらざるを得ないから
である。

斯く失業の憂目から逃れることに汲々たる彼等のことであればど
んな仕事にでも飛びつくかと言うに、そこが呼吸もので、少々馴れ
た者になるとあわただしい中にも十分の余裕を見せて油断なく仕事
の選択をする、というのは雇主の言う通りをそのまま伝える呼出係
の声をそのまま信じて行つては時々非道い目にあうことがあるから
で、彼等は自衛の必要上、雇主を物色したり或いは自分の経験や直
覚や又朋輩同志の注意を参考して出来るだけの選択をしてから仕事
に応する風がある。

従つて同種同質の仕事でも忽ち人員の超過するものや何時まで経
つても新参者一、二人しか応じないものがある訳で、賃銀の高いこ
とが必ずしも彼等を引きつけるものでなくて寧ろ賃銀は安くとも比
較的楽な仕事に走るのを普通とする。

如何に賃銀が高くとも仕事が豪ければ明日の労働を続けることが
出来ないから彼等は好んで楽な仕事を漁る……。

斯く彼等はあぶれざらんとする必死の努力と仕事を突嗟の間に選
択するだけの敏捷さがなくてはならぬ……鞍鰐たる又難い哉で
ある。」(大阪市社会部調査課編「日傭労働者問題」(大正一二年)
七五~七頁)。

ここでは二つのことがいわれている。どんな仕事でも一通りはやつ
てのけられないと到底失業は免れえない。だがどんな仕事にでも直ち
にとびつくのではなく賃金と労働内容とをにらみ合わせて有利な雇用
口を選択するというのがある。ここで先に述べた日雇労働者の労働内
容が想起されねばならない。肉体的条件の劣つた、例えは高年者など

が低賃金の雑役的労働に限定されるだけでなく、青壯年層のように強壯な肉体の持主でも、そう自由に高賃金の労働のみを選択できる訳ではない。というのは、土工とか運搬夫の労働は重筋労働なのだから、体力の消耗を補うためにもそれにある程度蓄積していることが必要である。そのような場合、高賃金だからとて、絶えずあれこれの重筋労働職種間を渡歩くことは決して得策でない。こうして日雇労働者の特定職種への相対的な定着がおき、さらに同職種内でも賃金額と労働内容からする、より有利な雇用主の選択がなされる。つまり、賃金とは単に貨幣額としてだけあるのではなく、特定の労働量に対してもあるといふことが日雇労働者の場合といえども例外でない。といってみても、これは絶対的なものではない。日雇労働者の主要部分がいわゆる停滞的過剰人口となっていた限り、「何でも御座れの一人前」でない限り長期的にみた場合、就労が保証されなかつただらうことは明らかであり、今日でも同様である。

以上は労働紹介所についての事例であつたが、街頭市場についても多かれ少なかれ同じことがいえるだろう。だが、賃金額の明示、選択の可能性、供給者側の条件の一様性などからいえば、前者はより一層労働移動が容易であったものと考えられる。飯場についていえば、ここには親方の子飼労働者「渡り」労働者、出稼労働者など、異なる性格の労働者が混淆していたとはい、一般に移動はかなり制限されていたと考えるべきであろう。ところで、労働市場をこの三種に区別して考へるとして、それらが総体として如何なる比率で構成されていたかは全く知るべくもないが、ここで大阪市についてみると、公営労働紹

介所市場は第三の労働紹介所市場の主要部分をなすにかかわらず、日雇労働者の二割がこれを利用しているに過ぎなかつたといわれる。(2)しかも、当時この公営労働紹介所利用者は多くが登録資格の限定された失業応急事業登録者であつたのだから、(3)一般に日雇労働市場としてこれの果す役割は極めて限られたもので、今日の事情とはかなり異なつていたということができよう。(4)そこで、極めて少数例調査ではあるが第3表のような事情はおそらく一般的なものであつたに違いない。これによれば「親方」ないし「飯場」による、即ち先にあげた第一の類の市場で雇用されるものが過半をしめている。第二の類の市場は明らかにされているが、この資料によれば京都市にはそれは存在しなかつたものようである。京都市については同じことが「土木建築労働者調査」によつても、「親方」ある者土工一五二名中三五%、建

第3表 日雇労働者の求職方法

	実数	%
職業紹介所を経て	5	7
親方によって	38	53
飯場主人によつて	6	8
自ら仕事を頼み廻つて	3	4
親戚知友に頼んで	9	12
その他	12	16
計	73	100

資料 京都「日雇労働者調査」

設職人手伝三一五名中四八%という比率によつても示されている。ともあれ、この時期の日雇労働者は、一般に労働移動性に欠けた、甚だ不完全な市場に頼らざるをえなかつた。これはこの時期における経済

の社会構造(5)を反映するものというべきであろうか。勿論市場がより完全なものに向うことと就労の安定化とは無関係であり、しばしば逆の関係にさえありうる。京都「土木建築労働者調査」によれば、「親方」ある土工、職人手伝の平均就労日数一八・五日に対し、ない場合は、一五・三日となり、前者の安定性を示す。その意味で、いうならば、戦前の日雇労働者は今日のそれに比し、古きが故に安定性をもつてたといえよう。

つぎに賃金であるが、まずその支払形態に簡単にふれておけば、第一は「定傭」と呼ばれる時間給、第二は「請取り」および「小間割り」といわれる出来高給、最後が飯場の「規則」制、すなわち賄付で住込み、賃料を賃金から差引き支給するものである。前二者についていえば、雑役的職種では「定傭」が殆んどであり、出来高給は土工、仲仕等若干なりと習熟の必要な重筋労働職種に多い。

すでに第一章の第7図でみたように、日雇労働者の賃金でも仲仕、土工などのような重筋労働の場合には、不熟練工場労働者と比較しても決して低くはなかつた。だが、その労働強度、それに就業の不規則性を考慮に入れば事情は異なつてくる。さらに同じ図でみられるように、これらと人夫（雑役夫）との間には著るしい格差がある。そこでさらに多くの労働種類についてこれらの賃金額を比較してみるとが望ましいが、適切な資料を入手できなかつたので、若古いままで東京「自由労働者調査」から、いくつかの与えられた種類につき平均賃金額を挙げた（第4表）。これによつても仲仕が最も高く、ついで荷造夫、土工、職人手許および運搬夫と続き、雑役夫が最低となる。

これは実のところ、それぞれ労働強度と必要な習熟度にかなり照応しているといつてもよい。仲仕、土工は重筋労働であり、荷造夫は日雇労働中最も習熟が必要とされるといわれる。雑役夫中の塵介および下水掃除夫は特有の不潔さが織込まれて比較的高賃金となつてゐるが、一般的の雑役夫賃金は先の図からも示唆されるように最低と考えられる。

第4表
日雇労働者の賃金平均日額

土木建築労働者	職人手許	工	2.5	円
		鳴手伝	2.0	
		大工手伝	2.0	
		左官手伝	1.8	
	道路工夫	浜仲仕（水揚）	3.5	
		倉庫仲仕	4.0	
		石炭運搬夫	2.0	
		大物一般車力	2.0	
	下水工事人夫	夫	1.8	
		手伝	3.0	
		荷造夫	1.5	
		掃除夫	1.8	
	仲仕	荷造夫	1.8	
		手伝	1.8	
		荷塵下水	1.0	
		一般工夫手伝	0.95	
	荷扱夫	建築人夫（女）	1.0	
	運搬夫			
	雑役夫			

資料 東京「自由労働者調査」

したがつて、雑役夫以外に就労機会のない高年者や女子の賃金は最低に落に入る傾向がある。これら労働者は日雇労働者でも最下層、つまり労働者の最低部類に属するのである。ところで、この賃金率が日雇労働者の賃金所得額を決定する一方の要因であるなら、その他方は就労日数である。第5、6表はこれを示す。日雇労働の不規則、断続性を明示しているが、就中東京「失業者調査」は八〇%までの労働者が

第5表 就労日数別労働者数の比率(京都)

(%)

	「土木建築労働者調査」			「日傭労働者調査」	
	土工	建築手伝	計	5日未満	7
無就労	5	1	2		
1~5日	5	4	4	5日未満	—
6~10	9	13	11	5~9日	7
11~15	32	25	28	10~14	13
16~20	31	40	37	15~19	28
21~25	15	15	15	20~24	34
26日以上	3	2	3	25日以上	18
計	100 (152)	100 (315)	100 (467)	計	100 (71)
平均日数	16.4	16.9	16.7	平均日数	18.3

注()内は調査対象数

一〇日以下しか就労していない。したがつて、同様八〇%までが一五円以下の月額しかえておらず、しかもこの資料によれば一五円以下の所得が世帯総収入の六割を越える者七千名、三六%となつてゐる。これはこの調査が、未曾有の恐慌期における失業応急事業登録者を对象とした失業者調査であつて、対象のすべてが日雇労働に停滞化してしまつた労働者ではなく、なお多くの流動的失業者が含まれてゐることに大きく依存している。

第6表 失業応急事業就労日数および賃金月総額別労働者数

	1~5日	6~10日	11~15日	16~20日	21~25日	26~30日	計
5円以下	2,030	19	2	—	—	—	2,051 11%
5円超10円以下	3,242	5,635	3	—	—	—	8,880 46
10 " 15 "	28	4,498	164	4	2	—	4,696 24
15 " 20 "	—	513	819	36	5	1	1,374 7
20 " 30 "	3	25	209	451	58	24	1,270 6
30 " 40 "	—	1	11	278	303	174	767 4
40 " 50 "	—	—	—	33	90	244	367 2
50円超	—	—	—	1	15	79	96 0
計	5,303	10,691	1,708	803	474	522	19,501 100
%	27	56	9	4	2	3	100
平均賃金額	5.62	10.11	19.32	29.19	36.05	43.33	11.64

だが、調査時期が恐慌期であつたことからすれば、大方の日雇労働者の状態をも合わせて示すものであろう。むしろ第7表の労働者たちは、当時としては、労働者たちは、日雇労働者とし得た幸運者たちであつたかも知れない。しかし一つのことだけは明らかである。即ち

第7表 勤労収入別労働者数(京都)

(%)

	「土工建築労働者調査」			「日雇労働者調査」	
	土工	建築手伝	計		
無収入	5	1	2	10円未満	4
10円以下	9	8	8	10~20円未満	25
10超20円以下	20	14	16	20~30 "	20
20"30 "	38	44	42	30~40 "	35
30"40 "	23	24	24	40~50 "	9
40"50 "	3	7	6	50~60 "	4
50"60 "	1	1	1	60円以上	3
60円以上	1	1	1	計	100 (71)
計	100 (152)	100 (315)	100 (476)	平均勤労収入	27.07
平均勤労収入	25.61	27.59	26.95	平均勤労収入	27.07

注 「土木建築労働者調査」では副業収入を含むが、同資料によれば、無視しうる程度のものであって殆んど日雇労働の賃金所得とみなしうる。

ち、第6表に現われた労働者の大部分は、若し彼らが、たとえ社会の最下層である日雇労働者ではあれ、賃労働者として生き続けねばならないのだつたらとしたら、このままで世世代的には愚か、自分自身をも再生産し続けえなかつたであろうということである。

(1) 公営の労働紹介所の紹介には、失業応急事業登録者紹介と一般登録者の紹介があつた。前者の失業応急事業とは、大正一四年に始まる大都市の「冬期失業救済事業」が、昭和四年に「失業救済事業」として拡大され年間を通じて実施されるようになり、さらに昭和七年労働者の定着化を防止するため改正されて失業応急事業と呼ばれるようになったものである。

(2) 大阪「登録労働者調査」によれば、大阪市の推定日雇労働者数に対する登録労働者数は失業応急事業登録者、一般登録者を含め、昭和七年末一九・四%、八年末三三・一%、一年末二・五%とされている(五頁)。

(3) 全国の日雇労働者が公営労働紹介所を経て就労した年間延数は昭和三年二九七万人、昭和五年五一三万人、七年一・三七八万と増加したが、失業応急事業年間延使用人員のこれに対する比率をそれぞれ二・八%から九五・三%、九五・九%へと増加し、就労者数の増加は殆んど応急事業の登録者使用の増加によつていることが知られる。応急事業以外の一般日雇市場における公営労働紹介所の役割が高まつてくるのは、昭和九年以後で、この比率は九年四二・五%、一年三八・五%、一二年では三五・三%と低下したが就労者数は一、四三七万人、一、二二七万人、一、二〇二〇万人とそう大きくは低下していない。(資料は中央職業紹介事務局「職業紹介年報」、厚生省「厚生要覧」、内務省社局「昭和一四年度失業応急事業の概要」で、何れも労働者編「労働行政史」第一巻による)

(4) 昭和三四年の「就業構造基本調査」によれば日雇労働者数は非農林業で七六四千人となつてゐる。これに対し労働省の「職業紹介状況報告」はこの年の日雇労働者の紹介につき、月間平均有効求職者五三二千人としているから、これは全体の七〇%に当る訳である。だが政府統計にいう「日雇」とは「日々改めて雇われている者、および一ヶ月未満の期間を定めて雇われている者」とされ、「就業構造基本調査」の場合には、調査が世帯においてなされるとから、一月以上同一事業所に雇用されたという理由で、事實上日雇いである者が「臨時」労働者とされていることが少くないと考えられる。この「臨時」労働者は九〇七千人で、もしこれを「日雇」労働者に加えて右の比率をとるとしても三一・八%となる。實際には両者の中間おそらく七〇%の方に近い中間となるだろうから、日雇労働市場にしめる職安市場の比重は、大阪のような大都市でもなお二〇%程度(注2参照)だった戦前に比し、遙かに大きなものになつてゐることが知られる。

第五節 日雇労働者階層の性格

これまでのところは労働内容、必要な肉体的条件、労働市場、賃金など、日雇労働自体の物的、経済的側面について述べようとする試みであった。その際これに登場する労働者は与えられたものとしてその性格にふれないとされた。だが、日雇労働者の階層を具体的概念において認識しうるためには、日雇労働一般のみならずその相手たちの性格をも知ることが不可欠である。

すでに述べたように、都市の日雇労働者とは、一般には屋外労働分野において停滞的な就業形態におかれた過剰人口であるという、仮設的な規定が与えらるとして、さらに一步進め、昭和初期における日雇労働者の歴史的性質が究明されねばならない。それには種々な方法が考えられるであろうが、ここでは資料の制約から、当面唯一可能な方法として、日雇労働者の社会的な発生源を知ることに限定される。

さて私たちは昨年度の研究において、この時期の経済的社会構造につき、支配する生産様式は資本制のそれとして強固に確立されていたにもかかわらず、社会構造が総体として資本制的に変革されるための条件はなお十分でなく、その主要部分は自営業者の階層によりしめられていたことを明らかにした。これから予測されることは、日雇労働者の発生源も主要部分はこの自営業者層にあるだろうということである。

まず第一に若干古いが東京「自由労働者調査」から第8表をしめそう。みられるように不明が著しく多い。したがつて結論を導くには危険が伴なうが、ほぼその主要前職は商業を中心とし、農業を加えた

第8表 日雇労働者の前職(1)

(自農工商そ (被自店職運會社そ (小不合	業漁業の自當者 勞動者負人工作 輸通官吏等他 員の計明計	% 63.1 16.2 0.8 37.7 8.6 3.5 33.4 8.6 5.1 6.1 6.3 1.0 4.5 1.8 100
250	64	16.2
64	3	0.8
149	34	37.7
34	14	3.5
132	132	33.4
34	34	8.6
20	20	5.1
24	24	6.1
25	25	6.3
4	4	1.0
18	18	4.5
7	7	1.8
396	396	100
904	904	
1,300	1,300	

注 カッコ内は原資料から、ほぼそれと思われるものを整理、集計したもの。
自営には家族従業者も含まれるもの。約。
資料 東京「自由労働者調査」。

業上の地位を示すが、「日傭」としたものは応急事業への前職であつて日雇への前職ではない。そこでこれは除外して考えられるべきであり、「普通雇傭」つまり常用労働者と「自営業」とが半数ずつをしめ

第9表 日雇労働者の前職(2~1)

	男		女		計	
		%		%		%
普通雇傭	7,083	27	11	15	7,094	27
日 備	11,693	44	21	29	11,714	44
自 営	7,360	28	13	18	7,373	28
業 計	26,136	99	45	62	26,181	99
小 計	236	1	27	38	263	1
前 職	26,372	100	72	100	26,444	100

資料 東京「失業者調査」

雇労働者と考えてゐるが、第9表では「日備」は四四%だから、単純労働者とされた以外にもなお若干日雇労働者がいることになる。この

る。だが、自営業者を前職とする者は、一般に雇用者であつた者より年令が高く、近代的な規律ある集団労働への適応力を欠いている。したがつて、後者より日雇労働に停滞化してしまう可能性は遙かに大きい。これを前提にして第10表に移ろう。これは昭和五年国勢調査と同一の分類をとっているので、調査時期に二年間のずれがあるが、全体の職業別有業者の構成を比較参考しうる点で便利である。(1)表側の職業分類は、昨年度の社会構成試算に用いたものと全く同一である(表の注参照)。

まず表頭の前職欄だが、全く単純労働者である。単純労働者の主要部分を私たちは日雇労働者と考えてゐるが、第9表では「日備」は四四%だから、単純労働者とされた以外にもなお若干日雇労働者がいることになる。この比率を右欄国勢調査による東京府男子職業別就業者の構成比率と比較すると、それを遙かに上廻るのは単純労働者、建設従事者であり、次いで仲買人、行商・露店商等が多い(国勢調査の場合、農林漁業従事者を比率計算から除外したのは、本研究が都市生活者に関するものであり、この都市生活者を資料の制約から非農林漁業従事者で代位するという、これまでの方法を踏しやうしたものである)。だが単純労働者つまり日雇労働者は前記のようにしてこれから除外すべきだし、農林漁業従事者、といつてもその主たる部分は農業従事者だが、これもしめる比率は大きいが国勢調査の比率に対比しうるため差当り捨象して考えることが便利である。そこで、これら二つを除外して比率を算出すると、前職の中最も大きな比率をしめるのが、業主以外の建設従事者であり、次いで業主以外の手工的工業従事者と機械工業従事者、さらに仲買人および行商・露店商等、販売店主、事務従事者である。これららのうち、国勢調査にみる職業別就業者数の、同じように算出された比率より大きい比率をもつのは業主以外の建設従事者、仲買人および行商・露店商等である。同等な比率をしめるのは業主以外の手工的工業従事者と機械工業従事者、その比率に近いのが販売業主、事務従事者である。そこで、日雇労働者の前職としては、ここに示された数字からいう限り、業主以外の建設従事者、手工的工業および機械工業従事者、仲買人および行商・露店商等、販売店主、事務従事者の順にその蓋然性を挙げることができよう。だが、前職、建設従事者、雇用者の多い機械工業従事者は、その職業の歴史的性格や調査時期が恐慌期であることからして、やがて引続く準戦時に向い、再びそれに戻るべき流

第10表 日雇労働者の前職(2~2)

	前職			応急事業以外 への就業		東京都職業別有業者数(男)		
	人	%	%	人	%	千人	%	%
単純労働者	10,204	39.0	—	8,934	65.9	123.1	7.3	—
鉱業従事者	120	0.4	0.9	3	0	1.0	0.1	0.1
建設従事者	(4,957)	(18.9)	(36.0)	(1,829)	(13.5)	(116.5)	(6.9)	(7.5)
業主	168	0.6	1.2	—	—	9.2	0.5	0.6
その他の従事者	4,789	18.3	34.8	1,829	13.5	107.3	6.4	6.9
手工业的工業従事者	(2,557)	(9.7)	(18.6)	(687)	(5.0)	(349.5)	(20.8)	(22.4)
業主	167	0.6	1.2	17	0.1	39.9	2.4	2.6
その他の従事者	2,390	9.1	17.4	670	4.9	309.6	18.4	19.8
機械工業従事者	(1,531)	(5.9)	(11.1)	(231)	(1.7)	(172.2)	(10.2)	(11.0)
業主	47	0.2	0.3	2	0	17.7	1.0	1.1
その他の従事者	1,484	5.7	10.8	229	1.7	154.6	9.2	9.9
運輸・通信従事者	(554)	(1.9)	(3.6)	(57)	(0.4)	(78.5)	(4.7)	(4.9)
業主	157	0.6	1.1	5	—	8.1	0.5	0.5
その他の従事者	347	1.3	2.5	52	0.4	70.4	4.2	4.4
販売従事者	(1,531)	(5.9)	(11.4)	(643)	(4.6)	(389.6)	(23.2)	(24.9)
販売店主	1,062	4.1	7.7	350	2.6	174.6	10.4	11.2
他の販売従事者 仲買人、行商・露店商等の浮動的職業従事者	469	1.8	3.7	293	2.0	215.0	12.8	13.7
サービス従事者	1,257	4.9	8.8	929	6.8	71.2	4.2	4.6
サービス従事者 (サービス従事者)	(188)	(0.7)	(1.4)	(26)	(0.2)	(76.6)	(4.6)	(5.0)
業主	105	0.4	0.8	8	0	24.6	1.5	1.6
他のサービス従事者	83	0.3	0.6	18	0.1	52.0	3.1	3.4
事務従事者	587	2.2	4.3	18	0.1	120.0	7.1	7.7
役付職員、技術者	362	1.4	2.6	34	0.2	41.0	2.4	2.6
官公吏、教師	103	0.3	0.7	—	—	64.0	3.8	4.1
自由職業従事者	30	0.1	0.2	10	0.1	27.0	1.6	1.7
金融業主、 金利生活者	19	0.1	0.1	5	0	30.5	1.8	2.0
農林漁業従事者	2,226	8.5	—	172	1.3	114.4	—	—
その他	5	0	0	14	0.1	28.9	1.4	1.5
計	26,181	100	100	13,592	100	1,801.7	100	100

注 表側の業主とは、職業分類上「業主」とされたものであり、いわゆる從業上の地位上のそれではない。「業主」以外、すなわち、ここでその他の従事者とされたものの中にも自営業主は混入しているが、それを取出することはできない。

資料 前職および応急事業以外への就業は東京「失業者調査」、東京都職業別有業者数は国勢調査(昭和5年)

動的な失業者である場合が多いだろう。この前者についていえば、失業応急事業に登録したとはいその四割程度が同時に相變らず自らの本業に従事しているのである（すなわち前職、業主以外の建設従事者四、八〇〇人に対し、失業応急事業以外に建設労働に従事する者一、八〇〇人となつてゐる）。勿論同様なことは右に挙げたこれ以外のものについても多かれ少なかれいえる。しかし、行商・露店商とか販売店主などの自営業者、また雇用者が少なくなつたにしても手工的工業従事者とかは、社会構造の資本制的変革、旧い工業の衰退といった傾向に照してみれば、建設従事者や機械工業従事者とは異なつた史的命運をもつており⁽²⁾、それらの主要部分は単なる失業者でないと考へる方が余程合理的であろう。即ち、第10表の語るところから、資料の性格や歴史的発展段階を考慮に入れ、単なる失業者ではなく、「日雇労働者」の前職を読みとるとすれば、その中心的部分は仲買人および行商・露店商等、販売店主（といつてもそれは小商人であろう）、手工的工業従事者にあり、さらに、先に便宜上捨棄された農業従事者にあると考へてよいだろう。

さらにつきの一表を大阪「登録労働調査」にとつてみよう。第11表のように、ここでは「労働者」が圧倒的に多く、これに俸給生活者を加えると被用者が八割を越える。だが、この調査もまた失業者調査であるから、この点の考慮が必要だが、職業分類がこう大まかではそれは甚だ困難である。そこで、この資料が同時に掲示している特殊技能所有者一、八五六名は「日雇労働者」ではない失業者だと考へてこれを除外してみると⁽³⁾（これら特殊技能者には、一部「小工業者」であつ

たものが含まれるだろうが、主要部分は被用者だつたろうから、全て「労働者」および「俸給生活者」から控除する。その際建設従事者以外は、「工場」「交通」「その他」労働者の何れから控除すべきかがわからぬので一括して控除する）。すると「労働者」は六八%、俸給生活者を加えて被用者七三%となるが、「労働者」中にはすでに日雇労働者があつた者が含まれるからこれは除外して見る必要がある。

第11表 日雇労働者の前職（3）

労 働 者	前 職		同(特殊技能者を除く)			
		%				
土木建築労働者	1,971	37	1,395	39	—	
工場労働者	671	13			47	
交通労働者	532	10	1,023	29		
その他の労働者	876	17				
小計	4,050	77	2,324	68	47	
俸給生活者	264	5	170	5	8	
小工業者	118	2	118	3	5	
小工商	490	9	490	14	23	
農漁業	74	1	74	2	3	
その他有業者	.28	1	28	1	1	
無業	228	4	228	6	11	
不 _明	47	1	47	1	2	
計	5,299	100	3,573	100	100	

資料 大阪「登録労働者調査」

さしあたり特殊技能者以外の「土木建築労働者」は殆んど日雇の不熟練労働者と考えられるからこれを除くと最右欄のようになる。だが土建労働者以外にもなお日雇労働者はいるから、"労働者"はおそらく四〇%強程度になり、「日雇労働者」の前職としてはそれだけ他の部分、就中"小商人"が強調されよう。

以上第8~11表からして、失業者の前職は多様にわたるが、ここでの意味での「日雇労働者」の前職としては、行商・露店商、小商人、農業従事者一般に自営業者が多いことはほぼ間違いないところであろう。そしてこれに旧式の手工的工業従事者が加えられる。勿論、資本制生産はその本性において、不要になつた余り物の労働者は、絶えず吐き出されるべきことが蓄積過程にとり不可欠の策と心得えている。だから、それが資本制社会である限り、過剰人口の停滞的就業形態である日雇労働者をもつて、すべて不運な没落自営業者などとはいえない。しかし、この時期の社会構造からいえば、右の推論は誠にありうべきことと考えられるのであって、この点、今日の事情とはかなり異なつていた。(4)

なお、ここで日雇労働者となつた契機ないし、原因に若干ふれておこう。第12表は就業動機として経済的理由以外あげた者三分の一、調査対象に熟練建設従事者を含むことから自らこれを望んだ者六%があるが、これを除外すると最も大きいのが営業上の失敗であり、ついで生活苦、失業・就職難となり、日雇労働者は何よりもまず経済的産物であり、就中自営者の分解による場合が多いと考えてよい。生活苦、失業・就職難を理由とする者のうち、多くは前職が自営か被用者かが

第12表 日雇労働者の就業動機

		%
255	19.6	
246	18.9	
9	0.7	
175	13.5	
45	3.5	
33	2.6	
26	2.0	
26	2.0	
16	1.2	
29	2.2	
221	17.0	
166	12.8	
34	2.6	
21	1.6	
82	6.3	
45	3.4	
23	1.8	
14	1.1	
733	56.4	
432	33.2	
135	10.4	
1,300	100	

注 カッコ内は経済的なものに限って、原資料からほぼこれに該当すると思われるものを整理、集計したもの。

資料 東京「自由労働者調査」。

明らかでないが前掲第8表からすれば、おそらく自営業の営業失敗からくる生活苦であり、就職難が少なくないものと思われる。第13表は失業者調査であるから、これから直ちに日雇労働者の転落契機を導く訳にいかない。だが、つぎのこと、すなわち、前職自営業者はおそらく恐慌を機とした事業の放棄によるものが圧倒的であること、失業応急事業への登録に至るまでの失業期間をみると、前職「日傭」でさえ一年未満が僅かであることから、それらの本来の前職はなにかしかの財産をもつた自営業者であったことが推論される。

第13表 失業の原因および登録までの期間別労働者数

		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	計	
普通雇用	業務の縮少または廃止、雇主の都合、雇用期間の満了	661	2,354	1,192	612	4,819	% 68
	生産方法の変化	4	18	2	4	28	0
	傷病、老廃	60	168	113	141	482	7
	自己都合、その他	203	721	406	435	1,765	25
	小計	928	3,261	1,713	1,192	7,094	100
日 働		1,727	5,927	3,202	858	11,714	
自営業	自営業の困難、不景気	965	2,781	1,473	959	6,178	84
	傷病、老廃	33	53	32	34	142	2
	自己都合、その他	112	339	278	324	1,053	14
	小計	1,100	3,173	1,783	1,317	7,373	100
無職(未就職)とも計		3,796	12,399	6,739	3,510	26,444	
		% 14	47	26	13	100	

資料 東京「失業者調査」

(1) 第9表にみられるよう、この調査対象は殆んどが男子である。そこで、これと比較るべき国勢調査の職業別有業者数も男子のみに限られるべきである。

(2) この点、三五年度の研究（本誌前号）および第一章参照。

(3) この特殊技能者は、同資料によれば、「平素は普通労働者と同じく土工、雑役仕事を従事しているのであるが、その特殊技能を必要とする求人先の生じた場合に事に優先紹介される」のである。

(4) 昭和三五年の東京都労働局「日雇労働者生活実態調査」によれば、職安登録日雇労働者五百〇〇名の前職從業上の地位別構成比は、第14表のとおりであるが、これを登録時期別にみたとすれば、近時著しく変ってきていることが予測される。だが、そのような集計は与えられていないので、登録前の失業期間別構成を、登録時期毎に集計した第15表を挙げてみた。これによれば、三三年以降の登録者は失業期間が著しく短期化し、直ちに日雇になつたものが急増している。また同じ資料は、この期間の生活維持方法を示している。これによると、「財産収益または売食い」「浮動的職業」によると答えた者は、登録時期別に昭和二六年以前前者二八%、後者一九%、二七年二九%二七%および一三%、三〇%三一年二九%および一三%に対し、三三年以降ではそれ一八%、七%に減少している。これらの事実から、戦後でもとくに最近では、日雇労働者の前職はますます賃労働者に集中していることが推測される。勿論それは日雇労働者をアン・ジッヒの賃労働者であるのみでなく、ヒュル・ジッヒの賃労働者たらしめる役割を果すのである。

要約にかえて

以上、本章でみた所を簡単に要約しよう。第一に、日雇労働にもその労働内容からして、より解放的なものとそうでないものとがある。雑役夫は前者を代表するもので、高年令者、女子はこれ以外に就労機会がない。第二に、各職種の日賃金額は、いずれも単純労働であるから、ほぼその労働強度に照応する。そして雑役的職種の賃金は最低で

第15表

離職時期別登録前の期間別構成

	26年以前	27~29年	30~32年	33年以降	(%)
計	100	100	100	100	
直ちに日雇になった者	17.7	14.1	19.0	35.9	
6カ月未満	26.2	18.7	35.4	40.5	
6月~1年	10.3	17.2	13.9	11.4	
1~2年	18.7	17.2	12.9	9.9	
2年以上	27.1	32.8	19.0	2.3	

資料 第14表に同じ。

第14表

前職従業上の地位別労働者構成(昭和35年)

	総数	100	100
雇用者	79.6	75.7	
事務・管理・技術	8.7	10.4	
常用労務者	54.6	65.3	
日雇労務者	16.3	—	
家族従業者	1.3	1.6	
自営業主	19.1	22.7	
内職以外	17.3	20.7	
内職自営	1.8	5.0	

資料 東京都労働局「日雇労働者生活実態調査報告書」(昭和35年)

ある。以上二点の何れにおいても、雑役的職種は最も「日雇」的である。つまり、低所得賃労働者中でも最下層部分の一部をなす。

第三に、その労働市場は、労働移動の点で著るしく不完全だったが、親方制度などでかえって雇用は安定していた傾向がみられる。第四に、日雇労働者は過剰人口の一就業形態として、資本の蓄積過程から構造的に排出される失業者や、分解した自営業者・衰退した旧式手工業の従事者などにより形成、補充されるのだが、それをこの時期についてみれば、前者もさることながら後者のしめる比重が遙かに大きかった。それはいわば移行期的色彩が強く、したがつてこの限りでいえば、当時の日雇労働者階層の性格は、全体として、そう賃労働者的身份だとは思われない。ところでこれら没落自営業者や衰退手工業従事者は、他の場合に比し、一般に年令が高く、肉体的条件が劣るから、少くとも雑役的職種に制限される度合が大きいだろう。つまり、これらの労働者は賃労働者化してその最低辺を形成するのである。以上、第三、第四の点は、当時の経済的・社会構造は、資本制のそれとしてなお甚だ未熟だったとする、これまでの私達の研究に照應し、それを裏づけるものであろう。

第三章 被救恤層への転落過程

第一節 課題と資料

協調会のものが、当時の不況下における失業者対策に資するため、おこなつたものと思われる。

(4) 調査月日	昭和四年八月
(5) 調査場所	「四谷旭町」「府下三河島」「本所若宮町」「深川富川町」「浅草田中町」など、当時の代表的な東京府の貧民窟および「横浜仲村町」などの、千軒長屋、無料長屋、木賃宿、簡易宿泊所、その他。

この章では、当時の事例調査にもとづき、被救恤層への転落過程を、階層移動と、労働力の性質とのからみあいにおいて把握する。問題がより具体的な場面にうつされているからである。そして、その直接的な契機あるいは原因を究明する。すなわち、第一章でのべられたような各種工業労働者の位置およびその歴史的变化に規制され、一方、しだいに形成されてきつゝあつた日雇労働者の階層との関連（第二章）で、当時の被救恤層は、どのようにしてできていったかを具体的に考察するのが、その目的である。

だが、このための資料は皆無にちかく、とくに、当時の貧困層の典型的な階層であつたいわゆる名目的自営業者層すなわち行商・露店商などの形成過程や状態を直接的にしめす資料は、全くないといつてもよい状態であった。そのため、ある程度部分的な資料ではあるが、貴重なものとして残されたつきの資料を用いたことにした。それは、未公開のもので、つきのような事例調査である。

① 名 称 「失業に関する資料」

法政大学所属、元協調会図書館蔵、謄写印刷のもの、調査者名は、不明、目的、意図などについては、なんら記述していない。同所に所蔵してある同様の資料から推察して、おそらく

(6) 調査方法	面接によるききとり。しかし、三河島貧民窟の無料長屋では、政治に対する所感を五人のグループに話しあいをさせ、それを記録している。
(7) 調査項目	集録されているケース記録より推察すると、氏名、性别、年令、本籍、家族構成、生活状況などのほか、職歴、生居歴に、とくに重点をおいて調査している。しかし、その詳細度は、ケースによつて、かなりの差がある。

なお、以上の資料は、ききとつたときのことばで、そのまま、謄写印刷してある。整理、集計などは、なんらなされていない。

第二節 労働力の性質と就業形態

前述の資料の内容を、より明らかにするため、一応基礎的な諸要因を項目別に、可能な限り整理してしめすと、第1表のようになる。

所得は、不明なものが多いが、職業や住所などから推察して、明確になっているものと、大差があるとは思えない。事例六のように、八人家族で月八〇円の収入があるものや、四人家族、月四〇円（事例一一）というような、方面カード第三種(1)および第二種程度(2)のものもいるが、それらは、ごくまれである。ほとんどのものは、むしろ、それらを下廻つて、たとえば、事例二、日二円五〇銭、月五日稼動、六人家族といふように、また、事例一三、日九〇銭、週二日稼動、一人家族といふごとく、ほど、昭和五年に制定された救護法概当のいわゆる要救護者の生活水準(3)と、同程度あるいはそれ以下のものであつたといえる。いわば、当時の極貧層、社会の最底辺のものの資料である。ところで、その就業形態は、昨年すでにみたように、当時の要救護および要保護世帯に典型的に多かつた名目的自営業層の、たとえば、屑拾い、広告くばり、車夫など、また、最下層の賃労働者層である人夫、仲仕、雜役夫などが、ほとんどである。しかも、その最長前職をとらえても同様である。（第2表）

しかし、その第2表の内容をさらに詳細にみると、過去の最長前職には、最下層の賃労働者と名目的自営業者層が、ほど同数であったのに対し、昭和四年の当時には、無職のものができ、また、最下層の賃労働者層のものの割合より、名目的自営業者層のそれが、多くなつて

第2表 過去および現在の就業形態

過去 現在	日雇労働者 (下層賃労働者 を含む)	名目的自営業者	計
日雇労働者	9 (15.0)	12 (19.4)	21 (17.2)
名目的自営業者	14 (23.3)	19 (30.6)	33 (27.0)
失業および無業	37 (61.7)	31 (50.0)	68 (55.8)
計	60 (100.0)	62 (100.0)	122 (100.0)

いることがわかる。これは、おそらく、すでに述べられた

当時の慢性的不況のもとでの工業従事者の地位の変化（た

とえば前掲、第7表参照）を

もたらした状況が、日雇労働者にも影響をあたえ、さらに、

それが、この層自身のなかに、変化を生じせしめてきたため

であろう。それは、この調査

の対象においても、たとえば、

つぎのようにかたられている。

・事例一一二（人夫）

「永い労働生活の中で何と

云つても忘れられないのは

大隈内閣時代で、当時は、

・ 実に素晴らしい景気だった。
・ 事例一一二（人夫）
「永い労働生活の中で何と云つても忘れられないのは大隈内閣時代で、当時は、

悪くなつたのは去年の盆過ぎで今年、みたいに酷いのは始めてで、平均、月、五日位しか仕事がなく、本月は、今迄に、それでも四日働いた。」

（傍点筆者）

・ 三河島での座談会での発言（これは、第1表に記載されていない）。

日雇労働者の発言

「よく新聞などに、仕事がなくて一日も三日も喰わざにいる等と書

第1表 「失業に関する資料」整理

クース 番 号	職 業	年令	性 別	身 体 状 況	学 歴	住 所	本 籍	未 結 婚	家 (族 別 数)	補 助 的 収 入 者	生 活 費	住 居 状 況	主 要 な 前 職	備 考	
1	肩荷 (川さらえ)	64	男	健 康		四谷旭町	長野県	既	2		月 円 21.50	月 円 2.00	月 円 4.00	3 畳	土工
2	轟稼動(月5日)	39	男	健 康	ナシ	四谷旭町	茨城県	既	6		月 円 70.00	月 円 6.50			土工
3	古物商(休業)	48	男			四谷旭町	東京都	既	10	20才男 ガス会社	月 円 50.00	月 円 110.00	月 円 13.00		期業公年 美手伝 百姓奉公
4	左官手伝	37	男	健 康	小卒	四谷旭町	埼玉県	既	6		月 円 2.10	月 円 1.40			酒好き
5	肩屋(休業状 態)	38	男	健 康	ナシ	四谷旭町	山梨県	既	2		月 円 1.80	月 円 1.30	月 円 7.00 (5ヶ月 滞納)	3 畳 長屋 トソネル	美家の下駄 美手伝 百姓奉公
6	雜役人夫	52	男	健 康		四谷旭町	東京都	既	8(2)	19才女製本尾澤公 16才男洗濯尾澤公	月 円 80.00	月 円 110.00	月 円 15.00	トソネル 長屋 吉原客引	植木職(宮 内省雇)
7	雜役人夫(弔 相手)	48	男	健 康		四谷旭町	新潟県	既(離)	1		月 円 20.00	月 円 0.80	月 円 7.00 (相当 滞納)	トソネル 長屋 吉原客引	
8	打商(いなり) 雜役人夫	43	男	健 康		府下三河島	長野市	既	3	裏手縫わみ内職、 16才男大工見習	月 円 0.70	月 円 1.80	月 円 1.85	千間長屋 千間長屋 米屋	小料理屋見 美服反物師
9		47	男	健 康		府下三河島	松本市	既	6		月 円 1.80	月 円 0.50	月 円 3.00		
10	車夫	65	男	健 康		府下三河島	福井市	既	2		月 円 40.00	月 円 1.40			
11	雜役人夫	41	男	健 康		千葉県	千葉県	既	4						

ケース番号	職業	年令	性別	身体状況	学歴	住所	本籍	既婚未既婚	家族数(別居者数)	補助的収入者	生活費		住況		主要な前職	備考
											収入	支出	家賃	状況		
12	フェルト工場 雑役	28	男	小	卒	府下三河島	宮城県	既	4	妻 内職 1ヵ月 6円	円 2.20	月 円 45.00	4.5畳 5.00	棟削長屋	農業	
13	活動広告くぱり(週2回)	62	男	健 康					1		円 0.90	円 0.40			無料長屋 3畳他の 世帯と同居	魚河岸 小堀人夫
14	左官手伝(月10日稼動) 雨屋(月10日稼動)	38	男	喘 息					2		円 1.00	円 0.70			無料長屋 人夫	孤独
15	稼動 雑役人夫(月10日稼動) (火葬場手伝 広告まき)	51	男	胃腸病					1		円 0.60	円 0.35			無料長屋 吳服行商	全くの1人
16	10日稼動 手伝 雑役人夫(月10日稼動)	34	男						6		円 1.40				前歴語らず	
17	10日稼動 土工手伝 (コンクリーの仕事)	39	男	喘息、傷 ナシ					4						無料長屋 旅宿	
18		46	男						7 (2)	15才男、12才男 食堂 w 奉公	円 1.60	円 1.20			無料長屋 旅宿	
19	無職	57	男						4	27才男 織工	円 1.50	円 1.00	4.5畳		無料長屋 旅宿	
20		30	男												料理人	
21		35	男												旗艦職	
22		55	男												石炭商の会 書帳簿持 代用教員	
23		24	男												銅器製造販 売元	
24		38	男												借家	

ケース 番 号	職 業	年 令	性 別	身 体 状 況	学 歷	住 所	本 籍	未 観 婚 (数)	家 族 數 (別 居 者)	補 助 的 收 入 者	生 活 費		住 居 状 況	主要な前職	備 考	
											収 入	支 出				
25	無	25	男	大学中退	本所 原庭	山形市	既	2	妻 メリヤスかか り内職 1日 20 銭	18.00	円 8.00で2 階を貸し てある 借間	2階間 所記帳係 区役所	ポンツ製造 氣	7才長女病 亡		
26	無	33	男	中学中退	向島州崎	山形市	既	5	妻 メリヤスかか り内職 1日 20 銭	18.00	円 8.00で2 階を貸し てある 借間	2階間 所記帳係 区役所	ポンツ製造 氣	7才長女病 亡		
27	無	32	男	高 小 卒	本所 中ノ 郷美平町	東京所	既	既	妻 メリヤスかか り内職 1日 20 銭	18.00	円 8.00で2 階を貸し てある 借間	2階間 所記帳係 区役所	ポンツ製造 氣	7才長女病 亡		
28	無	33	男	高 小 卒	郷町草鶴町	山形県	既	既	妻 メリヤスかか り内職 1日 20 銭	18.00	円 8.00で2 階を貸し てある 借間	2階間 所記帳係 区役所	ポンツ製造 氣	7才長女病 亡		
29	無	41	男	高 小 卒	深川西本町	東本福島	既	既	妻 メリヤスかか り内職 1日 20 銭	18.00	円 8.00で2 階を貸し てある 借間	2階間 所記帳係 区役所	ポンツ製造 氣	7才長女病 亡		
30	雜役人夫	36	男	病 弱	荏原蛇窪	岡山県	既(死)	既	母 缺	借家	三田ゴム製 造所	子共 3人死 亡				
31	無	24	男	病 心臟病	深川西町	新潟県	既	既	母 缺	借家	三田ゴム製 造所	子共 3人死 亡				
32	無	51	男	病 折 開	三河島貧民	静岡市	既	既	母 缺	借家	三田ゴム製 造所	子共 3人死 亡				
33	雜役人夫 (土 方、ピラ働き)	38	男	病 心臟病	三河島貧民	群馬県	既	既	母 缺	借家	三田ゴム製 造所	子共 3人死 亡				
34	馬力 (2月に 1度位稼動)	36	男	三河島貧民	茨城県	既	5	48才妹 内職 1日 35銭 妻の実家 左官奉公	借家	三田ゴム製 造所	子共 3人死 亡					
35	井戸掘手伝 (月10日稼動)	60	男	三河島貧民	茨城県	既	5	48才下はぐし内 職 1日 35銭 妻の実家 左官奉公	借家	三田ゴム製 造所	子共 3人死 亡					
36	墨職人 (月20 日稼動)	40	男	胃 腸 痢	三河島貧民	茨城県	既	6	48才妹 内職 1日 30銭 妻の内職 煤瓦落しなど	借家	三田ゴム製 造所	子共 3人死 亡				
37	土方、左官な どの手伝 (月 10日稼動)	46	男	心臓病	三河島貧民	茨城県	既	6	48才妹 内職 1日 60銭 妻の内職 煤瓦落しなど	借家	三田ゴム製 造所	子共 3人死 亡				

クース 番 号	職 業	年 命	性 別	身 体 状 況	学 歴	住 所	本 籍	未 既婚 数	家 族 數 (別居者 数)	補 助 的 収 入 者	生 活 費 支 出	住 居 状 況	主 要 な 前 職	備 考	
38	露店商(竹鉄 砲、手細工)	62	男			三河島登民	未	1					無料長屋	竹鉄砲づく り30年	
39		24	男		商業学校 中退	福本町 吉岡	朝鮮	1	1				印刷職工		
40		19	男		商業学校	小平 向島須崎	新潟県	1	1						
41		25	男	手の指 切	池袋	東京四 谷	東京四 谷	1	1				伯母方で ボール函製 造所大薬院住込		
42		27	男	手の指 切	下谷	八谷	新潟県	1	1				算盤店職人		
43		24	男	手の指 切	吉齋溝地	東京本 岐阜県	東京所 県	2(1)					紙テープ商 の外交販売		
44		24	男	手の指 切	小平	卒	深川古石堀						印刷工		
45		43	男	手の指 切	麻布本村町	大坂市	北海道						友人宅		
46		43	男	手の指 切	柳島	柳島	大坂市						父方 間借		
47		25	男	手の指 切	中学中退	三河島 下谷	山梨県 新潟県						帽子製造所		
48		31	男	手の指 切	ナシ	世田谷	長野県 京都府						炊事係 陸軍憲兵隊 の馬丁		
49		23	男	手の指 切	卒	深川猿江裏	長野県 京都府						皮裁断工 菓子製造業		
50		30	男	手の指 切	卒	相生	大阪府						菓品店店員		
51		21	男	手の指 切	千駄谷	茨城県	茨城県						油屋使用人		
52		30	男	手の指 切	卒	大島	千葉県						塗屋住込み		
53		24	男	手の指 切									姉宅 解雇され た雇主の 物職工		

ケース番号	職業	年齢	性別	身体状況	学歴	住所	本籍	未既婚者(数)	家族数(数)	補助的収入者	生活費	住居状況	主要な前職	備考
54	無	26	男	小卒	柳島本町	東京島	未	1	1	父宅	ニッケル渡金工場研磨工			
55	無	22	男	小卒	小松川	埼玉県	未	1	1	伯父宅	百姓			
56	無	20	男	小卒	吾嬬町	埼玉県	未	1	1	兄宅	百姓			
57	無	32	男	小卒	浅草寿町	新潟県	未	1	1	友人と借家	耕地組合書記			
58	無	26	男	小卒	日暮里旭町	東京谷	未	5	父町会小使、弟印刷屋外交	父宅	板物工場			
59	無	20	男	卒	西新井本木	下山口	未	10	母玩具内職1.70円	3間で11.5畳	印刷工場			
60	無	24	男	脚氣	下谷二長町	宮城県	未	1	兄施盤工1.30円	11.00円	英語を夜学んで学んだ			
61	帽子製造工場 雜役	23	男	高小卒	深川富川町	神奈川県	未	1	弟施盤工0.80円					
62	立ちん棒など	24	男	脚氣	小卒	浅草田中町	東京	1						
63	荷揚人夫(月10日稼動)	23	男	脚氣	小卒	浅草町	群馬県	1						
64	無	38	男	胃腸病	小卒	京都市	既(死)	1						
65	雜役人夫(左官手伝などあらゆる労働)	33	男	脚氣	小卒	横浜市	既(死)	1						
66	無	29	男	脚氣	深川富川町	新潟県	未	1						
67	雜役人夫(駐子などあらゆる労働)	39	男	脚氣	深川富川町	東京	未	1						
68	雜役人夫	57	男	脚氣	四谷塙町	東京	未	1						

ケース番号	職業	年令	性別	身体状況	学歴	住所	本籍	未既婚者数	家庭族居者	補助的収入者	生活費	住居状況	主要な前職	備考	
69	雜役人夫(輕子立ん棒など)	47	男			浅草田中町	埼玉県既(別)	3(2)	妻女中奉公		収入 円1,00 0.90	支出 1泊50銭	簡易宿泊所 旅館	吳服行商	
70	雜役人夫(1ヵ月のうち半分アフレ)	70	男			浅草	愛媛県既(別)	1				簡易ホテル	紙屋奉公		
71	土工	52	男			四谷旭町	富山県既	2				鐵道工事土工	妻		
72	雜役人夫	32	男			向島	長野県既	1				簡易宿泊所 簡易宿泊場	病氣		
73	雜役人夫(月10日稼動)	24	男		中学中退	向島	山形県未	1				鐵道工事土工の乾燥場			
74	雜役人夫(仕事にありつけない)	37	男			向島	金沢市未	1				鍛金工場見習	黒色青年総盟加入		
75	瓦と塗喰の運搬車力立ん棒(人夫の拾い仕事)	61	男			若宮	静岡県既(死)	1				立ん棒	自由労働総同盟の執行委員		
76	立ん棒	28	男			小梅	茨城県未	1				簡易宿泊所 簡易宿泊所 簡易宿泊所	運搬車力 百姓		
77	立ん棒	50	男			若宮	豊橋市既(離)	1				機械工			
78	人夫立ん棒	42	男			山梨県既(離)	1					行商			
79	風呂番、下男など	53	男	精神異常状	師範学校卒	本町	北海道既(離)	1			0.65	所 無料宿泊所 簡易宿泊所 同盟館	小学校訓導 校長 百姓		
80	雜役夫(立ん棒)	50	男			若宮	栃木県現在地	1			0.60	木賃宿	製粉業		
81	雜役人夫	48	男			本町	北海道既(離)	1				電気器具商			
82	雜役人夫	50	男	健	康教小	浅草町	東京都既(死)	1				農業手伝			
83	雜役人夫	49	男			小梅	本所瓦町	1							

ケース番号	職業	年令	性別	身体状況	学歴	住所	本籍	未既婚者数	家別居者数	補助的収入者	生活費			住居状況	主要な前職	備考
											収入	支出	家賃			
84	雑役人夫	28	男	高小中退	深川富川町		未	1						簡易宿泊所	材料運搬夫	時金1700円
85	土方	25	男	深川富川町			未	1						簡易宿泊所	大工手伝	
86	雑役人夫(3日IC1度稼動)	43	男	高小中退	深川富川町		既(離)	1						簡易宿泊所	製帽	
87	雑役人夫	31	男	高小卒	深川富川町		未	1						簡易宿泊所	家庭用品行	
88	ピラミなど	50	男	高小卒	本所小梅瓦		既(離)	1						簡易宿泊所	旅館	
89	自動車荷の搬落しなど	23	男	高小卒	本町瓦町横浜		既(離)	1						簡易宿泊所	旅館	18才頃より旅館
90	雑役人夫	35	男	高小卒	本町横浜		既(死)	3(2)						簡易宿泊所	鉄道雇員	
91	陸揚人夫	31	男	高小卒	中村社会		既(死)	1						簡易宿泊所	食料品製造	
92	廻屋	56	男	高小卒	中村師範卒		既(別)	3(2)						簡易宿泊所	卸商	
93	雑役人夫立ん棒	49	男	高小卒	中村横浜		既(死)	1						簡易宿泊所	陸揚人夫	
94	沖仲仕(仕事にありつけない)	30	男	高小卒	中村横浜山下町		既(死)	1						簡易宿泊所	小学校教師	
95	タツジン行商	44	男	高小卒	横浜中村町		既(死)	2						簡易宿泊所	(30年間)住友製鋼所職長	恩給月30円
96	無	55	男	高小卒	横浜		木賃宿							簡易宿泊所	自由労働	
97	無荷揚人夫(仕事少ない)	42	男	高小卒	横浜		木賃宿							簡易宿泊所	出前持	
98	荷揚人夫(仕事少ない)	30	男	高小卒	子安		木賃宿							簡易宿泊所	やまと新聞社職工	
99	雑役人夫(ビデ配り)	62	男	高小卒	扇町		既(死)	1						簡易宿泊所	吳服屋奉公荷揚人夫	

ケース番号	職業	年齢	性別	身体状況	学歴	住所	本籍	未既婚者	家族数(別居者)	補助的収入者	生活費	収入支出	家賃	居住状況	主要な前職	備考
100	雜役人夫	42	男	小	卒	横浜扇町									簡易宿泊所	関西鉄道
101	機兵ドック	40	男	小	卒	横浜浦		既(別)	5(4)	妻百姓				絲路工夫	絲路工夫	
102	機兵手伝夫	46	男	小	卒	舟町横浜浦		既(別)						民衆館	歐州航路船	
103	機兵ドック	52	男	小	卒	横浜浦舟町		既(別)						民衆館	綿工場	
104	雜役人夫	39	男	中	卒	横浜浦舟町		既(別)						民衆館	馬車挽	
105	雜役人夫	32	男	中	卒	横浜								社会館	百姓	
106	冲仲社	30	男	中	卒	横浜西戸部町								社会館	沖仲社	
107	雜役人夫(病院の研究材料になる)	29	男	中	卒	東京谷					月円30.00			1泊15錢	友人と井同生活	
108	雜役人夫	29	男	中	卒	下埼玉								印刷屋	小学校教師	
109	雜役人夫	23	男	高	卒	新潟県								ガス会社雑役夫		
110	ビールびんの販賣者	35	男	高	卒	埼玉県	既(離)							自由労働士運		
111			不明	小	卒	長野県	未							親族の家	鐵道工事	
112	立ん俸人夫	不 ^明	男	高	卒	東京子	既		5					人夫	人夫	
113	雜役人夫	30	男	小	中退	島根県	既(別)				月円40.00	月円7.00		土木請負の下請	菓子卸小売商	
											月円50.00	月円8.00				

ケース番号	職業	年齢	性別	身体状況	学歴	住所	本籍	未既婚	家族数(別居者数)	補助的収入者	生活費	住居状況	主要な前職	備考
											収入	支出	家賃	
114	無	25	男	27	男	小卒	横浜町	未	2(1)		月円35.00	月円8.50	知人宅	飲食店皿洗
115	無	27	男	27	男	横浜町	横浜町	既	7				車庫管理業	
116	雜役人夫(月10日稼動)	27	男	27	男	横浜町	横浜町	未	1				飲食店	
117	無	21	男	27	男	横浜市	横浜市	既					公一社	子供月謝免除
118	雜役人夫	21	男	27	男	横浜市	横浜市	未					スター会社	
119	無	21	男	27	男	横浜市	横浜市	未					オイル社	
120	無	40	男	目下不定	目下不定	東京都	東京都	既(離)	1				セルロイド業	
121	土方	25	男	小学中退	目下不定	本島根県	本島根県	既(別)	1				菓子商	
122	製本所職工	22	男	商業学校卒	神田綿町	大阪市	大阪市	未	1				国際運送株式会社	
											住込			

(注) 記載のないところは不明。

三河島貧民窟における政治に対する感想を語り合った5人の失業者については、詳細まったく不明

いているが、あれは誤りで、仕事がなければ、鐵屑を拾つたり、(一貫目九銭位に売れる)針金を集めたりする。……そして、これは公表しちやどうかと考るが、干物や傘や靴などを失敬するコソ泥位は決して悪い量見ではやつてない。だから一般人は、不要な物があつたら、往来へ日のつくようにして掛けてやるべしだ。……要するに食わずにいる様なことはない。」(傍点筆者)

・事例三(古物商、四八才)

「日露戦争の前後、銅鉄類の値が非常に高くなつたので、方向転換して古物商となり、正直を看板に各方面から相当に信用を博し、得意先で資本等も貸して呉れる人も出来、細々ながらも同業をつづけて行くことが出来たが、最近に至つては、簡単な商売丈に失業者群が、この方面に進出し、全く権益を犯された型で毎日商売も休業状態である。」(傍点筆者)

すなわち、当時の不況下で過剰化され排除された各階層からの失業者が、ゆき場もなくその日その糧をこの研究による名目的自営業の諸階層としての難業に求めて洪水のように押しよせたため、それまでの自営業者層としての古物商、屑鉄商など自立的営業者の波落その名目化を、早めていったという関係になる。

しかし、本章の方法にしたがえば、その場合、第一に、慢性的不況の影響が、一体どのような労働力の場合に、どのような過程を通じて、どういう工合にあらわれたかを見る必要がある。
そこで、まず、労働力の性格を、「通常」「老衰(五〇才以上のもの、たんなる自然年令ではなく、職業年令としての限界を意味する。)」

「欠如(身体障害、精神異常、慢性的疾病など)」の三つにわけ、それと職種群別との関連をとらえてみた。(第3表)それによると、第3表の太線の括弧のなか、すなわち、通常のものは、日雇労働者、老衰のものは名目的な自営業者、欠損のものは無業であることが、典型的なことがわかつた。つまり、当時の慢性的な不況のもとで、通常の労働力をもつたものは、たとえ失業することがあつても、第二章でのべられたような日雇労働者になつたが、だいに老年化してきたものは、その日雇労働者にもなりえず、浮浪的な名目的自営業者層に停滯あるいは失業し、さらに、身体障害者など、通常の労働力を所有しないものは、全く無業にならざるを得なくなつてしまつたものといえる。

それらの過程については、各類型ごとに、よくわしく、つぎのべてゆこう。

(1)(2)(3)については、日本女子大学「社会福祉」八号に、昨年度発表した「都市生活と貧困の研究その二」を参照のこと。

第3表 労働力類型別就業形態

労働力 職種群	通 常	老 衰	欠 損	計
日雇労働者	21 (25.6)	0	0	21 (17.2)
名目的自営業者	17 (20.7)	12 (52.2)	4 (23.5)	33 (27.0)
失業および無業	44 (53.7)	11 (47.8)	13 (76.5)	68 (55.8)
計	82 (100.0)	23 (100.0)	17 (100.0)	122 (100.0)

第三節 各類型にみられる転落過程

イ 通常者の場合

第4表 労働能力者類型別就業形態

類型 就業形態	青年単身者	壮年妻帯者
日雇労働者	10 (23.3)	11 (28.2)
名目的自営業者	0	17 (43.6)
失業および無業	33 (76.7)	11 (28.2)
計	43 (100.0)	39 (100.0)

一応健康な身体をもつた普通の成人男子労働者の場合、さらにそれを大別すると、青年単身者と壮年妻帯者にわけうる。それは、労働力の性質の相異と同時に、その再生産の条件、さらに、その供給条件のちがいであるともいえよう。本調査の場合、単身者の最低年令は一九才、最高年令は三七才、一方、妻帯者の場合、最低二五才、最高四八才であった。したがつて、一応、単身者を青年単身者とし、妻帯者を壮年妻帯者と考え、その就業形態との関連をみると、第四表のようになつた。顯著なちがいは、青年単身者の場合、失業および無職のものが、圧倒的に多く、名目的自営業者がいないことと、壮年妻帯者の場合は、名目的自営業者が多いことである。その関係を、この類型の典型的な就業形態と思われる日雇労働者のそれと関連せしめながら、以下、事例によつて、究明してゆこう。(以下事例の傍点は、すべて筆者)

この調査がしめす範囲において、青年単身者のとくに失業者の約八割は、東京出生のものではなく、いわゆる上京青年である。

「現在は、植木職の手伝として叔父の家に寄食しているが、近頃は

そして、郷里を出て東京で就職したが、そこが不況で業務不振におちり、解雇され失職したものが、ほとんどである。

・事例五三(二四才)

「当人の郷里は百姓をやつているが、当人は昭和二年に上京し、間もなく金物工場に挽物職工としてはいり、今度そこを解雇されたのである。同工場では、住込みで月に食外二〇円を貰つていたが、此の度、同工場が業務不振で五人中四人の傭い人を整理するに当つて解雇されたものである。……現在仕事が見つかる迄という条件で雇主の家に寄食している。」

・事例五六(二〇才)

「当人は、郷里で百姓をしていた。昭和三年八月上京し、一時金物問屋の店員をやつていたが、後、人造石研出屋の職人となつて、本年八月一五日頃遅そこにつとめていた。同所が業務不振で仕事が無いため、雇主と相談して協議的にやめたのである。現在、兄の家に寄宿していくわせて貰つていい。」

大部分のものが、親類、友人、知人などの家に寄宿し、知人や職業紹介所によつて、就職口を探している。しかし、いまだ、職業や生活には、楽天的あるいは意欲的な考えをもつているものが多い。

・事例一一七(二一才)

「志をたてて出で来た以上は、どんな仕事でもやり、その内に適当な仕事を探せばよからうと思う。あくまで、東京で働く決心である。」

・事例一一九(年令不明)

「現在は、植木職の手伝として叔父の家に寄食しているが、近頃は

植木屋も不景気のため困っている。早く独立で生活の出来る仕事に従事し、老いぬ中に金を蓄えて商売をしたいと思う。」

しかし、そのうちに、職はみづからず、しだいにあきらめていくようになつていぐ。

・事例四八（二三才）

「仕事をさがすため、私立職業紹介所に二度行つたが、二度とも七〇銭の手数料をとられたまゝ口がなくダマされたので、市立職業紹介所に泣きついた。……上京当時は、東京で商売して成功したいと考えたが、世間の事情を見ると成功など覚束ないと思うようになつた。思う通りに行かぬ世の中である。」

そして、すでに、第2表にしめされたごとく、当時の不況によつて波落・衰退しつゝあつた名目的な自営業者層のなかにははいらず、あるいははいれず、第二章でのべられた日雇労働者のなかへはいつていく。すなわち、厳しい現実の前に、いくたびか夢を破られつゝ、ついに土工・仲仕・人夫などになつていつたのである。

・事例八七（三一才）

「九州小倉市の太工の家に生れる。徵兵検査後、自動車業をやつている知人を頼つて行き、運転手になるつもりだったが、中々運転の練習するような暇もなく、且、段々不景氣でその店も不振になつてきたので、最初の理想も消え、昨年春一先ず郷里へ帰つた。父と兄も、ほんのたゞき大工で家計貧しく自分はアラアラしていられないため、周旋屋の手で北海道のタコ部屋へ行つた。去年の暮に、北海道から横浜へ帰り、それから川崎市で或る土方部屋に入り、親方が

深川門前仲町に移転したについて一しょに来た。」

・事例一一八（二七才）

「知人と、成功すれば利益を分ける約束で、無月給で共同の菓子店を開いたが、資金が少なかつた為失敗し、八月上旬閉店した。菓子屋の勤め先もないので生活に困り八月一〇日、中区の前の桜原組の人夫部屋に入つたが働く仕事が少いため九〇銭の食費に追われて働くた日の収入一円八〇銭では不足勝なので二〇日に部屋を出た。以来横浜ドックの人夫市場に毎朝五時でかけている。」

一方、壮年妻帯者のなかには、名目的な自営業者のものも、かなりいる。しかし、それらのほとんどは、大体、大正期以前から、その職業についているものである。そして、この頃より、しだいに不景気になつてきている。

・事例八（四三才）

「上京して先づ小料理屋に板場として見習にはいり、後独立して稻荷すしの大道売を始めた。大道売と云つても屋台店ではなく幾つかの箱にすしをつめて之を肩に担いで宵から明方に掛けて流して歩くので主として花柳界方面や下町が得意で此の商売をやり初めて一九年にもなる。景気の良かつたのは何と言つても大正九年頃で、当時売上の多い日は、一六、七円もあつた。……最近は、三円から甚だしい日は六〇銭位で平均すると壹円五、六〇銭の売上げしかなく、毎夜九時頃でかけて、午前三時頃帰宅する。」

・事例四（三七才）

「実家は貧農、大正一三年に上京し、現在所に居住し、土方や鶴職

や植木屋の手伝いなどをやって、一五年から現業の屑屋渡世を始めた。しかし、さいきん、ここにも不景気風はおそって、それにあぶれた自由労働者が、ごく簡単にできる屑屋渡世に早変わりするので、

全く稼業は失業状態で、わずか七円の家賃も五ヶ月も滞納して居る。」

当時は、名目的自営業者層のみではなく、一般的の自営業者層の衰退・没落が、いかにひどかったかは、昨年の研究でも、すでに指摘したところである。この調査の壮年妻帯者中の失業および無業者の十一ケース中、一〇ケースまでが、直接・間接をとわすそれにによるものであることによつても、それは推察できよう。彼らは、しばらくの間は、貯蓄をおろし、入質や売ぐいをしている。また、妻の内職や、田舎からの補助で生活している場合もある。

・事例二四（三八才）

「父親の死後、父親の商売であった銅器製造販売を引き継ぎ、二〇年ばかりやつて來たが、近年「アルミ」製造に押され、且又工場の大半が製品に圧倒されて商売が立ちゆかず、遂に倒産したものである。倒産後、イカケ商売をやつたが、これも仕事がほとんどなく、今では入質、家財売等をして辛うじて生活をしている。」

そして、せっぱつまつてくると、いかなる労働もいとわない心境となつてくるのである。

・事例二九（三八才）

「長年深川木場にて材木屋に年期奉公をして材木商を覚え独立して材木商を始めたが、貸倒れで立ち行かぬため店をたたんだが、材木屋は年期程度で有給の番頭を雇う向も殆どなく、又、最近材木業が

全く不景気のため就職口もなかつた……。失業後は、あらゆる手段を尽して仕事を求めているが未だに得られない。……労働も厭はない。」

ところで、当時の日雇労働者のなかに、没落したものが多かつたことは、すでに、第二章で指摘したところである。その事例と、一方、すでに長期間、日雇労働者として滞留していたものの例を、つぎにしめておこう。

・事例九三（四九才）

「震災前までは芝で食料品の製造卸商をやり人も数人使っていたが、全焼したので品川に出てカフェを開業したが、しだいに不景気となり、昨年八月妻に死なれたので一〇才の女児と八才の男児を東京の祖母の所に預け、九月にカフェを閉じて就業先をさがしたが、見わしいものはない、横浜に来て遂に自由労働者となり働いて、が仕事のない日が多く、暫く一人で過すだけである。宿泊料一五錢七錢の食料にも困つて、一日に一度か二度で我慢している有様で、明日の不安で眠り得ぬ夜がある。希望は、只三度の飯が食いたいことである。」

・事例一一（年令不明）

「実家は農家で大正七年上京するまで、実直に其手伝をして居たが、農村も段々行きづまつてきたので、東京に出て一稼ぎする積りで來たが、何等腕に職のない同人はやはり労働でもするより外に途がない、まづ芝浦で人夫として働いた。河岸の荷上げ等を骨惜みなく懸命にやつたので、収入も当時は二円五〇銭から三円もあつた。そこ

が追々仕事が無くなつたので、今度は左官の手伝や輕子等何でもやらないものはなかつた。」

事例九三のように、少額の資本か、なんらかの技能をもつていたものは、一応、自営業者層になつて、その後没落していいるが、事例一二のように、なんら腕に職もなく、資本もないものは、すでに、大正期以前より、日雇労働者階層を形成しつつあつたものと思われる。

しかし、日雇労働者は、はげしい肉体労働を要求される人夫、土工などの職から、四〇才代も終りになり、しだいに年老いてくると、このような日雇労働者からさえ脱落せざるをえなくなつてくる。つきのような幸運にめぐまれて、常傭の雜役夫に転化したもの以外は、しだいに、より悲惨な生活へ転落していったのである。

・事例九（四九才）

「郷里の実家は小さいながら呉服反物商をやつていたが、本人は一七年前に上京した。その間、紡績会社、製紙会社、飾工場、建物

会社、下谷、淺草等の区役所の塵芥人夫等をやつて、三年前に近くにある武田化製所に雜役夫として働く様になり、今日もそこにつとめている。本人は、此長屋では、自分たちは全く幸運者であるといつている。」

悲惨な例としては、つきのふたつをあげておこう。

・事例一〇二（四六才）

「一八才の時國を出で大阪で三年ばかり自由労働をしていたが、世話する人があつて、関西鉄道の線路工夫になつた。二七才の時、千葉県銚子町で料理屋をやつていた叔父の店をやることになつたが、

二九才のとき、叔父に返して、横浜に出て、ふたたび自由労働になつた。以来、横浜市内の各所に転々としながら生活して來た。歐州大戦の頃、震災直後は好景氣でぼろい稼もあつたが、皆酒色に費い果した。昭和三年からは、段々と不景気になり併せて老いて来るので、無理な仕事もできぬようになつて困つてきている。」

・事例一〇四（三九才）

「……震災後、横浜ドックの平野組に入りベンキ職として働いていた。大正一三年末になつて、仕事がなくなり、沖人夫などをしていた。しかし、その後、病氣をしたし、老いてきたので、過激な労働はできず、病院の賄の臨時屋となり、月給一五円をもらつたが、八月になつてからは、わずか、横浜ドックで三日（日給一円七〇錢）働いただけで、此の有様で仕事がないならうえねばならぬ。仕事のない時は、やけになつて、強盜でもしたくなる時があるが、家族や親類のことなどを思つて思い止まる。」

口 老衰者の場合

四〇代も終りに近づくと、土工・仲仕など重筋労働の日雇労働者の市場からしだいに排除されてくる傾向については、すでにみてきた。五〇才以上には、第二表でもわかるように、日雇労働者のものは、事例としては一人もいなかつた。まだ、働きうると思っているものでも、つきのような状態である。

・事例八二（五〇才）

「始め電気器具商をいとなんでいたが、大正一四年頃に事業に失敗した。……その後土工をやつたこともあつたが、今度の失業前ま

では、土方親分中島組の手によつて電気内線雑役工をやつていた。

最近、中島組の仕事を与えられず失業す。失業後は、職業紹介所、土工親分等の関係を辿つて土工人夫の仕事を求め所々探し廻つていが、年令五〇才といふとのために、大抵拒絕される。身体は至極強健、人夫の仕事にはたえうる。頭を染めてやれば若く見えて仕事が得られるかもしれないが、染めるにも金が必要からと本人はコボしている。……もう仕方がないから警察に頼んでどうかして貰うかと思つてゐる。」

老令者のなかで、多少でも働ける者は、それまでいとなんできた自営業をほそぼそといとなむ道しかのこされていないのである。しかも、時代のなかで、その自営業は、老いの慘めさに拍車をかけるように、衰退の一路をたどつてゐるのである。その典型的な事例として、本調査の最高年令者の事例を、つぎにあげておこう。

・事例一〇（六五才）

「二五才の時に上京して最初は米屋等も小さいながら出したこともあつたが失敗し、それから車夫になつて実に三〇余年間をその道で暮して來た。円タクの嵐は根こそぎ車の勢力を追払ひ三〇余年間を同業でやつてきた同人には、車夫の離散が色々な悲劇をつくったことを知つてゐる。そしてやがて、自分の身に迄及ぼして来ることを、どんなに恐怖したことか。しかしよる年波で今更改めて普通の労働も出来ず、また、たとえおでん屋をやるにも、小資本はかゝるし、やむをえず夫婦が、のりをなめても生きて行ければそれで良いといふあきらめの中に、もぢなれた櫛棒を握つて、毎夜九時頃から、

永い間得意の土地である吉原土手や浅草に出でてゐる。しかし、この正直な老車夫に進んで乗ろうとする客は殆どなく、無理矢理に押付けて、ごく低廉の賃金で辛うじて息をつくが、本年などは、月平均僅かに一五円位しか収入がなく、老妻の内職で漸く生きて行くと。質屋ももうすっかり止まつて、老夫妻は、涙を浮かべて行先を案じて居る。」

なお、この事例については、とくに調査者が、「六五才の老の身で、夜は九時頃から明方の五時頃まで、的もない客を待つたり流して歩くのは、確に、一片の悲劇でなくてなんであろう」と、わざわざつづくわえている。

老令者の場合、とくに、注目にあたひする点は、その家族構成である。「三ヶース中、十一ヶースは、独身あるいは家族に死にわかれ、单身のものである。また、家族があるものでも、子どもや妻が病氣である場合が多い。子どもが健康で、家をさゝえている例としては、本調査中の最高所得者であるつぎのような事例がある。

・事例六（五二才）

「古くから植木職で震災前まで、宮内省に雇われて相当信用を得ていたが、震災後、解雇され、其後、之という仕事もなくトンネル長屋の差配や人夫に出かけるが、最近では、満足に働ける日が月に一〇日か、一二日位で勢い子供達の働きで一家八人の生活をかうじて支えている。一六になる長男が、洗濯屋に奉公して住込んで月四〇円の給料を得てゐるので同人の小遣を別として大半生活費に這入り、一九の長女は神宮裏の製本屋に奉公して月二〇円をもつて帰

り、妻君の内職と一家合して、毎月約八〇円位の収入となる。」

これと対照的なのは、独身でごした露店商人の老令者の例であろう。

・事例三八（六二才）

「どん底の無料長屋にて、のりとニカワの鍋を傍らに置いて、しきりに手細工の竹鉄砲を製造している。一三才の時上京、商店の小僧からあらゆる仕事をやつて零落し、現在の竹鉄砲はすでに三〇年もやつている。一本二銭で縁日などで子供を相手にうる。一度も、結婚した事なし。」

これについては、「もうろくせるおやじで、何れは養老院で救済するか、行き倒れになるはかなし」と、注がついている。戦前の家族制度のもとでは、それが生活保障的役割をなしてきただけに、老令時の孤独ということは、その限りでは今日以上に、貧困への決定的契機となつたであらうことは、想像にがたくない。

ハ 労働力欠如者の場合

通常の労働力をもつてゐるものでさえも、失業者がふえ、その貧窮化が顕在化してきていたこの時期に、身体障害者、慢性的な病人、精神異常者など労働力の欠如者が、いかに悲惨であつたかは、いうまでもないであらう。第2表でもみたように、彼らのほとんどは、無業者であった。

彼らの生活は、最下層中のもっとも底辺をなし、公的又は私的に扶養される以外にない生活であるといえよう。その生活は、つきの事例のように、子どもの犠牲により、かろうじて、さゝえられていた。

・事例一八（四六才）

「郷里では、鋳物商を営み、日露の役には出征して名譽の戦傷まで受けた壯夫だったが、商売は面白く行かず、何の当もなく上京して一年になる。それに、本人は、ぜんそくを患い稼ぎにも行かれず途方にくれたあげくは、「五才になる長男が、京橋の須田町食堂で、月九円の契約で勤めているので、そこでかけて一五〇円の前借をして、一家を支えてきた。」

しかし、その生活は、まさに、どん底そのもので、「汚物と臭氣は、

実に人生のどん底を語る。四畳半のぼろぼろの畳には親子五人に今一世帯夫婦がいる。全員の裸の生活で、主人は一枚の半纏に腹掛、妻君はよれよれの腰巻に垢だらけの晒の襦袢が一枚、世帯道具としては、かけた木の火鉢にきずだらけの茶漬茶碗と何がしの布団だけしか見当らない」とのべてある。

また、当時の社会事業のさゝえが、いかにとぼしかつたかについては、つきのような事例がある。

・事例三二（五一才）

「元來の木挽職であるが、材木屋が機械を多く使う様になり、木挽の仕事が追々不景気になるにつれ、生活もしだいに苦しくなり、大正一五年三河島に流れこむ。昨年は、不景気のうちにも、一体に仕事はある方だったので、少しは人間らしい正月をしようと思つて、るところへ、一〇月二七日に当時働いていた材木屋で、材木の下敷になり左の足を折つた。……本年六月二〇日に至つて漸く両杖をついて歩けるようになつたが、その頃から脚気におかされて又身動

きができるようになり、六月二二日から、済生会で薬をもらつての
んでいるが、いまだに、快方に向わず唇までしびれている有様で
あるが、済生会の医者は絶対に来て診ては呉れない。あまつさへ、
自分の足を折る少し前、昨年一〇月二〇日には、妻が中風でたおれ
たが、間もなく自分がたおれたので、妻は医者にも診て貰うわけに
行かなかつたが、一二月になつて、巡回病院で漸く診て貰うことが
出来た始末であつた。」

この世帯は、世帯主の妹が、たまたま未亡人となつて寄宿していた
ため、その人の風船はりの内職（一〇〇個一七錢）で、生活している
状態である。調査者は、さいごに、「この男は、現在では脚氣で唇ま
でもしびれているような余程の重態で、すてて置けば、みるところ、
早晚病死するものと見受けられる。済生会の医者が往診しないこと、
不親切なことに対するは、他でも非難が多かつた。この男の妻は、中
風で歩けるようになつたとはい、見るから廢疾者で、傾いた家の汚
れきつた六畳の一室に動けぬ主人公の傍に便器を置く等、その陰惨な
光景は、此世のものとは思われない。」とのべている。

なお、労働力欠如者の最低年令は、二一才最高年令は五一才、単身
者は、一七ヶース中八ヶース、約半数をしめていた。

要約にかえて

当時の慢性的不況のもとで、とくに昭和初頭の恐慌以後、都市にお
ける貧困者がいっそう増大したことは、周知のとおりである。その状
況および過程を、以上の事例的研究からつぎのようにまとめることができよう。

(1) 当時の主として自営業の没落によつて生じた失業者は、しだいに、
日雇労働者として働くことを余儀なくされた。

(2) しかし、日雇労働者として働きうる時期は、青、壯年の時代であ
つて、やがて、老衰してくると、その労働市場からは、排除される
のがつねであった。しかも、彼らにとつて、かつては就労可能な自
営業は、当時、急速に衰退しつゝあつた。とくに、子どもがなく、
家庭制度のもとにおける扶養があたえられない孤独な老人は、急激
に貧窮化していった。

(3) なお、労災、戦傷などによる労働力の欠如者は、より以上にみじ
めであつた。職業は、いうまでもなく、公的扶助もあたえられず、
家族全體が犠牲になりつゝ、最底辺に滯留していたのである。

(1)と(2)の関係すなわち、一般的な労働能力者の転落過程を、年令に
よる就業形態の推移において図示してみると、第1図のようになる。

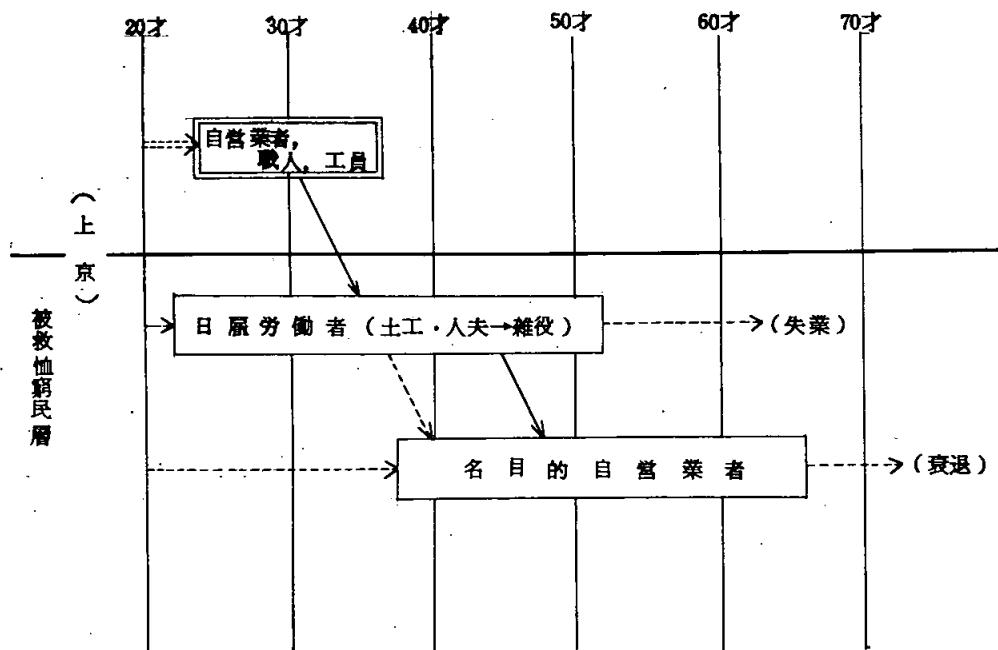
おわりに

さて、以上各章を通じて、小論冒頭に述べた研究の課題に、われわれは答えてきた。その結果は昨年度の報告で与えられた結論があやまつていなことを確認するものだと思う。その要旨は各章末尾に要約としてのべておいたのでここではくりかえさない。

ただ本年度研究の課題の第二の後半に關しては充分に答えられてな
い。紙巾の関係もあり若干をここにつけ加えるにとどめておきたい。

現在、われわれは「低所得階層」とか「ボーダーライン層」という
言葉を、ある意味で貧困層を一括して示すために用いる。戦前におい
てはそれは「要保護階層」という言葉に当るものと思われる。これら

第1図 年令による就業形態の推移



この概念はその内容が必ずしも明らかでなく、またしたがつてそれについての一一致した意見も存在しないが、それを経済学的に規定すれば、結局それは「劣等（又は普通以下）労働力」による、「劣等（又は普通以下）職業」に就業し所得を得ている階層といつてよいだろう。(1) 通されたい。

(1) この概念については、先述のように、社会福祉学会機関誌三号の江口の論文を参考されたい。

ところでこのような「劣等」又は「普通以下」なる概念は、もともと本質的に社会的経済的なものであつて、それはいわば資本制経済社会においてはじめて広汎にそして本格的なものとして現実的に存立するものといえよう。ブリミティブな経済社会では、労働力に関するいえば、労働力であるか、非労働力か、そのいづれかで、そのいわば中間的なものとしての前述の概念は成立しなかつただろう。また就業又は職業についても、それをもつ場合（有職業）か、もたない場合（無職業）か、のいづれかだつただろう。もともと職業であつて職業でないとか、就業しているが本来的な就業といえない職業とかいった、「普通以下」の「劣等」な職業などという概念は、それ自身が矛盾を含んだ概念である。しかるにそれが資本主義社会では、この体制の存する限り、恒常的な、いわば範疇的存在となる。それは資本制経済社会それ自体の矛盾に基因するものなのである。

ところで戦前昭和の日本の都市社会を見ると、経済の社会構成のいわば未熟な発達から、このような「低所得階層」とか、「要保護階層」の存立のため、前述の「劣等」又は「普通以下」の労働力・職業なる概念を存立せしむべき資本制経済機構が、現在ほど廣汎にそして根深

いものとして存立していなかつたと思われる。それは戦前の社会構成の中心たる自営業者層の就業諸形態の限界とその急速な衰退を見ればうなづかれるところである。

したがつて、戦後の現在の社会に較べていえば、社会的標準としての労働力＝労働能力を持たないものは、一義的に、労働力の欠除せるもの－非労働力として、更に職業を持たないものは、即無業（又は失業）として、存立するものであり、若し私的扶養を欠くときは、直ちに公的被救恤層として現わされるという構造をもつのが戦前の社会といえるであろう。ここでは要「保護」層というより要「救護」層といつた方が、より正確であろう。「救護法」の適用はしかも範囲が限定されていたのだから、労働力の欠除者・職業の欠除者を待つのは、文字通り早老、死ということなのであろう。

ともあれ、貧困層は、昨年度報告及び本年度報告に分析されたようない社会的存立形態と形成過程を持つにせよ、それはそれとして、戦後のそれに對し、經濟的社會的な側面よりも、いわば自然的な側面をより強く表示して現われたであろう。われわれはここで戦後の「都市生活と貧困」の研究に立ち向かおうと思う。